第 60 回

事　務　年　報

平成 22 年度

国　税　庁

は　し　が　き

国税庁におきましては、国税庁の使命である納税者の自発的な納税義務の履行の適正かつ円滑な実現に向けて、国税電子申告・納税システム（e-Tax)をはじめ様々な納税者サービスの充実に努めております。

このような取組の一環として、毎年、国税庁が取り組んでいる事務運営の状況や各種計数を「事務年報」として取りまとめ、納税者の皆様に税務行政の現状をお知らせしており、もって行政の透明性の確保を図ってまいりたいと考えております。

この冊子は、平成22事務年度（平成22年７月～平成23年６月）について取りまとめたものでありますが、今後様々な分野で参考とされ、税務行政に対するご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

平成24年３月

国税庁長官　川　北　　力

目　　次

第１部　総　説 1
第１章　平成22事務年度（平成22.7.1～平成23.6.30）の主要事項 3
１　東日本大震災への対応 3
２　税務行政における電子化の進展 4
３　内部事務一元化の定着に向けた取組 5
４　情報交換の積極的な実施 5
第２章　租税収入状況 7
第１節　経済概況 7
１　国内総生産 7
２　個人消費 7
３　住宅投資 7
４　民間設備投資、鉱工業生産及び企業収益 7
５　国際収支 8
６　労働力需要 8
７　物価動向 8
８　金利動向 8
第２節　租税収入状況 8
１　平成 22 年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況 8
２　主要税目別収入状況（平成 22 年度一般会計分） 9
第２部　税務行政の現況 11
第１章　申告、調査及び指導の状況 12
第１節　各税共通 12
１　資料情報事務 12
２　電子商取引への取組 13
第２節　申告所得税 13
１　概要 13
２　確定申告の状況 13
３　調査及び指導等の状況 14
４　寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務 17
第３節　源泉所得税 17
１　概要 17
２　課税の状況 18
３　調査及び指導の状況 18
第４節　法人税 19
１　概要 19

２　申告の状況 19
３　調査及び指導の状況 20
４　税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組 24
５　適格退職年金契約の承認事務 25
６　認定 NPO 法人制度の執行 25
第５節　相続税 25
１　概要 25
２　申告の状況 25
３　調査及び指導の状況 26
４　財産評価事務 26
第６節　贈与税 26
１　概要 26
２　申告の状況 27
３　調査及び指導の状況 27
第７節　地価税 27
第８節　酒税 27
１　概要 27
２　課税の状況 28
３　調査及び指導の状況 28
４　関税割当に関する事務 28
５　酒類の公正な取引環境の整備に関する事務 29
６　免許に関する事務 29
７　酒類の表示等に関する事務 30
８　清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の安定に関する事務..... 30
９　酒類業者の経営改善等に関する事務 30
10　酒類に係る資源の有効な利用の確保に関する事務 31
11　社会的要請への対応に関する事務 31
12　輸出環境の整備に関する事務 31
13　酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務 31
14　酒類の分析及び鑑定に関する事務 31
15　独立行政法人酒類総合研究所との連携 32
第９節　消費税 32
１　概要 32
２　申告・届出の状況 32
３　調査及び指導等の状況 33
第 10 節　その他の諸税 34
１　揮発油税及び地方揮発油税 34

２　印紙税……34
３　たばこ税及びたばこ特別税……35
４　石油ガス税……36
５　航空機燃料税……36
６　自動車重量税……36
７　電源開発促進税……37
８　石油石炭税……37
第２章　犯則の取締り……38
第１節　直接税……38
１　査察制度……38
２　国税査察官の職務……38
３　関係省庁との連絡……38
４　査察事務の状況……39
５　脱税の手段・方法等……39
第２節　間接税……40
１　犯則取締制度……40
２　通告処分制度……40
３　関係省庁との連絡……40
４　犯則取締りの状況……40
第３章　債権管理事務及び徴収事務……42
第１節　債権管理事務……42
１　概要……42
２　事務処理の状況……42
第２節　徴収事務……44
１　概要……44
２　滞納の状況……44
３　滞納整理事務の実施状況……46
第４章　国際税務……48
１　概要……48
２　外国税務当局との協議……48
３　国際的な調査協力……48
４　国際会議への参加……48
５　技術協力……48
第５章　広報……50
第１節　広報広聴事務……50
１　概要……50
２　納税道義の高揚に関する事務……50

３　税に関する知識の普及と向上に関する事務 51
４　広聴に関する事務 52
５　報道に関する事務 52
６　その他 52
第２節　刊行物等 52
第６章　税務相談等及び苦情 57
第１節　税務相談等 57
１　概要 57
２　税務相談等の状況 57
第２節　苦情 57
第７章　情報公開・個人情報保護及び実績の評価 58
第１節　情報公開 58
１　概要 58
２　施行状況 58
第２節　個人情報保護 59
１　概要 59
２　施行状況 59
第３節　実績の評価 60
１　概要 60
２　平成 22 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画..... 60
３　平成 21 事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書..... 60
第８章　税務協力体制 61
第１節　関係民間団体 61
１　日本税理士会連合会 61
２　日本税務協会 61
３　全国青色申告会総連合 61
４　全国法人会総連合 62
５　酒類業組合等 63
６　全国間税会総連合会 66
７　全国納税貯蓄組合連合会 67
８　納税協会連合会 68
第２節　表彰 69
１　叙勲及び褒章 69
２　納税表彰 69
３　感謝状の贈呈 69
第９章　権利救済 70
第１節　不服申立て 70

１　概要……70
２　異議申立て……70
３　審査請求……70
第２節　訴訟……72
１　課税関係訴訟……72
２　徴収関係訴訟……74
第10章　税理士制度……76
１　概要……76
２　税理士の登録等……76
３　書面添付制度の普及に向けた取組……76
４　税理士業務の適正な運営の確保……77
第３部　税務行政の組織等……79
第１章　組織及び管理……81
第１節　機構及び定員……81
１　機構……81
２　定員……81
第２節　任用及び採用試験……82
１　任用……82
２　採用試験……83
第３節　給与及び福利厚生……84
１　給与……84
２　福利厚生……84
第４節　国税庁特定事業主行動計画……85
１　概要……85
２　具体的な子育てと仕事の両立支援策……85
第５節　規律……85
１　服務……85
２　監察……85
第６節　事務の管理・企画……86
１　事務処理の情報システム化……86
２　電子申告等の運用……86
３　事務の監察……87
４　提案制度……88
第７節　会計……88
１　予算……88
２　営繕……90
第２章　特別の機関等……91

第１節　国税不服審判所 91
１　概要 91
２　審査請求事件の請求状況 91
３　審査請求事件の処理状況 91
４　国税不服審判所長を行政庁とする訴訟 92
第２節　税務大学校 92
１　概要 92
２　長期研修 92
３　短期研修 95
４　通信研修 96
５　その他 96
第３節　国税審議会 96
１　概要 96
２　所掌事務 97
３　委員 97
４　国税審議会の開催状況 97
５　税理士試験 98
第４節　土地評価審議会 98
１　概要 98
２　審議の状況 98

〔付録〕 99
1　用語の解説 99
2　付表 113
第１表　平成22年度租税及び印紙収入決算額調 115
第２表　申告所得税の課税状況 116
第３表　譲渡所得の課税状況 116
第４表　青色申告の承認申請状況 117
第５表　記帳制度の適用者数（個人）の状況 117
第６表　小企業者に対する記帳指導の状況 117
第７表　源泉徴収義務者の状況 118
第８表　源泉所得税の課税状況 118
第９表　法人数の状況 119
第10表　資本階級別普通法人数 119
第11表　法人税の申告状況 120
第12表　法人税実地調査の状況 120
第13表　相続財産の種類別価額表 121
第14表　相続税の課税状況 121
第15表　平成23年分都道府県庁所在都市の最高路線価 122
第16表　贈与税の課税状況 123
第17表　酒税の課税状況 124
第18表　酒類の生産状況 125
第19表　酒類の製造及び販売業の免許場数 126
第20表　揮発油税及び地方揮発油税の課税状況 127
第21表　現金納付による印紙税の課税状況 128
第22表　たばこ税の課税状況 129
第23表　石油ガス税の課税状況 130
第24表　航空機燃料税の課税状況 130
第25表　自動車重量税の課税状況 131
第26表　電源開発促進税の課税状況 131
第27表　石油石炭税の課税状況 132
第28表　査察事件の処理事績 133
第29表　間接国税犯則事件の処理事績 133
第30表　物納（物納の撤回）の処理状況 134
第31表　延納の処理状況 134
第32表　平成22年度徴収決定等の状況 135
第33表　平成22年度還付金等の支払決定の状況 135
第34表　平成22年度税目別徴収決定等の状況 136

第35表　振替納税利用状況 137
第36表　滞納の発生及び整理状況 138
第37表　１億円以上の滞納整理中のものの業種別状況 139
第38表　相互協議事案発生件数の推移 140
第39表　納税者支援調整官の派遣先税務署等の状況 141
第40表　電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数..... 141
第41表　叙勲及び褒章の状況 142
第42表　納税表彰の実施状況 142
第43表　国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況 142
第44表　異議申立ての処理状況 143
第45表　審査請求の処理状況 143
第46表　訴訟事件の終結状況 144
第47表　国税庁職員定員表 145
第48表　提案受理件数及び国税庁入賞件数 145
第49表　平成22年度予算の事項別内訳 146
第50表　徴税費及びその使途別構成のすう勢 147
第51表　国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要 148
３　参考資料 149
国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令 151
国税庁の使命 153
税務運営方針（昭和51年４月１日） 154
平成22年度税制改正大綱の概要 171
平成22事務年度国税庁関係主要日誌 174

本文中の計図表目次

表１　平成22事務年度の主な法定資料の監査事績 13
表２　個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況 15
表３　申請の処理状況 17
表４　給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳 18
表５　源泉所得税の調査状況 19
表６　法人数の内訳 20
表７　法人税の申告状況 20
表８　法人税の調査状況 24
表９　消費税の課税事業者（選択）届出書等の提出件数 33
表10　消費税の課税件数 33
表11　消費税の課税額 33
表12　消費税の調査等状況 33
表13　新規発生滞納の税目別内訳 44
表14　整理済滞納の税目別内訳 45
表15　滞納整理中のものの税目別内訳 45
表16　１億円以上の滞納整理中のものの業種別内訳 46
表17　開示請求受付件数 58
表18　開示決定等の内訳 58
表19　開示請求受付件数 59
表20　開示決定等の内訳 59
表21　全国青色申告会総連合の組織 62
表22　酒類に関する公正競争規約等一覧表 65
表23　全国間税会総連合会の組織 66
表24　全国納税貯蓄組合連合会の組織 67
表25　納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示） 68
表26　異議申立事案の税目別発生及び処理状況 71
表27　異議申立事案の税目別・態様別処理状況 71
表28　課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況 72
表29　税理士登録者数等の状況 76
表30　税理士法第33条の２に規定する書面の添付割合（法人税） 77
表31　機構改正主要事項一覧表 82
表32　級別定数（税務職） 84
表33　オンライン利用拡大行動計画における重点15手続の利用件数と利用率 87
表34　予算の執行状況 89
表35　徴税コスト 89

表36　審査請求事件の請求状況 91
表37　審査請求事件の処理状況 92
表38　税務大学校の研修人員（平成22年度） 96

第　1　部

総　　説

第１章　平成22事務年度（平成22.7.1～平成23.6.30）の主要事項

１　東日本大震災への対応

⑴　被災と復旧

東日本大震災は、所得税等の確定申告期限の直前である平成23年３月11日(金)14時46分頃、多数の納税者が確定申告会場に来署している中で発生した。

この震災により、税務大学校仙台研修所の職員１名、石巻署及び相馬署の非常勤職員２名が亡くなり、職員の家族や住居も大きな被害を受けた。また、津波により大船渡署の１階が水没したほか、多数の局署庁舎における内外壁の亀裂、ライフライン（電気、ガス、水道）の寸断などの多大な被害が発生した。

これにより、震災直後の３月14日は、仙台局及び関信局管内の10署が業務を休止し、34署が窓口事務しか行えない状況となったが、４月18日には、庁舎が使用できない大船渡署及び須賀川署を除き、全ての署で通常業務の再開を果たした。

⑵　これまでの対応

東日本大震災への対応として、以下のような取組を行った。

イ　申告・納付等の期限の延長

３月12日に、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の国税に関する申告・納付等の期限を延長（地域指定）する旨公表した（３月15日告示)。これらの地域については、被災後の状況などを踏まえ、段階的に延長期限の期日を指定しているところであり、青森県及び茨城県については７月29日を期日として指定した。

また、今般の震災により、延長期限の期日までに申告・納付等の手続きが困難な納税者については、個別に期限の延長が認められることから（個別指定)、当該期日や個別指定について広報・周知し、納税者からの相談に適切に対応することとした。

ロ　災害に関する税務上の取扱い等の周知

震災発生後速やかに、次のような災害に関する税務上の取扱い等について、パンフレットやホームページ等を通じて周知・広報を行った。

(ｲ) 募金団体を通じた義援金等に係る確認手続の緩和（３月15日）

(ﾛ) 義援金を支出した場合の一般的な課税関係（３月18日）

(ﾊ) 災害に関する主な税務上の取扱い（資産の復旧費用や災害見舞金などの取扱い)（３月24日）

(ﾆ) 被災した酒類製造場等に係る酒類製造免許等の取扱いの特例（３月25日）

(ﾎ) 災害を受けた場合の納税の緩和制度（４月６日）

(ﾍ) 輸出用酒類に関する証明書の発行（４月８日）

(ﾄ) 被災酒類に係る酒税相当額の還付手続等の取扱いの特例（４月15日）

(ﾁ) 震災に関する諸費用の法人税の取扱い（４月20日）

(ﾘ) 損失額の合理的な計算方法による雑損控除の計算や自動車重量税・印紙税等の減免措置等（４月28日）

(ﾇ) 震災に関する諸費用の所得税の取扱い（６月８日）

ハ　避難中の納税者への対応

３月22日以降、東日本大震災により

被災した納税者等が全国の避難所等に避難している状況を踏まえ、税に関する相談、還付金の支払に関する問い合わせ及び納税証明書の交付等について、避難所等の最寄りの税務署で対応できる体制の整備を図った。

ニ　震災特例法の施行に伴う対応

４月27日、東日本大震災の被災者等の負担の軽減等を図るため「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」（震災特例法）が成立し、被害を受けた住宅や家財等につき、平成22年分所得税に係る雑損控除等の適用が可能となる措置などが創設された。

これに伴い、被災地域を所轄する署を中心として多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出が見込まれたことから、

(ｲ) 被災地域においては、署間、局署間や他局からの応援派遣の実施により必要な要員を確保する

(ﾛ) 仙台局、関信局、東京局での電話相談における東日本大震災に関する問い合わせには、専用番号「０番」を設け、相談員を増員して対応する、また、５月13日以降は、仙台局電話相談センターの東京サテライトを開設して対応する

(ﾊ) パンフレットや国税庁ホームページ等を通じて震災特例法の内容等について周知・広報する

(ﾆ) 被災地域や納税者の方の実情に応じて、説明会や出張相談等を実施する

(ﾎ) 制度の周知・広報、説明会等の実施に当たっては、地方団体・関係民間団体と連携、協調して対応する

(ﾍ) 避難所等の最寄りの税務署でも申告相談に対応する

などの取組みを行った。

ホ　被災地の税務署への応援体制

仙台局については、多数の申告・納税相談、更正の請求や還付申告書の提出に対応するため、４月25日以降、署間（延べ4,495人）、局署間（延べ1,621人）、東京局及び関信局等からの応援派遣（延べ1,102人）を行うことにより、必要な要員を確保した（6月末日現在）。

ヘ　国税職員の地方公共団体に対する人的支援

３月19日以降、仙台局において、２の県庁及び29の市役所等に対し、延べ4,794人の職員を派遣し、り災証明書の発行業務等の支援を行った（６月末日現在）。

２　税務行政における電子化の進展

⑴　国税電子申告・納税システム（e-Tax）の普及に向けた取組

e-Taxについては、平成20年９月に「オンライン利用拡大行動計画」（以下「行動計画」という。）がIT戦略本部において決定され、国税の重点15手続について、平成25年度末の利用率を65％とする新たな目標値が掲げられたことから、この目標値の達成に向けて、更なる普及に努めていくこととしている。

平成22事務年度においても、引き続き、e-Taxの普及を国税庁における当面の最重要課題の一つとして位置付け、各種施策に取り組んだ。具体的には、これまで同様、納税者への個別勧奨に加え、税理士に対して代理送信の協力を要請し、関係民間団体とも十分な連携を図るとともに、

新たに①e-Taxや確定申告書等作成コーナーの機能改善、②e-Tax受付時間の拡充などの利用者利便の向上を図った。

これらの結果、平成22年度における「行動計画」の重点手続の利用件数は17,566千件（前年対比106.0％）となり、利用率は50.2％（前年45.4％）となった。

今後も、e-Taxの更なる普及拡大を図るため、各種施策を積極的に実施していくこととしている。

⑵　所得税申告書等の地方団体へのデータ提供の開始

地方団体による所得税申告書等の閲覧については、従来、書面申告の場合は、複写式の申告書の回付により、e-Tax申告の場合は、税務署において紙出力した申告書の交付により行ってきたところだが、地方税法の改正により、国税庁と地方団体との間で所得税申告書等のデータ提供が可能となったことから、平成23年１月４日以降に提出される所得税申告書等について、地方団体に対しデータによる提供を開始した。

当該データ提供は、国税当局及び地方団体双方において、事務量削減等の効果が見込まれることから、更なる拡大に向けた施策として、現在、国税当局と地方団体の間で書面により情報提供を行っているもののうち、電子データ化を行うことで事務の効率化が見込まれる情報についてもデータによる提供が可能となるよう検討を進めている。

３　内部事務一元化の定着に向けた取組

内部事務一元化は、これまで税務署内の複数の部署で行っていた内部事務を可能な限り一つの部署（管理運営部門）で一体的に処理することにより事務の効率化を目指すとともに、納税者に対する受付窓口を一本化することにより納税者の利便性向上を目的とする施策である。

平成21年７月から全国の税務署に設置した管理運営部門においては、これまで、税務署内の複数の部署で税目別に行っていた同種の内部事務のうち、質問検査権等調査権限を行使しない事務を統合し、ＩＴを活用しながら一体的に処理を行っている。

平成22事務年度においては、職員の担当する事務を一定期間ごとに変更して未経験の事務の習得を進めるとともに、納税者の利便性向上の観点から、窓口事務に対する職員の対応能力の向上に努めるなど、これまでの事務系統にとらわれないより効率的な事務処理体制への移行を更に進めた。

４　情報交換の積極的な実施

経済のグローバル化に伴い、企業や個人の海外取引や資産の保有・運用が増加する中、適正・公平な課税を実現するため、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換を積極的に実施している。

平成22事務年度においては、バミューダとの租税協定が発効した（平成22年８月）ほか、シンガポール（平成22年７月）及びマレーシア（平成22年12月）との間で、国際基準への適合を主な内容とする改正租税条約が発効した。

こうした状況を受け、国税庁では各種会議や研修等を通じ、情報交換の積極的な利用を働きかけた結果、平成22年度に国税庁から外国税務当局に発した要請に基づく情報交換の件数は646件と前年度（315件）の2倍超に増加した。

また、国際タックスシェルター情報センター（JITSIC）に対して、平成19事務年度以降、ロンドン事務所に職員を派遣してき

たが、平成23年６月にワシントン事務所にも職員を新規に派遣し、最新の租税回避事例やその対応策等に関する情報収集・提供・共有の強化を図った。

第２章　租税収入状況

第１節　経済概況

平成22年度における我が国の経済情勢をみると、アジアを中心とした海外経済の堅調な成長、環境対応車の購入補助政策（エコカー補助金・減税）や家電エコポイント制度等により平成21年春頃から景気回復傾向を続けていた我が国の景気は、平成22年秋頃から、IT関連財、とりわけパソコン需要の減少を背景に、アジアを中心として生産調整が行われたことから、我が国の輸出も弱含み、さらにエコカー補助金の終了とも重なり、景気は足踏み状態となった。

その後、アジアにおける生産調整が進展するとともに、国内においてもエコカー補助金終了に伴う生産や消費の一時的な落ち込みが緩和していくにつれ、平成23年に入り景気は再び持ち直しに転じつつあった。

政府としても、「新成長戦略」（平成22年６月18日閣議決定）のフェーズⅠ（デフレ清算期間）が目指すデフレ脱却と景気の自律的回復に向けた道筋を確かなものとするため、成長と雇用に重点を置き、予算、税制、規制・制度面から最大限の努力を行うことを平成23年度経済財政運営の方針と位置づけたところであった（「平成23年度政府経済見通しと経済財政運営の基本的態度（平成23年１月14日閣議決定）」）。

しかしながら、平成23年3月11日に東日本大震災が発生したことにより、生産設備の毀損、サプライチェーンの障害、電力供給の制約等から我が国の景気は、生産面を中心に下押し圧力の強い状態となり、輸出や国内向けの出荷・販売に影響を与えている。

１　国内総生産

平成22年度の国内総生産の実質成長率は、平成21年度後半が外需や政策の需要創出・雇用下支え効果により高い成長となったことから、プラス成長が見込まれたが、震災による強い下押し圧力が懸念された。しかしながら、実質成長率は3.1％増（平成21年度2.1％減）、名目成長率は1.1％増（平成21年度3.2％減）といずれもプラス成長となった。

２　個人消費

平成22年度の全世帯の実質消費支出（家計調査）は、10月から12月に一部の財で駆け込み需要の反動がみられた後は持ち直しの動きがみられた。しかし、震災後は、一部の必需品への需要が高まった一方で、先行き不透明感を背景とする消費者マインドの慎重化が個人消費を下押しする動きが見られ、前年度比1.1％減（平成21年度同1.1％増）となった。実質民間最終消費支出は前年度比1.6％増（平成21年度同1.2％増）となった。

３　住宅投資

平成22年度の住宅建設は、在庫や価格の調整が進んだことや、借入金利の低下、政府の住宅購入促進策などの影響から、持家・分譲を中心に持ち直しの動きが見られ、新築住宅着工件数は81.9万戸で前年度比5.6％増（平成21年度同25.4％減）となった。実質民間住宅投資は前年度比2.3％増（平成21年度同21.0％減）となった。もっとも、震災の影響による供給制約などから、３月は減少した。

４　民間設備投資、鉱工業生産及び企業収益

平成22年度の民間設備投資は、実質で前年度比3.5％増（平成21年度同12.0％減）となった。

平成22年度の鉱工業生産は、前年度比

8.9％増（平成21年度同8.8％減）となった。

また、平成22年度の企業収益（法人企業統計）については、売上高（対前年度増加率）は、前年度比1.3％増（平成21年度同9.3％減）、経常利益は前年度比36.1％増（平成21年度同9.4％減）となった。

5　国際収支

平成22年度の輸出は、通関額（円ベース）で前年度比14.9％増（平成21年度同17.1％減）となり、輸入は前年度比16.0％増（平成21年度同25.2％減）となった。

この結果、平成22年度の貿易収支（国際収支ベース）は6.5兆円の黒字（平成21年度6.6兆円の黒字）、経常収支は16.1兆円の黒字（平成21年度15.8兆円の黒字）となった。

なお、平成22年度の対米ドル円相場は、円高傾向を辿り、９月には、６年半ぶりとなる為替介入が実施された。11月下旬から12月にかけては、一旦、84円台まで減価し、その後、80～83円台での動きを続けたが、震災後には、一時、既往最高値となる76円台をつける場面もみられた。こうした中、米国、英国、カナダ当局および欧州中央銀行との協調介入が実施され、３月末にかけて、83円台まで水準を戻した。

平成22年度平均では、85.71円／ドルと前年度（92.85円／ドル）より円高になった。

6　労働力需要

平成22年度の雇用情勢をみると、有効求人倍率は0.56倍（平成21年度0.45倍）と0.11倍上昇し、完全失業率は5.0％（平成21年度5.1％）となった。

7　物価動向

平成22年度の物価動向をみると、国内企業物価の前年比は国際商品市況の上昇の影響などから、年度末にかけて上昇基調で推移し、前年度比0.7％増（平成21年度同5.2％減）となり、消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、下落幅が縮小を続け、前年度比0.4％減（平成21年度同1.7％減）となった。

8　金利動向

平成22年度の金利の動向をみると、短期金融市場では、指標的なデータとされる無担保コールレート（オーバーナイト物）は、日本銀行の誘導目標（10月４、５日の金融政策決定会合までは0.1％前後、その後は０～0.1％程度）に沿って推移した。

長期金利は、12月にかけて、米国金利が上昇したことや、それを契機に投資家のポジション調整の動きがみられたことなどから、上昇した。その後は、米国金利の上昇が一服し、投資家のポジション調整の動きも一巡する中で、総じて小動きの展開となった。震災後から３月末にかけては、株価が弱含む局面で低下したあと、需給懸念などから幾分戻し、1.2％台での推移となった。

第２節　租税収入状況

1　平成22年度一般会計「租税及び印紙収入」収入状況

平成22年度一般会計「租税及び印紙収入」（以下「一般会計分税収」という。）の決算額は、41兆4,868億円であり、予算額（補正後予算額。以下同じ。）39兆6,430億円に対して１兆8,438億円（4.7％）の増収となり、前年度の決算額38兆7,331億円に対して２兆7,537億円（7.1％）の増収となった。

一般会計分税収の主な特色は次のとおりである。

⑴　源泉所得税及び申告所得税の一般会計分税収に占める割合（決算額ベース）は31.3％と前年度の 33.3％を下回っており、

一方、法人税の一般会計分税収に占める割合は 21.6%と前年度の 16.4%を上回った。

⑵　直接税（源泉所得税、申告所得税、法人税、相続税及び地価税）の特別会計分を含む税収総計に占める割合（決算額ベース）は 53.1%と前年度の 51.2%を上回った。

２　主要税目別収入状況（平成22年度一般会計分）

⑴　源泉所得税

源泉所得税の決算額は、10兆6,770億円であり、予算額に対して1,860億円（1.8%）の増収、前年度決算額に対して1,775億円（1.7%）の増収となった。

⑵　申告所得税

申告所得税の決算額は、２兆3,073億円であり、予算額に対して97億円（0.4%）の減収、前年度決算額に対して1,071億円（4.4%）の減収となった。

22年分所得税の確定申告状況を所得者別の申告納税額でみると、前年分に比べて、営業等所得者分が24億円（0.5%）減少、農業所得者分が45億円（21.3%）増加し、その他所得者分が315億円（1.8%）減少した。

なお、申告所得税の納税額全体に占める割合は、それぞれ、営業等所得者分20.6%、農業所得者分1.1%、その他所得者分78.3%となっている。

また、各所得者を通じた譲渡所得金額については、前年分に比べて2,264億円（6.7%）の増加となった。

⑶　法人税

法人税の決算額は８兆9,677億円であり、予算額に対して１兆4,787億円（19.7%）の増収、前年度決算額に対して２兆6,113億円（41.1%）の増収となった。

⑷　相続税

相続税の決算額は、１兆2,504億円であり、予算額に対して206億円（1.6%）の減収、前年度決算額に対して993億円（7.4%）の減収となった。

⑸　消費税

消費税の決算額は、10兆333億円であり、予算額に対して1,217億円（1.2%）の減収、前年度決算額に対して2,258億円（2.3%）の増収となった。

⑹　酒税

酒税の決算額は、１兆3,893億円であり、予算額に対して63億円（0.5%）の増収、前年度決算額に対して275億円（1.9%）の減収となった。

⑺　揮発油税

揮発油税の決算額は、２兆7,501億円であり、予算額に対して1,741億円（6.8%）の増収、前年度決算額に対して349億円（1.3%）の増収となった。

第　２　部

税務行政の現況

第１章　申告、調査及び指導の状況

第１節　各税共通

１　資料情報事務

資料情報は、申告額の適否の検討、無申告者の把握及び税務調査と税務指導の展開に直接役立つほか、納税者に適正な申告を促す機能を持っており、税務の運営にとって必要不可欠である。社会の国際化・高度情報化に伴い、不正取引、不正経理等不正の手口も巧妙化しているところであり、このような環境の下で資料情報の果たす役割は極めて高い。

⑴　法定資料の提出状況等

法定資料としては、所得税法で42種類、相続税法で４種類、租税特別措置法で６種類、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（以下「国外送金等調書提出法」という。）で１種類、合計53種類の資料について提出が義務付けられている。

これら法定資料については、提出義務者の把握漏れのないよう配意したほか、提出義務者に対して提出義務の周知や資料の作成方法等の指導を積極的に行った。

なお、平成22事務年度（平成22．７．１～平成23．６．30）の法定資料の提出状況は、所得税法定資料25,818万枚、相続税法定資料170万枚、租税特別措置法による法定資料6,483万枚、国外送金等調書提出法による法定資料365万枚、合計32,836万枚（対前事務年度比93.8%）であった。

また、法定監査を行った結果、「不動産等の譲受けの対価の支払調書」等の不動産関連資料の提出漏れの非違が特に多かった。

⑵　法定外資料の収集状況

法定外資料の収集は、各税事務の重点施策、地域の特性、経済情勢の変化等を踏まえ、局署の実情に即した調査及び指導等に有効なものを中心に重点的に行うこととし、平成22事務年度における法定外資料の収集枚数は、8,737万枚（対前事務年度比111.1%）となっている。

⑶　資料情報の入力及び分類・送交付

資料情報の入力及び分類・送交付を効率的に行い、資料情報事務担当職員が監査などの外部事務に従事できるようにするため、資料せんの入力及び分類・送交付事務を集中的に処理するいわゆる資料センターを設置（平成22事務年度では全国で13か所となっている。）しており、平成22事務年度は、これらの資料センターにおいて4,591万枚（対前事務年度比72.1%）の処理を行った。

⑷　資料情報事務の機械化

「資料調査システム」は、資料情報の名寄せをコンピュータで行い、資料情報の的確な管理及び多角的な活用を図るものであり、平成22事務年度においても、資料情報のe-Tax及び光ディスク等の電子データによる提出・収集を更に推進するなど、このシステムの円滑な運用に努めた。

表１　　平成22事務年度の主な法定資料の監査事績

資料の種類	監査件数（A）	非違のあった件数（B）	非違割合（B）／（A）
	件	件	%
不動産の使用料等の支払調書	3,222	794	24.6
不動産等の譲受けの対価の支払調書	3,619	2,859	79.0
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	1,850	532	28.8
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	3,873	1,170	30.2
給与所得の源泉徴収票	3,783	904	23.9

２　電子商取引への取組

近年、インターネットを利用した取引は著しく拡大し、国境を越えた電子商取引が個人レベルでも日常的に行われ、電子マネーや電子決済の利用も急速に増加するなど、電子商取引の形態はますます多様化している。

このような電子商取引への対応として、「電子商取引専門調査チーム」（Professional Team for E-Commerce Taxation、通称「プロテクト（PROTECT)」）担当者を、平成12年２月以降、全国の国税局に配置しており、電子商取引事業者などに関する情報を専門的に収集し、収集した資料に基づいて税務調査を行うほか、調査手法の開発や蓄積に取り組み、各種情報を職員全体へ提供している。

第２節　申告所得税

１　概要

１月から12月までの１年の間に一定額以上の所得を得ている個人は、給与所得の年末調整等によって納税が完結している場合を除き、確定申告書を提出して所得税を納税する義務がある。

課税の対象となる所得は、非課税とされる所得を除くすべての所得であるが、それぞれ発生する態様によって、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得の各種の所得に区分される。

これらの所得は、損益通算や損失の繰越控除、各種の所得控除の計算手続を経て課税所得金額となり、平成22年分は、原則として５％から40％までの超過累進税率が適用される。

このようにして算出された税額から税額控除及び源泉徴収税額を差し引いて、申告納税額が計算される。

２　確定申告の状況

⑴　確定申告の状況

平成22年分所得税の確定申告書の提出人員は、申告納税額のある者702万人、還付申告をした者1,267万人、その他の者346万人の計2,315万人である。

これを前年分と比較してみると、52万人（2.2%）減少している。

⑵　納税人員等

平成22年分所得税の確定申告をした納税人員（申告納税額のある者）は、702万人であるが、これを前年分と比較してみると、15万人（2.2%）減少している。更に、所得者別に前年分と比較してみると、営業等所得者は3.4％、その他所得者は2.0％減少し、農業所得者は2.6％増加し

ている。

また、還付申告をした者は1,267万人であるが、これを前年分と比較してみると32万人（2.5%）減少している。

なお、譲渡所得に係る有所得人員（所得金額のある者）は、49万人（対前年比107.6%）であり、このうち、平成15年分から申告分離課税に一本化された株式等の譲渡者は、26万人（対前年比106.2%）である。

（注）所得者の区分は、まず全体を「事業所得者」及び「その他所得者」とに区分し、事業所得者については、更に区分して、「営業等所得者」及び「農業所得者」とする場合がある。

なお、所得者の区分に当たっては、その有する所得のうち最も大きい所得の種類により区分している。

⑶　所得金額

平成22年分所得税の確定申告をした納税人員の所得金額は、34兆6,958億円（納税者１人当たり494万円）である。

これを前年分と比較してみると、6,907億円（2.0%）減少している。更に、所得者別に前年分と比較してみると、営業等所得者は2.3%、その他所得者は2.0%減少し、農業所得者は8.3%増加している。

また、所得金額のうち、譲渡所得金額は３兆5103億円（対前年比106.9%）であり１人当たりの譲渡所得金額は721万円（対前年比99.3%）である。このうち、株式等の譲渡に係る譲渡所得金額は１兆247億円（対前年比88.9%）であり、１人当たりの譲渡所得金額は、389万円（対前年比83.7%）である。

⑷　申告納税額

平成22年分所得税の確定申告による申告納税額は、２兆2,431億円（納税人員１人当たり32万円）である。

これを前年分と比較してみると、294億円（1.3%）減少している。更に、所得者別に前年分と比較してみると、営業等所得者は0.5%、その他所得者は1.8%減少し、農業所得者は21.3%増加している。

３　調査及び指導等の状況

⑴　調査等の体制

調査は、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査を基本に、限られた事務量で最も効率的な事務運営を行うため、納税者の階層別の分布状況や業種・業態等を加味しつつ、高額・悪質な不正が想定されるなど調査の必要性の高い者を対象に実施した。

また、経済社会の国際化、高度情報化、広域化に的確に対応するため、全所得者を通じて社会的に注目される事案（業種）、新たな事業展開を図っている事案、ボーダレス化、高度情報化に伴う事案に積極的に取り組むとともに、資料情報の収集、調査事例の集積及び調査手法の開発に努めた。

添付書類が未提出の者や、比較的容易に非違事項の是正等ができる者に対して行う簡易な接触については、来署を求め実施するなど、効率的な運営に努めた。

⑵　調査等の状況

イ　事業所得者・その他所得者

平成22事務年度の実地調査等については、高額・悪質重点の運営を推進するとともに、申告所得税、消費税及び源泉所得税の三税同時調査の実効性を高めるため、調査対象の的確な選定、効果的かつ効率的な調査等の実施に配意した。

調査等の結果は、次のとおりである。

(ｲ) 調査等件数

調査等の件数は、69万3,834件である。そのうち実地調査を行ったものは9万4,759件であり、簡易な接触を行ったものは、59万9,075件である。

(ﾛ) 調査等事績

調査等を行ったもののうち、申告漏れ等の何らかの非違があった件数は、45万6,378件であり、このうち実地調査によるものが、７万6,126件であり簡易な接触によるものが、38万252件である。

申告漏れ所得金額（調査等全年分）は9,601億円であり、このうち実地調査によるものが、6,013億円、簡易な接触によるものが、3,588億円である。

追徴税額（加算税を含む。以下同じ。）は1,239億円であり、このうち実地調査によるものが、995億円、簡易な接触によるものが、245億円である。

これを調査等件数で除した１件当たりの申告漏れ所得金額は、138万円（実地調査によるもの635万円、簡易な接触によるもの60万円）、１件当たりの追徴税額は、18万円（実地調査によるもの105万円、簡易な接触によるもの４万円）である。

（注）消費税については、第９節を参照。

表２　個人課税部門（所得税・消費税担当）の調査等の状況

項目＼区分				実地調査	簡易な接触	調査等合計
調査等件数			件	94,759	599,075	693,834
申告漏れ等の非違件数			件	76,126	380,252	456,378
申告漏れ所得金額			億円	6,013	3,588	9,601
追徴税額	本税		億円	840	233	1,073
	加算税		億円	154	12	166
	計		億円	995	245	1,239
1件当たり	申告漏れ所得金額		万円	635	60	138
	追徴税額	本税	万円	89	4	15
		加算税	万円	16	0.2	2
		計	万円	105	4	18

（注）１　平成22年７月から平成23年６月までの実績である。
２　四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ　譲渡所得者

平成22事務年度における譲渡所得者の調査等は、高額あるいは悪質と見込まれる事案に重点を置いた調査対象の選定に配意するとともに、海外資産の譲渡事案などにも積極的に取り組み、調査内容の充実を図った。その結果は、次のとおりである。

譲渡所得者の調査等件数は42,547件（前年53,535件）である。このうち申告漏れ所得のあった件数は26,739件（前年33,539件）であり、申告漏れ所得金額は1,720億円（前年2,484億円）である。

また、調査対象者１件当たりの申告漏れ所得金額は404万円（前年464万

円）である。

⑶　申告相談及び指導の状況

イ　確定申告期

申告納税制度が円滑に機能するように、平成10年分から全国的に納税者自身に申告書を作成していただく「自書申告」の推進に取り組んできた。平成22年分の確定申告においては、適切な申告相談体制の構築を図り、自宅等からのITを利用した申告の推進を図るとともに、内部事務を円滑かつ効果的に処理にすることに努めた。また、各種施策の実施に当たっては、納税者利便の確保も考慮しながら、事務の効率化を図り、確定申告事務全体が円滑かつ効率的に進むよう配慮した。

(ｲ) ITを利用した申告の推進を図るための施策として、①自宅で申告書を作成する納税者に対しては、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」によるe-Taxを、②相談来署される納税者に対しては、税務署に設置したパソコンによるe-Taxを、③税理士に対しては、関与先納税者の申告の代理送信によるe-Taxを、利用していただくよう取り組んだ。

(ﾛ) 「申告相談が平日だけの対応では困る、閉庁日にも対応してほしい」という納税者からの声を受けて、平成15年分の確定申告期から、確定申告期間中の日曜日に２回、確定申告の相談などを実施している。

平成22年分の確定申告期においては、平成23年２月20日と２月27日に、一部の税務署を対象として税務署内や署外の合同会場などにおいて申告相談を行った。また、「確定申告書等作成コーナー」の操作に関する質問について、確定申告期間中の土・日曜日に、ヘルプデスクでの相談を行った。

(ﾊ) 駅や街の中心部など便利な場所にどなたでも利用することのできる広域センターを設置し納税者利便の向上に努めた。

(ﾆ) 年金受給者や医療費控除の適用を受ける者などからの相談については、地方公共団体や税理士会等の協力を得て申告相談の円滑な実施に努めた。

(ﾎ) 譲渡所得の納税者は、税法になじみの薄い者が多いことから、税理士会、証券業界等の協力を得て、各種広報、説明会等を通じて適正申告の確保に努めた。

ロ　青色申告者の育成及び指導の充実

申告納税制度の定着のためには、記帳に基づき自主的に正しい申告のできる納税者の増加が前提となるので、前年度に引き続き関係民間団体等の協力を得ながら次のように青色申告の勧奨と青色申告者の指導に努めた。

(ｲ) 青色申告の勧奨は、関係民間団体等の協力を得て、あらゆる機会を通じて行った。

この結果、青色申告者総数は、552万人となり、前年に比べて約６万人（１％）増加している。

青色申告の普及割合（申告納税額のある事業所得者）をみると、57％となっている。

(ﾛ) 青色申告者に対する指導は、主として関係民間団体等の協力を得ながら開催する各種の説明会や個別の記帳指導を通じて積極的に行い、青色

申告特別控除制度の説明を行うなど質の向上に努めた。

なお、関係民間団体等が実施した個別の記帳指導人員は、約45万人である。

ハ　白色申告者に対する記帳指導等

記帳制度適用者等に対しても関係民間団体等の協力を得ながら、各種広報・説明会等を通じて、記帳制度の周知のほか、記帳方法、決算方法の指導に努めた。

４　寄附財産に係る譲渡所得の非課税承認事務

⑴　承認の趣旨

公益法人等に対して、譲渡所得の基因となる財産の寄附があった場合には、時価により譲渡があったものとして譲渡所得が課税されることになっているが、その財産の寄附が公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについては、その譲渡所得は非課税とされる。

⑵　非課税承認申請の処理状況

平成22事務年度における非課税承認申請の処理状況は、次のとおりである。

表３　　申請の処理状況

区　　分	件　　数
	件
学校法人	56
財団法人	56
社会福祉法人	92
医療法人	3
宗教法人	87
その他の法人	37
合　　計	331

第３節　源泉所得税

１　概要

⑴　源泉徴収制度において所得税を徴収して国に納付する義務のある者を「源泉徴収義務者」といい、源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となる。

なお、源泉徴収の対象とされている所得は、おおむね次のとおりである。

支払を受ける者	源泉徴収の対象とされている所得
居住者	利子所得、配当所得、給与所得、退職所得、公的年金等、報酬・料金等、定期積金の給付補塡金等、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等
内国法人	利子所得、配当所得、定期積金の給付補塡金等、特定の報酬・料金等
非居住者外国法人	国内源泉所得（特定のものに限る。）

⑵　源泉徴収義務者は、所定の税率により所得税を源泉徴収した上、原則として、その源泉徴収の対象となる所得を支払った日の翌月 10 日までに「納付書（所得税徴収高計算書）」を添えて納付することとなっている。

なお、給与の支払を受ける者が常時10人未満である源泉徴収義務者については、所轄税務署長の承認を受けることにより、源泉徴収をした所得税を７月10日と翌年１月10日にまとめて納付することができるいわゆる「納期の特例」の制度が設けられている。

また、この納期の特例制度の承認を受けている場合には、その年12月20日までに納期の特例適用者に係る納期限の特例

に関する届出書を所轄税務署長に提出することにより、その届出をした年以後の各年の７月から12月までの間に源泉徴収した所得税の納期限は、一定の要件の下で翌年１月20日となる。

２　課税の状況

平成22事務年度の源泉所得税の課税状況等について前事務年度と比較してみると、源泉徴収義務者数は減少しており、徴収税額は増加している。

⑴　源泉徴収義務者数

イ　平成22事務年度末（平成23年６月30日）現在における給与所得の源泉徴収義務者数は、362万660件であり、前事務年度に比べて、1.7%減少している。

これを組織区分別にみると、本店法人は1.1%、支店法人は0.7%、個人は2.9%それぞれ減少している。

ロ　給与所得以外の所得の源泉徴収義務者数をみると、前事務年度に比べて、利子所得等は5.6%、配当所得は0.9%、報酬・料金等は1.6%それぞれ減少している。

⑵　源泉所得税の徴収税額

平成22事務年度における源泉所得税の徴収税額は12兆5,720億円（本税額12兆5,597億円、加算税額123億円）であり、前事務年度（12兆3,107億円）に比べて、2,613億円（2.1%）増加している。

本税額の内容を所得種類別に比べてみると、給与所得は687億円（0.8%）、配当所得は2,547億円（18.0%）、報酬・料金等所得は21億円（0.2%）、非居住者等所得は548億円（22.0%）それぞれ増加しており、退職所得は137億円（5.6%）、利子所得等は1,003億円（16.2%）、特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等は38億円（7.5%）それぞれ減少している。

表４　給与所得の組織区分別源泉徴収義務者の内訳

区分	本店法人	支店法人	官公庁	公益法人等	個　人	計
件数	件 2,315,984	件 27,581	件 12,230	件 115,538	件 1,149,327	件 3,620,660

３　調査及び指導の状況

⑴　調査及び指導の体制

源泉徴収の対象となる所得は、利子、配当、給与、退職手当、報酬・料金など広範囲にわたっているばかりでなく、かつ、その内容も多様化していることから、一部には適正に源泉徴収義務を履行していない源泉徴収義務者もみられるところである。

このため、源泉所得税事務の運営に当たっては、源泉徴収義務者とのあらゆる接触の機会をとらえてこの制度に関する指導を行い、これにより優良な源泉徴収義務者の育成に努め、また、適正に源泉徴収義務を履行していない者に対しては、法人税等の調査の際に、併せて源泉所得税の調査を実施する同時調査を基本として調査を実施する体制をとっている。

以上の基本的体制の下で、平成22事務年度においては、次の点に重点を置いた施策を実施した。

イ　納付指導

納付指導については、前事務年度に引き続き未納税額の多寡等に応じて重

点的かつ効率的に実施することとした。特に、多額な未納税額を有する納付遅延者に対しては反復継続して納付指導を行うとともに、前年以前分の未納税額がある納付遅延者に対しては、未納が長期間滞留することのないよう、その早期処理を図った。

ロ　源泉実地調査

法人税等の納税義務がないため同時調査の対象とならない法人等に対して、源泉所得税の観点から調査を実施する源泉実地調査は、源泉国際課税など真に源泉所得税固有の問題を解明する必要があると認められる者を調査対象者として厳選し、深度ある調査の実施に努めた。

⑵　調査及び指導の状況

イ　調査件数

平成22事務年度に調査（個別接触による指導を含む。以下この⑵において同じ。）を行った件数は、16万９千件である。

ロ　調査の事績

調査を行った16万９千件のうち、課税漏れ等の非違があったものは４万５千件で、調査による追徴税額は449億円となっている。

表５　　源泉所得税の調査状況

区　　分	調　　査	対前事務年度比
	千件	%
接触件数	169	90.9
非違件数	45	90.1
	億円	
追徴税額	449	98.8

第４節　法人税

１　概要

法人税の納税義務者は、株式会社、協同組合のように、法人格を有する者（公共法人を除く。）及び人格のない社団等であり、法人税はこれらの法人の所得に対して課税される。

納税義務者及び課税所得の範囲は、次のとおりである。

	（納税義務者）	（課税所得の範囲）
内国法人	普通法人	すべての所得（清算所得を除く。）
	協同組合等	すべての所得（清算所得を除く。）
	公益法人等	収益事業に係る所得
	人格のない社団等	収益事業に係る所得
外国法人		国内に源泉がある所得

（注）１　法人税法では、人格のない社団等を法人とみなしている。

２　企業グループが連結納税の承認を受けた場合には、その親法人を納税義務者として、連結所得に対して法人税が課税される。

３　これらの法人は、原則としてその法人が採用している事業年度を課税計算の基礎とし、各事業年度の終了後２か月以内に、確定した決算に基づくその事業年度の所得の金額、税額等を記載した確定申告書を税務署長に提出し、納税することになっている。

４　平成22年10月１日前に解散した法人については、清算所得に対して法人税が課税される。

２　申告の状況

⑴　法人数

平成22事務年度末（平成23年６月30日）現在の法人数は、297万7,852件であり、10年前（平成12事務年度末）の288万4,820件と比べて93,032件増加しており、前事務年度（299万8,089件）に比べて、0.7%減少している。

なお、平成22事務年度末の青色申告法人数は264万5,836件で、全法人数の88.9%を占めている。

表６　法人数の内訳

区分	普通法人	協同組合等	公益法人等	人格のない社団等	外国法人	計
	件	件	件	件	件	件
法人数	2,866,659	45,956	46,665	12,958	5,614	2,977,852

（注）１　平成23年６月30日現在の法人数である。
　　２　清算中の法人は除く。

⑵　申告件数等

平成22年４月から平成23年３月末までに事業年度が終了し、平成23年７月末までに法人から提出された確定申告書の件数は276万2,210件で、その申告割合は89.2%である。また、そのうち黒字申告（有所得申告）をしたものの割合は25.2%で、前年度の25.5%に比べて0.3ポイント減少している。

（注）平成22年度に提出された連結確定申告書の提出件数は904件である。

⑶　申告所得金額

平成22年度に黒字申告をした法人の所得金額は36兆1,836億円で、前年度の33兆8,310億円に比べて２兆3,526億円（7.0%）増加している。

これを黒字申告１件当たりの所得金額でみると、5,192万円で、前年度（4,759万円）に比べて9.1%増加している。

また、赤字申告をした法人の欠損金額は20兆8,969億円で、前年度の27兆3,632億円に比べて６兆4,663億円（23.6%）減少している。

これを赤字申告１件当たりの欠損金額でみると、1,012万円で、前年度（1,319万円）に比べて23.3%減少している。

⑷　申告税額

平成22年度における申告税額は、９兆3,856億円で、前年度８兆7,296億円に比べて6,560億円（7.5%）増加している。

３　調査及び指導の状況

⑴　調査及び指導の体制

法人税及び消費税の調査並びに指導に関する事務については、原則として、資本金１億円以上の大法人と外国法人を国税局の調査部が所管し、それ以外の中小法人については税務署が所管している。

表７　法人税の申告状況

区分	年度等	税務署所管法人	調査部所管法人	合計
		千件	千件	千件
所管法人数	21	2,965	33	2,998
	22	2,946	32	2,978
		%	%	%
申告割合	21	89.2	94.2	89.2
	22	89.2	94.3	89.2
黒字申告割合	21	25.3	45.1	25.5
	22	25.0	48.3	25.2
		億円	億円	億円
申告所得金額	21	120,218	218,092	338,310
	22	124,820	237,016	361,836
		千円	千円	千円
黒字申告１件当たり所得金額	21	17,225	1,675,440	47,585
	22	18,262	1,773,937	51,924
赤字申告１件当たり欠損金額	21	6,961	821,430	13,186
	22	5,616	654,728	10,118

調査に当たっては、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度の高い法人を重点的に調査し、適正・公平な課税の実現に努めるとともに調査効果の波及と持続に配意して、調査と指導の一体的運営に努め全体の申告水準の向上を図っている。

連結グループに対する調査についても、単体法人への調査と同様に調査必要度の高いグループから実施し、調査に当たっては、親法人所轄部署と子法人所轄部署間の緊密な連絡、協調のもと、一体的な調査に努めている。

また、消費税については、平成３年７月以降、広報、相談、指導を基本とした施策に調査を加えた執行方針に移行し、法人税との同時調査を行うことで、納税者の利便と調査事務の効率的な運営を図りつつ、適正・公平な課税の実現に努めている。

イ　大法人

大法人は、全法人の１％にすぎないが、申告所得金額は全法人の２／３を占めているなど、その社会的、経済的な影響力はきわめて大きく、全納税者の納税道義に多大な影響を及ぼすものである。

また、税務を取り巻く環境が変化する中にあって、とりわけ大法人においては、経済取引の複雑化・国際化の中で、組織形態・事業形態が大きく変動しているところである。

このため、国税局の調査部では、経済・社会情勢の変動下における企業動向を注視しつつ、所管法人の業況等の把握や有効な資料情報の収集・活用に努め、調査必要度に応じた調査事案の的確な選定を行うとともに、調査展開に応じた的確な事案の進行管理により、一層効果的・効率的な事務運営の実施に努めることとしている。

このような方針の下、平成22事務年度においては、特に次の点に重点を置いた施策を実施した。

(ｲ) 高度情報化に対応した調査の充実

企業の情報処理システムの利用及び企業間における電子商取引が拡大していることから、情報技術専門官の支援等により調査の充実を図るとともに、企業の情報処理システムや企業間の電子商取引等に係る実態の把握・分析、調査手法の開発・蓄積に努めた。

また、電子帳簿保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

(ﾛ) 国際課税への適切な取組

複雑な国際課税事案については、審理担当部局を含めた関係部署が協力し、適用法令の選択も含め多角的な視点から幅広く課税上の問題点を検討するよう努めた。

国際的租税回避については、関係各部の連携の下、資料収集を積極的に実施し、その活用を通じて取引実態の解明に努めた。その結果、課税上問題があると認められる場合には、租税条約等に基づく外国税務当局との情報交換の積極的な活用などによる、深度ある調査を実施した。

移転価格事案については、企業の予測可能性を確保するため、運用の明確化や必要な体制整備を行うなど、

的確な執行に努めている。

具体的には、移転価格税制に係る法令解釈通達や事務運営指針の整備・公表を通じて適用基準や執行方針の明確化を図っている。平成22事務年度においては、平成22年のOECD移転価格ガイドラインの改定を踏まえ、平成23年度税制改正大綱で盛り込まれた項目等について、法令解釈通達や事務運営指針の改正に向けた取組みを行ったところである。

また、税務当局が納税者の申出による独立企業間価格の算定方法等を事前に確認し、納税者がこれに基づく申告を行っている限り移転価格課税を行わないとする事前確認について、申出の前に国税当局が相談を受ける事前相談の利用環境整備を行うとともに、申出件数が依然として増加傾向にある中で、効率的な審査に努めている。

(ﾊ) 組織横断的な事案への取組

組織横断的な連携を効果的・効率的に実施する観点から、連携組成のあり方について検討し、他部課における効果にも配意した連携調査の実施に努めた。

また、課税部との緊密な連絡・協調の下で、資料収集の連携についても充実に努めた。

(ﾆ) 調査審理の充実

調査における的確な事実認定とこれに基づく適切な法令の適用を行うために、審理担当部局が調査の早い段階から積極的に関与し、課税上の問題点の早期の把握や論点整理など、調査担当部門に対する支援を行うとともに、的確な審査に努めた。

また、事前照会については、必要に応じ、課税部審理課（審理官）と適時・適切に協議を行いつつ対応した。

ﾛ　中小法人

中小法人を所管する税務署の運営に当たっては、法人税・源泉所得税・消費税の同時処理・同時調査体制の下において、引き続き法人の実態を的確に把握し、その管理を充実させるとともに、調査と指導の適切な運営に努め、全体の申告水準の向上を図ることとしている。

特に調査の実施に当たっては、最近の経済状況等の著しい変化などを踏まえ、業界の概況、企業動向の変化等を把握するように努める一方、申告内容や各種の資料情報を総合検討して、大口・悪質な不正計算が想定される法人など調査必要度が高い法人に重点をおいて深度ある調査を実施するとともに、法人の申告状況、資料情報等に照らし、幅広い観点から調査が必要と認められる者に対しても的確な調査を実施していくこととしている。

このような方針の下で平成22事務年度においては、一層効果的な事務運営に努めるとともに、特に、次のとおり課税の充実に努めた。

(ｲ) 稼働無申告法人に対する課税の充実

事業を行っているにもかかわらず申告していない法人（稼働無申告法人）については、マスコミ情報、インターネット情報及び他部課（部門）と連携した資料情報の収集・蓄

積を通じて事業実態の把握に努めるとともに、地方税当局との連絡・協調のより一層の推進や各署の実情に応じ専担者等を設置するなどの体制整備を図り、計画的かつ重点的に調査を実施した。

(ﾛ) 赤字申告法人に対する課税の充実

赤字申告法人については、故意に赤字に仮装していると認められる法人のほか、消費税、源泉所得税の観点から問題があると認められるものについても積極的に調査を行い全体の申告水準の向上を図った。

(ﾊ) 法人･個人を通じた課税の充実

同族会社の調査に当たっては、代表者等の個人の申告内容や資産形成等も視野に、代表者やその家族の個人的費用の会社経費への算入、法人所有資産の個人的使用及び勤務実態に見合わない高額な報酬の支給など、不適正な経理の厳正な是正に努めた。

(ﾆ) 組織力を生かした広域的調査の実施

多店舗を有し、巧妙悪質な不正計算を行っていると想定される法人やグループ内法人との取引を通じて不正計算を行っていると想定される法人等に対処するため、特別調査情報官を中心として、関係各部課（部門）及び関係国税局・税務署間の緊密な連携の下に、国税組織をあげての効果的な調査を実施した。

(ﾎ) 海外取引法人等に対する調査の充実

中小法人の中でも海外取引を行う法人や、海外に支店などを有する法人が増加傾向にあるため、これらの法人の実態を的確に把握するとともに、租税条約に基づく情報交換制度及び海外情報入手手段の積極的な活用などによる調査の充実を図った。

(ﾍ) IT調査の充実等

社会経済の高度情報化は、業務のIT化・ネットワーク化、電子商取引の拡大、帳簿書類の電子データ保存などの形で著しく進展しており、これらに対応するために、情報技術専門官等を中軸に、より高度なIT調査に取り組むほか、業種、業態等に応じた実態研究や調査手法の開発・蓄積を組織的に行うことにより、調査の充実を図った。

また、電子帳簿保存制度については、その適正かつ円滑な執行に努めた。

(ﾄ) 公益法人等に対する調査の充実

公益法人等に対しては、各種資料情報の収集に努め、納税義務等のある法人を的確に把握し、課税上問題があると認められる場合には実地調査を行うなどにより、その課税の適正化に努めた。

また、公益法人等の損益計算書等提出制度については公益法人等の課税の適正化の観点から創設されたことを踏まえ、制度の趣旨に沿った円滑な執行に努めた。

(ﾁ) 消費税還付申告法人への対応

消費税の不正還付防止等の観点から、必要な内部チェックを確実に行うとともに、調査等が必要と認められる法人に対しては、的確にこれを実施し、適正な課税処理に努めた。

(2) 調査の状況

平成22事務年度中に実地調査をした件数は12万4,688件で、そのうち、所得を過少に申告していたため、又は無申告であったため更正・決定等を行った件数は９万60件となっている。

また、隠ぺい又は仮装により故意に所得を脱漏していた、いわゆる不正申告件数は２万5,702件で、これは実地調査件数の20.6%に当たっている。

次に、更正・決定等により是正した申告漏れ所得金額は１兆2,557億円で、前事務年度の２兆493億円に比べて7,936億円（38.7%）減少している。このうち不正所得金額は3,475億円で、前事務年度の4,047億円に比べて572億円（14.1%）減少している。

表８　　法人税の調査状況

区分	事務年度	税務署所管法人	調査部所管法人	合計
		千件	千件	千件
実施調査件数	21	135	4	139
	22	121	3	125
		億円	億円	億円
申告漏れ所得金額	21	7,368	13,126	20,493
	22	7,046	5,511	12,557
不正所得金額	21	3,577	470	4,047
	22	2,942	533	3,475

⑶　指導の状況

申告納税制度の下では、適正な申告と納税を自主的に行う法人の育成が極めて重要である。

このような観点から、問題法人を的確に調査対象とし、適切な調査によって誤りを確実に是正する一方で、次のような方法により個別又は集合指導を実施し、納税道義の高揚と税知識の普及を図り、申告水準の維持、向上に努めた。

イ　個々の法人に対する指導

実地調査の結果、申告内容に誤りがあった法人に対しては、その調査の結果を踏まえ、国税局の調査部又は税務署の幹部が法人の代表者等と個別に面接するなどにより、翌期以降再び同様の誤りを繰り返さないよう的確に指導し、今後の適正な申告の確保に努めた。

また、多数の中小法人を所管している税務署においては、特に指導を専門に担当する調査官を全国の主要税務署に配置し、①新設法人等に対する個別指導、②業種別、地域別等の集合指導、③法人からの質疑に対する回答、④改正税法等の説明会の開催などを積極的に実施した。

ロ　関係民間団体を通じた指導

税務署においては、法人会等の関係民間団体との協調に努め、これらの団体を通じて、多数の中小法人に対する説明会等の集合指導を積極的に実施した。

４　税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組

大法人の税務コンプライアンスの維持・向上のためには、組織の第一線まで税に関する認識が高まるよう、トップマネジメントの積極的な関与により、税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが効果的であるとの認識の下、関係団体の会合等の機会を通じて、トップマネジメントのリーダーシップの重要性や効果的な取組事例等について説明を行った。

今後は、大法人の調査の際に、税務に関するコーポレートガバナンスの状況を確認した上で、調査終了時にトップマネジメントと意見交換を行い、その充実に向けた取組を働きかけるとともに、次回調査の重要

な選定材料の一つとして税務に関するコーポレートガバナンスの状況を活用していくこととしている。

5　適格退職年金契約の承認事務

適格退職年金契約とは、退職年金に関する信託、生命保険等の契約で、契約の内容が一定の要件（適格要件）に該当するものとして国税庁長官の承認を受けたものをいい、事業主が拠出する掛金等は、支出時の損金又は必要経費の額に算入される。

しかし、平成14年４月１日から確定給付企業年金法が施行されたことに伴い、同日以後新たに締結した退職年金契約については、原則として適格退職年金契約としての承認を受けることができないこととされ、また、既存の適格退職年金契約については平成24年３月31日までに限り経過的に存続することとされた。

なお、実質的に平成14年４月１日前に締結した契約と同一であるものに限って、適格退職年金契約として新たに承認を受けることが認められており、平成22年度において、100件を承認している。既存の契約が他の制度へ移行したことなどにより、平成22年度末現在の適格退職年金契約の契約件数は8,051件となっている。

6　認定NPO法人制度の執行

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたNPO法人（認定NPO法人）に対して行った寄附については、寄附金控除等の対象とする税制上の特例措置が講じられている。この特例措置は、NPO法人の活動を支援することを目的とするものであり、平成23年７月１日現在、認定の有効期間内にある法人は、223法人となっている。

国税庁においては、当該特例措置の適正かつ円滑な執行を図るため、事前相談の積極的な活用を推進するほか、申請のための手引やパンフレットの配布及び認定NPO法人名簿のホームページへの掲載等の措置を講じている。

平成24年４月１日から「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」（平成23年法律第70号、平成23年６月22日公布）が施行されることにより、国税庁長官が認定する現行の認定NPO法人制度が廃止され、都道府県知事又は指定都市の長が認定する新たな認定NPO法人制度が開始されることとなる。

第５節　相続税

1　概要

相続税は、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した個人に対して、その取得した財産の価額（相続時精算課税に係る贈与については贈与時の価額）を基に課税される。納税義務者は、被相続人について相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月以内に申告し、納税する。

2　申告の状況

平成21年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人の数は13万4,547人であり、前年（13万9,797人）に比べて3.8％減少している。これを被相続人の数でみると、４万6,438人であり、前年（４万8,016人）に比べて3.3％減少している。

次に、申告による課税価格は、10兆1,072億円であり、前年（10兆7,254億円）に比べて5.8％減少している。これを被相続人１人当たりでみると２億1,765万円であり、前年（２億2,337万円）に比べて572万円減少している。

また、納付すべき税額は、１兆1,618億円であり、前年（１兆2,505億円）に比べて7.1%減少している。

これを被相続人１人当たりでみると、2,502万円であり、前年（2,604万円）に比べて102万円の減少となっている。

なお、相続税の課税財産（債務控除前）について種類別にその構成割合をみると、土地49.7%、有価証券12.0%、現金、預貯金等22.3%、その他の財産（生命保険金等、家屋、事業用財産、家庭用財産、美術品等）16.0%である。

３　調査及び指導の状況

⑴　調査の状況

相続税の調査は、高額かつ多額の申告漏れがあると認められるものを中心に、預貯金、有価証券などの金融資産の把握に重点を置いて行った。

平成22事務年度において実地調査を行った件数は１万3,668件（前年１万3,863件）である。

このうち、課税財産について申告漏れがあった件数は１万1,276件（前年１万1,748件）であり、これは実地調査を行った件数の82%（前年85%）に当たる。

また、実地調査による申告漏れ額は、課税価格では3,994億円（前年3,995億円）であり、納付すべき税額では、685億円（前年732億円）である。

⑵　申告の指導状況

相続は偶発的に発生するものであるため、相続税の納税者には、一般に税法等になじみが薄い者が多い。

このためパンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、相続税法等の周知に努めるとともに、相続税の課税が見込まれる者に対して、申告書の用紙及び説明書「相続税の申告のしかた」を送付するなどして、申告の仕方、相続財産の評価方法等について適切な指導を行い、適正な申告と納税がなされるよう配意した。

４　財産評価事務

財産評価事務は、相続税及び贈与税の課税における土地等の評価額の基準となる土地評価基準（路線価及び評価倍率）を定める事務が主要なものとなっている。

路線価図及び評価倍率表については、毎年作成してインターネットで公開しており、国税庁ホームページで閲覧できる。

また、全国の国税局及び税務署でも、パソコンにより閲覧できる。

（参考）

宅地の評価は、市街地的形態を形成する地域については路線価方式により、その他の地域については倍率方式により行う。

路線価及び評価倍率は、毎年１月１日を評価時点として、地価公示価格、売買実例価額、不動産鑑定士等による鑑定評価額、精通者意見価格等を基として算定した価格の80%により評価している。

第６節　贈与税

１　概要

贈与税は、個人からの贈与により財産を取得した個人に対し、その取得した財産の価額を基に課税される。

贈与税の課税方法には、「暦年課税」と「相続時精算課税」があり、一定の要件に該当する場合に「相続時精算課税」を選択することができる。

納税義務者は、贈与を受けた年の翌年２

月１日から３月15日までの間に申告し、納税する。

２　申告の状況

平成22年中に贈与を受けた者で贈与税の申告書を提出した者は39万５千人であり、対前年比111.2％となっている。納付すべき税額は1,306億円であり、前年（1,036億円）に比べて26.1％増加している。このうち、相続時精算課税に係る贈与税の申告書を提出した者は、５万人であり、前年（６万６千人）に比べて24.7％減少している。納付すべき税額は197億円であり、前年（219億円）に比べて10.1％減少している。

３　調査及び指導の状況

⑴　調査の状況

贈与税の調査は、多額の申告漏れがあると認められるものを中心に実施した。

⑵　申告の指導状況

贈与税の納税者は、一般に税法等になじみの薄い者が多い。

このため、パンフレット等の配布や、地方公共団体、税理士会等関係民間団体の協力及び国税庁ホームページを通じた広報活動を行い、納税者による自主的かつ適正な申告がなされるよう贈与税の周知に努めるとともに、申告の仕方、贈与財産の評価方法等について適切な指導を行うほか、必要に応じ、来署依頼による申告相談を実施し、適正な申告と納税が行われるよう配意した。

第７節　地価税

地価税は、土地に対する適正・公平な税負担を確保しつつ、土地の保有コストを引き上げ、土地の資産としての有利性を縮減する観点から、土地の資産価値に応じて負担を求める国税として平成３年５月に創設（地価税法の公布は平成３年５月２日）され、平成４年１月１日から施行（地価税法第38条については、公布の日から施行）された。

地価税は、個人又は法人がその年の１月１日午前零時（課税時期）において、基礎控除額を超える土地等を保有する場合に課税される。地価税の納税義務のある者は、その年の10月１日から10月31日までの間に申告し、同日までに税額の２分の１相当額、翌年３月31日までに残額を納付しなければならない。

なお、平成10年以後の各年の課税時期に係る地価税については、当分の間、課税されないこととなり、申告書の提出も必要ないこととなっている。

第８節　酒税

１　概要

酒税は、製造場から移出される酒類又は保税地域から引き取られる酒類に対し課税される。

酒類とは、アルコール分１度以上の飲料をいい、酒税法は、この酒類を製法、性状などにより、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の４種類に分類しており、さらに原料、製造方法などにより、17品目に区分している。

酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量であり（従量税）、税率は酒類の分類及びアルコール分などに応じて異なる。

酒税の納税義務者は、酒類製造者又は酒類を保税地域から引き取る者である。

酒類製造者は、原則として、毎月その製

造場から移出した酒類について翌月末日までに所轄税務署長に申告書を提出し、２か月以内に納税しなければならない。

また、酒類を保税地域から引き取る者は、原則として、輸入酒類を保税地域から引き取る時までに所轄税関長に申告書を提出し、同時に納税しなければならない。

なお、酒税の保全を図る観点から、酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、その製造場又は販売場ごとに、それぞれの所在地の所轄税務署長から免許を受けなければならない。

２　課税の状況

平成22年度の課税数量は、896万2,580キロリットル（うち税関分49万752キロリットル）であり、前年度に比べて0.4％減少している。主な酒類ごとにみると、前年度に比べて増加した酒類は、果実酒が27万4,049キロリットルで9.7％、ウイスキーが9万5,792キロリットルで13.4％、スピリッツが30万2,566キロリットルで14.3％、リキュールが191万6,902キロリットルで13.8％増加している。前年度に比べて減少した酒類は、清酒が60万2,715キロリットルで2.2％、連続式蒸留しょうちゅうが46万2,241キロリットルで3.8％、単式蒸留しょうちゅうが50万8,139キロリットルで4.4％、みりんが10万7,213キロリットルで0.5％、ビールが294万2,659キロリットルで2.5％、発泡酒が96万6,500キロリットルで15.8％、その他の醸造酒が72万3,729キロリットルで3.9％減少している。また、平成22年度の課税額は、１兆3,891億円（うち税関分633億円）であり、課税数量の減少に加え、低税率の酒類に需要がシフトしていることもあり、前年度に比べて2.0％減少している。

３　調査及び指導の状況

⑴　調査及び指導の体制

酒税の調査及び指導事務は、記帳義務、申告義務などの酒税法令に規定する秩序の維持を図り、酒税の適正・公平な課税を図ることを目標として運営している。

酒税の調査及び指導は、国税局長が指定した大規模な酒類製造場等への酒税調査は国税局が、それ以外の酒類製造場等への酒税調査及び酒類業者への指導は、広域運営体制のもと、各税務署の酒類指導官が担当し、効率的・効果的に実施している。

⑵　調査の状況

酒税調査は、その目標を達成するため、調査必要度が高い酒類製造者等に対し、調査区分に応じた最も効果的・効率的な調査方法等について検討し実施した。

平成22事務年度（平成22．７．１～平成23．６．30）においては、調査対象場数3,657場のうち1,812場に対して一般調査及び特定項目等調査を行い、その結果、502場に５億１千万円の更正・決定等を行った。

⑶　指導の状況

酒類製造者に対しては、直接又は関係団体を通じ、適正な納税申告と酒税法令に定める諸事項を確実に遵守するよう指導するとともに、酒類販売業者に対しても集合帳簿調査等により記帳に関する指導を行った。

４　関税割当に関する事務

⑴　麦芽

ビール等及びウイスキー用の主原料には、国産大麦及び輸入大麦から製造される麦芽並びに輸入麦芽が使用されている。

輸入麦芽については、関税割当制度が採られており、農林水産省が割当官庁と

なっているが、農林水産大臣が関税割当証明書を発給するに当たっては、国税庁長官が各企業に内示した数量を限度とすることとされている。

平成22年度の割当数量は、ビール等用476千トン、ウイスキー用28千トンである。

⑵　とうもろこし

ウイスキー等用の原料には、とうもろこしが使用されている。

輸入原料のとうもろこしについては、関税割当制度が採られており、農林水産省が割当官庁となっているが、割当数量の決定及び各企業別の内示については、麦芽と同様の方法で国税庁が行うこととされている。

なお、平成22年度の割当数量は34千トンである。

５　酒類の公正な取引環境の整備に関する事務

酒類業の健全な発達のためには公正な取引環境の整備が重要であることから、平成18年８月に制定・公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「指針」という。）を酒類業者へ周知・啓発し、公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組を推進するとともに、酒類の取引状況等実態調査（以下「取引実態調査」という。）を実施し、指針に則していない取引が認められた場合には、合理的な価格設定や公正な取引条件の設定等が行われるよう改善指導を行うほか、法令違反などが思慮される場合は公正取引委員会と連携を図るなど、公正な取引環境の整備が図られるよう適切に対応した。

また、酒類業者に公正な取引の確保に向けた自主的な取組を促す観点から、平成22年12月に、平成21事務年度（平成21．７．１～平成22．６．30）の取引実態調査において把握された指針に示された公正なルールに則していない取引の主な例を公表した。

６　免許に関する事務

酒類の製造及び販売業の免許事務については、累次の規制緩和策を着実に実施しているほか、制度の目的に沿って適正に運用し、免許付与手続の透明性・統一性の向上に努めている。

⑴　酒類製造免許

「構造改革特別区域法」が平成15年６月に改正されたことにより、特区内において特定農業者（農業と農家民宿等を併せて営んでいる者）が濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造する場合は最低製造数量基準を適用しないこととされたため、特定農業者は小規模な濁酒の製造が可能となった。

さらに、平成21年７月に「財務省関係構造改革特別区域法施行規則」が改正され、濁酒を製造する際の原料として、米以外に、麦その他の雑穀が使用できるようになった。

平成22事務年度においてはこの濁酒の製造免許を12場に対し付与し、この結果、平成23年６月末現在特定農業者に付与している濁酒の製造免許場数は158場である。

なお、平成20年５月に「構造改革特別区域法」が改正され、既存の「どぶろく特区」の適用要件が拡充されるとともに、果実酒やリキュールの製造免許について、以下の特例措置が新たに創設された。

イ　特定農業者が自ら生産した果実を原料として果実酒を製造する場合には最低製造数量基準を適用しない。

ロ　地域の特産品を原料として果実酒又はリキュールを製造する場合には最低

製造数量基準を緩和する（果実酒６キロリットル→２キロリットル、リキュール６キロリットル→１キロリットル）。

平成22事務年度は、特定農業者へ果実酒の製造免許を３場付与したほか、地域の特産品を原料として製造する果実酒の製造免許を５場、地域の特産品を原料として製造するリキュールの製造免許を４場それぞれ付与した。この結果、平成23年６月末現在特定農業者に付与している果実酒の製造免許数は４場、地域の特産品を原料として製造する果実酒の製造免許数は６場、地域の特産品を原料として製造するリキュールの製造免許数は15場である。

⑵　酒類販売業免許

酒類販売業免許は、酒類卸売業免許と酒類小売業免許に区分され、人的要件等の審査を経て免許を付与している。

平成22年度は、7,928場に対して酒類販売業免許を付与しており、このうち酒類卸売業免許は207場、酒類小売業免許は7,721場である。また、平成23年３月末現在付与している酒類販売業免許場数は193,751場であり、このうち酒類卸売業免許は12,062場、酒類小売業免許は181,689場である。

７　酒類の表示等に関する事務

消費者保護、未成年者の飲酒防止及び酒税の課税の適正を期するため、国税庁ホームページに「酒類の容器の表示のＱ＆Ａ」を掲載するほか、酒類業者に対して、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」に規定する酒類の表示義務、「清酒の製法品質表示基準」、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」、「地理的表示に関する表示基準」、「酒類における有機等の表示基準」等を遵守するよう指導・啓発に努めた。

また、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に関しては、清酒、単式蒸留しょうちゅう及びみりんが対象であり、平成22年10月から順次施行されることから、酒類業者に対してリーフレットを送付するとともに、各国税局において説明会を開催するなど、酒類業者が適切に義務を履行するよう周知・啓発を行った。

８　清酒製造業及び単式蒸留しょうちゅう製造業の安定に関する事務

「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づく、日本酒造組合中央会の清酒製造業に係る信用保証事業及び近代化事業並びに単式蒸留しょうちゅう製造業に係る近代化事業の平成23事業年度（平成23．４．１～平成24．３．31）の事業計画、収支予算及び資金計画について、平成23年３月22日に認可した。

９　酒類業者の経営改善等に関する事務

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援した。

また、酒類業者が消費者の意見を反映した事業を行えるよう、酒類業組合等によるきき酒会の開催などを支援するとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上の取組を支援した。

さらに、前年度に引き続き、独立行政法人酒類総合研究所及び日本酒造組合中央会が東京において共同開催した全国新酒鑑評

会公開きき酒会及び全国日本酒フェアを支援した。

10　酒類に係る資源の有効な利用の確保に関する事務

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるとともに、関係法令が適切に遵守されるよう、引き続き周知、啓発に努めた。

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」については、酒類に係る資源の有効な利用の確保の観点から、酒類業団体等を通じて周知するとともに、国税庁ホームページの各種環境法令の掲載資料をより利用しやすいよう改めることにより、酒類業界をはじめとして広く国民に対してリデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）を中心とした環境に配慮する意識の醸成に努めた。

11　社会的要請への対応に関する事務

未成年者の飲酒防止等の社会的要請に応えるため、酒類販売管理者の選任義務及び酒類の陳列場所における表示義務を遵守し、酒類販売管理研修を積極的に受講されるよう、酒類小売業者に対して周知・啓発を行うとともに、選任義務や表示義務を遵守しない者については、必要に応じて酒類販売場に対する臨場調査を実施し改善指導を行うなど、その徹底を図った。

また、全国小売酒販組合中央会が平成７年５月に総会決議した、従来型酒類自動販売機の撤廃に沿った取組を支援するため、従来型酒類自動販売機の撤廃又は改良型酒類自動販売機への切替えを行うよう、指導の徹底に努めるとともに、平成22年４月１日現在の撤去状況について調査を実施し、平成22年８月にその調査結果を公表した。

12　輸出環境の整備に関する事務

酒類業者にとっての輸出障壁の把握に努めるとともに、関係省庁等と連携しながら、経済連携協定（ＥＰＡ）の締結交渉等を通じて、日本産酒類に係る関税の即時撤廃等を諸外国・地域に求めるなど、日本産酒類の輸出環境の整備に関する取組を行った。

また、国税庁ホームページの「輸出支援の取組み」において酒類の輸出統計等の情報を提供したほか、在外公館や海外見本市における日本産酒類の輸出促進イベント等への後援等を実施した。

13　酒類業の健全な発達に向けた技術的事項に関する事務

酒類は担税物品であるばかりでなく国民生活に関係の深いし好飲料であることから、酒税の適正かつ公平な賦課、酒類の品質・安全性の確保、酒類業の健全な発達を目的として、酒類製造技術指導及び技術相談、全国市販酒類調査、各国税局鑑評会等において、技術的事項に関する事務を実施している。

平成22事務年度においては、酒類製造業者を対象とした醸造技術や製造工程の改善のための酒類製造技術指導や技術相談を実施した（指導相談件数2,283件）ほか、各国税局鑑評会や指導及び相談等において酒類の品質評価を行った（品質評価点数31,149点）。

14　酒類の分析及び鑑定に関する事務

調査確認の必要があると思われる酒類の分析及び鑑定を行い、事実の解明に努めたほか、酒類製造免許関連として、期限付製造免許業者の製造した酒類の分析等を行った。

また、清酒、単式蒸留しょうちゅう及び果実酒を中心に全国市販酒類調査を実施し

た。市販酒類の表示事項等の確認、理化学分析、品質評価等を行い、酒類の品質・安全性の確保のための資料とするとともに調査結果を国税庁ホームページに公表した。

その他、酒造用原料及び中間製品等の分析を行い、酒類製造技術指導及び技術相談の参考にした。

イ	要調査確認酒類	190 点
ロ	製造免許関連酒類	541 点
ハ	市販酒類	3,273 点
ニ	原料及び中間製品	441 点

15　独立行政法人酒類総合研究所との連携

独立行政法人酒類総合研究所は、財務省所管の独立行政法人として平成13年４月に発足し、国税庁の酒税に関する任務のうち酒類に関する高度な分析及び鑑定、分析手法の開発や酒類及び酒類業に関する研究、調査及び情報提供等を行っている。

研究所は、国税庁からの依頼に応じて、高度な分析及び鑑定を実施しているほか、その理論的裏付けとなる研究及び調査を実施している。

また、国税庁と研究所は双方の効率的及び効果的な運営に資するため定期的に技術情報の交換の場を設けている。

第９節　消費税

１　概要

消費税は、所得・消費・資産にバランスのとれた税制の実現を目指した税制改革の一環として昭和63年12月に創設され、平成元年４月から適用された。

その後、平成３年５月には、議員立法により非課税範囲の拡大、簡易課税制度の見直し等所要の改正が行われ、同年10月より施行された。

また、平成６年秋の税制改革及び平成８年度税制改正により、消費税率は３％から４％（新たに創設された地方消費税と合わせた税率は５％）となるとともに、簡易課税制度、限界控除制度等の中小事業者に対する特例制度の見直しが図られ、平成９年４月１日から適用された。

更には、平成15年度税制改正において、消費税に対する国民の信頼性、制度の透明性を向上させる観点から、中小事業者に対する特例措置（事業者免税点制度及び簡易課税制度）等について抜本的な改革が行われたほか、総額表示義務規定が創設された。

消費税の課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の貸付け及び役務の提供並びに保税地域から引き取られる外国貨物である。

消費税の納税義務者は、事業者及び外国貨物の引取者であり、事業者は課税期間（個人事業者は暦年、法人は事業年度）の末日の翌日から２月以内に（個人事業者については翌年の３月31日までに）申告・納付し、外国貨物の引取者は引取りの時（特例申告を行う場合は、引取りの日の属する月の翌月末日）までに消費税を申告・納付する。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下である事業者については納税義務が免除される。

２　申告・届出の状況

⑴　届出状況

平成22年度末までに、下表のとおり327万１千件（前年度約340万６千件）の課税事業者届出書及び約８万４千件（前年度約８万９千件）の課税事業者選択届出書並びに約１万５千件（前年度約１万８千件）の新設法人に該当する旨の届出書が

提出された。

表９　消費税の課税事業者（選択）届出書等の提出件数

（平成23年３月末日現在）

区分	課税事業者届出書	課税事業者選択届出書	新設法人届出書
	千件	千件	千件
個人	1,264	23	－
法人	2,007	61	15
計	3,271	84	15

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある（以下、表12まで同じ）。

⑵　課税状況

課税期間が平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間に終了したものの課税状況をみると、下表のように課税件数は、個人事業者136万５千件（前年度143万４千件）、法人202万件（前年度206万件）であった。

表10　消費税の課税件数

（平成23年６月末日現在）

区分	納税分	還付分	合計
個人	外 1,329 千件 1,328	外 36 千件 37	外 1,365 千件 1,365
法人	外 1,906 1,906	外 115 115	外 2,020 2,020
計	外 3,234 3,234	外 151 151	外 3,385 3,385

（注）１　国・地方公共団体等については平成23年９月30日までの申告分が含まれる。
２　外書は地方消費税分である。

また、課税額（納税分）は、個人事業者3,956億円（前年度4,099億円）、法人９兆1,189億円（前年度９兆2,385億円）、合計９兆5,145億円（前年度９兆6,484億円）であった。

表11　消費税の課税額

（平成23年６月末日現在）

区分	納税分	還付分
個人	外 988 億円 3,956	外 57 億円 227
法人	外 22,794 91,189	外 5,011 20,044
計	外 23,783 95,145	外 5,067 20,271

（注）１　国・地方公共団体等については平成23年９月30日までの申告分が含まれる。
２　外書は地方消費税分である。

３　調査及び指導等の状況

⑴　調査等の状況

消費税については、所得税・法人税との同時調査を行っており、平成22事務年度の個人事業者に対する調査等件数は９万８千件であり、法人に対する調査件数は11万７千件である。

このうち何らかの非違があったものは、個人事業者が６万７千件で、その追徴税額は加算税を含め253億円であり、法人が６万５千件で、その追徴税額は加算税を含め557億円である。

表12　消費税の調査等状況

区分	個人	法人	計
調査等件数	件 98,004	件 116,736	件 214,740
申告漏れ等の非違件数	67,124	65,215	132,339
追徴税額（含・加算税）	億円 253	億円 557	億円 810

（注）追徴税額については、地方消費税を含む。

⑵　指導等の状況

消費税法の改正により新規課税事業者が大幅に増加したことから、関係民間団体等との連携・協調の下、制度の円滑な定着に向けて、広報、相談、指導といった各種施策を効果的に実施した。

第10節　その他の諸税

1　揮発油税及び地方揮発油税

⑴　概要

揮発油税及び地方揮発油税（以下この１において「揮発油税等」という。）の課税物件は、揮発油である。

国産の揮発油の納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る揮発油の納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

（注）特定財源の見直しが行われ、一般財源化が図られたこと等に伴い、平成21年４月１日から、地方道路税の名称が地方揮発油税に改正された。

⑵　課税の状況

揮発油税等の課税対象である揮発油の関係場数は、平成22年度末現在で5,977場（前年度末現在5,824場）である。この中には、揮発油を未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場265場及び石油化学工場267場が含まれている。

平成22年度の揮発油税等の課税標準数量は5,656万キロリットル（前年度5,596万キロリットル）、課税額は３兆380億2,500万円（前年度３兆60億7,700万円）であり、課税額のうち303億6,800万円（前年度169億400万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

⑶　調査の状況

揮発油税等の調査対象場所には、揮発油の製造場のほか、特定石油化学製品の製造場、貯蔵場所及び使用場所並びに特定用途免税揮発油の使用場所等がある。これらの場数は、平成22事務年度で5,343場（前事務年度5,303場）である。

平成22事務年度においては、78場（前事務年度80場）に対して実地調査を実施した。

調査の結果、25場（前事務年度30場）について更正又は決定（調査を実施した結果修正申告書又は期限後申告書の提出があったものを含む。以下この節において「更正・決定等」という。）を行っているが、その増差税額は１億2,300万円（前事務年度7,800万円）である。

⑷　揮発油類の分析

混和密造による揮発油税等の脱税事案の取締りに関し、国税局の鑑定官室において製油所等の揮発油の性状を資料収集するとともに、市販ガソリンを買い上げて分析し混和密造揮発油の解明を行っている。平成22事務年度に分析した揮発油類は、延べ3,000点である。

2　印紙税

⑴　概要

印紙税の課税物件は、各種の契約書、手形、株券、金銭の受取書等の文書である。

納税義務者は、文書の作成者であり、納付は、原則として課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法によるが、このほか、現金で納付する方法もある。

⑵　課税の状況

印紙税は、原則として、課税文書に収入印紙を貼り付け、消印をする方法により納付することとされており、税務署に対する申告、納付を要しない全く自主的な納付形態を採っている。

印紙税の納付形態としては、このほかに税務署に所定の手続をして現金で納付するいくつかの方法、例えば、税務署に

課税文書を提示して税印を押してもらう方法や一定の書式表示をして申告納税する方法があるが、平成22年度のこの現金納付分の課税額は1,964億2,600万円（前年度2,001億400万円）であり、課税人員は16万6,327人（前年度17万1,485人）である。

⑶　調査及び指導の状況

印紙税は、自主的な納付の形態を採っており、収入印紙のはり付け又は消印をしなかった場合に、税の追徴に併せて行政的に制裁するという観点から、はり付けをしなかった場合は不足税額の３倍相当額（印紙税を納付していないことについて自主的な申出があった場合は、不足税額の１．１倍）が、消印をしなかった場合は税相当額の過怠税が徴収されることになっている。

平成22事務年度においては、3,156場（前事務年度4,172場）に対して調査等を行い、その結果、2,868場（前事務年度3,752場）において収入印紙のはり付け不足等が発見され、その不足税額は37億2,600万円（前事務年度48億1,300万円）であった。

また、そのうち現金納付の方法を採っている納税者についてみると、調査対象場数は、平成22事務年度において、17,194場（前事務年度17,061場）であるがこのうち641場（前事務年度724場）に対して実地調査を行い、その結果、116場（前事務年度114場）につき、１億100万円（前事務年度8,400万円）の更正・決定等を行った。

印紙税は、納税義務者が極めて広範にわたるところから、PR文書の配付、説明会の開催など諸種の方法による指導に重点を置くとともに、日常の電話等による極めて多数の照会に対して、的確な回答ができるよう体制を整えている。

３　たばこ税及びたばこ特別税

⑴　概要

たばこ税及びたばこ特別税（以下この３において「たばこ税等」という。）の課税物件は、喫煙用の製造たばこ及びかぎ用の製造たばこである。

国産の製造たばこの納税義務者は、その製造者であり、製造場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る製造たばこの納税義務者は、その引取者であり、保税地域から引き取るときまでに申告し、納税する。

（注）たばこ特別税は一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）の規定に基づき、平成10年12月１日から課税されている。

⑵　課税の状況

平成22年度末の製造場数は329場（前年度末304場）である。この中には、製造たばこを未納税で移入したことによって法律上の製造場となった蔵置場262場が含まれている。

平成22年度のたばこ税等の課税標準数量は本数換算で2,167億6,568万本（前年度2,354億2,940万本）、課税額は１兆451億7,000万円（前年度１兆211億円3,800万円）であり、課税額のうち3,861億7,600万円（前年度3,613億2,600万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

⑶　調査の状況

たばこ税等の調査場所には、製造たばこの製造場のほか、法定製造場、手持品

課税製造たばこ（税率の引上げ時に、流通過程にある差額課税対象製造たばこ）の貯蔵場所があり、これらの場数は、平成22事務年度で280,517場（前事務年度260場）であるが、このうち、1,977場（前事務年度９場）に対して実地調査を行った。

なお、平成22事務年度においては、手持品課税に係る実地調査を実施したことに伴い、件数が大きく増加した。

４　石油ガス税

⑴　概要

石油ガス税の課税物件は、自動車用の石油ガス容器に充てんされている石油ガスである。

納税義務者は、自動車用の石油ガス容器に石油ガスを充てんする者（石油ガススタンド）であり、充てん場から移出した月の翌月末日までに申告し、翌々月末日までに納税する。

⑵　課税の状況

平成22年度末の充てん場数は2,748場（前年度末2,725場）であり、平成22年度の課税標準数量は137万トン（前年度141万トン）、課税額は240億円（前年度247億円）である。

⑶　調査の状況

平成22事務年度における調査対象場数は2,675場（前事務年度2,745場）であるが、このうち、173場（前事務年度222場）に対して実地調査を行い、その結果、42場（前事務年度68場）につき700万円（前事務年度800万円）の更正・決定等を行った。

５　航空機燃料税

⑴　概要

航空機燃料税の課税物件は、航空機燃料である。

納税義務者は、航空機の所有者等であり航空機燃料を航空機に積込みをした月の翌月末日までに申告し、納税する。

⑵　課税の状況

納税地は、原則として、航空機燃料を航空機へ積み込む場所とされているが、国税庁長官の承認を受けたときは、その承認を受けた場所（多くは納税義務者の住所地を承認場所としている。）とすることができる。

平成22年度末現在、この承認を受けた納税地数は598場（前年度末591場）、その他の納税地数は1,394場（前年度末1,312場）である。

平成22年度の航空機燃料税の課税標準数量は457万キロリットル（前年度476万キロリットル）で、課税額は1,043億4,900万円（前年度1,089億7,200万円）である。

（注）平成９年７月から沖縄航空路線に係る軽減税率が適用され、平成11年４月から特定離島路線に係る軽減税率が適用されている。

⑶　調査の状況

平成22事務年度における調査対象場数は1,493場（前事務年度1,681場）であるが、このうち、51場（前事務年度47場）に対して実地調査を行い、その結果、20場（前事務年度27場）につき、1,600万円（前事務年度200万円）の更正・決定等を行った。

６　自動車重量税

⑴　概要

自動車重量税の課税物件は、自動車検査証の交付を受け、又は車両番号の指定を受ける自動車である。

納税義務者は、自動車検査証の交付を受ける者及び車両番号の指定を受ける者であり、納付は、原則として所定の用紙に自動車重量税印紙を貼り付けて、運輸支局等又は軽自動車検査協会に提出することにより行う。

⑵　課税の状況

平成22年度における自動車重量税の課税額は、8,055億3,700万円（前年度9,850億400万円）である。

7　電源開発促進税

⑴　概要

電源開発促進税の課税物件は、一般電気事業者の販売電気である。

納税義務者は、一般電気事業者であり、毎月分を翌月末日までに申告し、納税する。

⑵　課税の状況

平成22年度末の納税義務者数は10社であり、平成22年度の課税標準たる販売電気の電力量は9,318億3,211万キロワット時（前年度8,735億8,136万キロワット時）、課税額は3,494億3,700万円（前年度3,275億9,300万円）である。

8　石油石炭税

⑴　概要

石油石炭税の課税物件は、原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭である（石油製品については輸入に係るものに限る。）。

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭の納税義務者は、その採取者であり、採取場から移出した月の翌月末日までに申告し、納税する。

輸入に係る原油、石油製品及びガス状炭化水素並びに石炭の納税義務者は、これらの引取者であり、保税地域から引き取るときまで（国税庁長官の承認を受けた者は、引き取った月の翌月末日まで）に申告し、納税する。

（注）平成15年10月から新たに石炭を課税対象としたことに伴い、従来の石油税が改称された。

⑵　課税の状況

国産の原油、ガス状炭化水素及び石炭に係る納税地は、原則として、これらの採取場であるが、国税庁長官の承認を受けた場合は、その承認を受けた場所である。

平成22年度末現在この承認を受けた納税地数は18場（前年度末15場）、その他の納税地数は159場（前年度末146場）である。

平成22年度の石油石炭税の課税標準数量は原油が１億7,844万キロリットル、石油製品が9,661万キロリットル、ガス状炭化水素が１億159万トン、石炭が9,971万トン、課税額は合計5,632億4,600万円（前年度5,476億7,000万円）であり、課税額のうち5,568億900万円（前年度5,412億7,900万円）は保税地域からの引取りに係るものである。

⑶　調査の状況

平成22事務における調査対象場数は466場（前事務年度453場）であるが、このうち、10場（前事務年度17場）に対して実地調査を行い、その結果、３場（前事務年度７場）につき、４億7,000万円（前事務年度6,900万円）の更正・決定等を行った。

第２章　犯則の取締り

第１節　直接税

１　査察制度

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正することとしているが、その調査は原則として納税者の同意を得て行う、いわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、正当な税を課すほかに、反社会的な行為に対する責任を追及するため、懲役や罰金を科すことが税法に定められている。このような場合には、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し公訴提起を求める査察制度がある。

査察制度の執行のため、具体的な手続を定めた国税犯則取締法があり、その執行には各国税局・沖縄国税事務所に配置された国税査察官が当たっている。

２　国税査察官の職務

国税査察官は、各国税局・沖縄国税事務所に約1,400人が配置されており、所得税、法人税等の悪質な脱税の摘発という重要な犯則取締事務に従事している。

国税査察官は、税務職員ではあるが、一般の税務職員が各税法に規定されている質問検査権に基づく調査を行うのに対し、国税犯則取締法に基づく特別の調査権限が与えられている。すなわち、国税査察官は、脱税の疑いがある納税者について、本人及び取引先等の参考人に質問し、それらの者が所持する帳簿・書類、物件等を検査し、任意に提出された物件を領置することができる。また、裁判官が発付する許可状により住居、工場、事務所等を臨検、捜索し、帳簿・書類や各種の物件を差し押さえる、いわゆる強制調査を行う権限が与えられている。

査察調査の手順としては、脱税の疑いのある者を発見すると、脱税の規模や手口などをより具体的に確認するための内偵調査を行う。内偵調査の後、多額の脱税が見込まれ、手口も悪質と認められるなど、社会的非難に値する嫌疑者について、その脱税の嫌疑事実を裁判官に説明し、許可状の交付を受ける。その許可状に基づいて強制調査に着手するが、着手に当たって各国税局・沖縄国税事務所に配置されている国税査察官は統率のとれた行動をとる。更に、各国税局・沖縄国税事務所間で臨機に応援する体制も確立されている。強制調査の着手によって差し押さえられた帳簿・書類などは、その後の綿密な調査も加わって真実の所得の計算とその存在を立証するための証拠となる。

３　関係省庁との連絡

査察事件の適正な処理を図るため、法律上の問題点及び事件の具体的処理について、国税庁においては法務省及び最高検察庁と、各国税局・沖縄国税事務所においては関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

⑴　合同中央協議会

平成22年９月には、関東信越国税局において国税庁及び法務省主催の下に各国税局の幹部及び国税査察官並びに全国の各検察庁の財政経済担当検察官が参加し

て合同中央協議会が開催され、具体的事件を素材として協議、研修を行った。

⑵　合同地方協議会

平成22年11月には、札幌国税局において札幌、仙台、関東信越、東京、金沢及び名古屋の各国税局の国税査察官並びに札幌高等検察庁、同庁管下各地方検察庁及び横浜地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、また、同年12月に、広島国税局において大阪、広島、高松、福岡及び熊本の各国税局、沖縄国税事務所の国税査察官並びに広島高等検察庁、同庁管下各地方検察庁及び福岡地方検察庁の財政経済担当検察官が参加して、それぞれ合同地方協議会が開催され、具体的事件に即して協議、研修を行った。

4　査察事務の状況

平成22年度における査察事務の運営に当たっては、有効な資料情報の収集に向けた体制の整備や適切な調査体制の構築を図るなど、各局の実情に応じた効果的・効率的な事務運営に努めるとともに、国際化事案、無申告事案、消費税事案などを始めとする社会的に波及効果の高い事案の積極的な立件・処理に重点的に取り組むこととした。

平成22年度の査察の概要についてみると、査察着手件数は196件、処理済件数は216件でこのうち156件を告発しており、処理済件数に対する告発件数の割合は72.2％である。

告発分の総脱税額（加算税額を含む。）は213億円であり、告発１件当たりの脱税額は１億3,700万円となっている。

なお、脱税額が５億円以上のものは６件（前年度６件）である。

告発事件について税目別の件数・脱税額をみると、所得税に係る事件では36件で36億3,700万円、法人税に係る事件では90件で101億1,300万円、その他の税目に係る事件では30件で75億6,500万円となっている。

また、告発の多かった業種は、不動産業（13者）、建設業（11者）、運送業（11者）、商品・株式取引（10者）、人材派遣業（５者）となっている。

5　脱税の手段・方法等

⑴　告発の多かった業種・取引における脱税の手段・方法としては、不動産業、建設業及び運送業では、架空の経費の計上が多く見られたほか、人材派遣業では、消費税の申告において、課税仕入に該当しない人件費を課税仕入となる外注費に科目仮装するもの、税理士としての専門知識を利用して、複数の関与先に脱税を指南していたものなどがあった。

⑵　脱税によって得た不正資金の多くは、現金、預貯金又は有価証券として留保されていたほか、不動産、金地金、高級外車及び競走馬などの購入や遊興費に充てられているものも見受けられた。

⑶　脱税によって得た不正資金等の隠匿場所は様々であったが、

○　本社事務所の残土置場地中約２メートルに埋められたスーツケース内（現金）

○　居宅の収納庫床下に設置された金庫内（現金）

○　居宅のウォークインクローゼットに設置されたキャビネット内（現金）

○　居宅のクローゼットに収納された衣服のポケット内（通帳）

○　トランクルームに保管されたダンボール内の金庫や『空茶箱』と表示のある茶箱内（現金、金地金）

に隠していたケースなどがあった。

第２節　間接税

１　犯則取締制度

間接税においても、そのほとんどについて申告納税制度を採用しているが、申告の内容は必ずしもすべてが適正なものとはいえない状況にある。

このため、個別指導や団体指導、一般的PRに力を注ぐ一方、課税の公平を実現するため悪質な脱税に対しては犯則取締り等を通じて非違脱漏の発見に努め、厳正に是正措置を採っている。

間接税の分野では、課税対象が特定の物件や行為に限定され、しかも一般に経済的な転嫁が予定されており、そのほ脱による経済効果がその都度直ちに実現するため、非違脱漏への誘惑が強い。また、間接税のほ脱を行った悪質な企業が当該商品の価格を引き下げて安売りを行う結果、正常な市場を混乱に陥れ正しい納税をしている企業の経営を不当に圧迫することにもなる。このような実情に即して犯則取締りも特に市場に与える影響の大きい大口・悪質な脱税者に重点を置いて効果的に実施している。

間接税の犯則取締りは、国税犯則取締法に定める手続により行われ、各実体法に定める調査権限とは明確に区分されている。

２　通告処分制度

犯則事件の調査手続は、直接税と間接税との間にそれほど差異はないが、犯則事件の処分については両者の間に著しい差異がある。すなわち、直接税に関する犯則事件にあっては、収税官吏が調査によって犯則があると思料するときは、すべて告発の手続をとることとなっているが、間接税に関する犯則事件にあっては収税官吏から報告又は通報を受けた犯則事件について、国税局長又は税務署長が調査により犯則の心証を得た場合は、情状懲役の刑に処すべきものと認められるなど直ちに告発すべきものを除き、通告処分を行うこととされている。

通告処分とは、国税局長又は税務署長が罰金又は科料に相当する金額等を納付すべきことを犯則者に通告する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意である。そして、通告を受けた犯則者がその内容である罰金相当額等財産上の負担を任意に履行したときは、当該犯則事件について訴えを提起することができないという手続である。

なお、この通告を履行しないときは、通告不履行による告発の手続をとることとなっている。

（注）消費税については、賦課課税方式が適用される輸入取引に係るものに限り、通告処分制度を採用している。

３　関係省庁との連絡

犯則事件の適正な処理を図るため、法令上の問題点及び事案の具体的処理について、国税庁においては、法務省及び最高検察庁と国税局及び税務署においては、関係高等検察庁及び地方検察庁と常に緊密な連絡を取っている。

４　犯則取締りの状況

犯則取締事務の運営に当たっては、基本的には、真に社会的非難に値する大口・悪質な脱税の摘発に重点を置くとともに、他部門との連携を強化し、課税の公平と申告水準の向上に寄与することを目的として効率的な事務運営の推進に努めることとしている。

平成22年度における間接税の犯則事件の検挙件数は47件であり、これを税目別にみると酒税が42件、揮発油税及び地方揮発油

税が４件、石油ガス税が１件となっている。

第３章 債権管理事務及び徴収事務

第１節　債権管理事務

１　概要

債権管理事務の主な内容は、納税申告書の提出等により定まった税金の納付状況を個別に管理する徴収決定・収納事務と、納めすぎとなった税金を納税者に返還する、還付金事務である。

徴収決定・収納事務は、納税者からの納税申告書の提出や税務署長が申告税額の更正等をしたことなどにより納付することとなった税金の額を「徴収決定済額」という区分により、また、これらの税金の納付された額を「収納済額」という区分により、納税者ごとに記録して管理するとともに、未納の納税者に対して督促状により納付を促すことを主な内容とする事務である。

税金は、原則として金銭により日本銀行やその代理店となっている金融機関（銀行、郵便局等）又は所轄の税務署に納めることになっているが、相続税・贈与税については、納期限までに納付できない場合の延納があり、相続税については、延納によっても金銭納付が困難で、一定の要件を満たす場合には、物納がある。また、税金の種類によっては、印紙による納付が認められる。納められた税金は、直ちに国の歳入となるのではなく、いったん国税収納金整理資金に受け入れられ、その中から還付金等を支払った残額が歳入として一般会計等に組み入れられることになっている。

また、国税の納付手段については、上記のほか、振替納税（昭和42年６月導入）、コンビニ納付（平成20年１月導入）、インターネットバンキング等による電子納税（平成16年６月導入）、ダイレクト納付（平成21年９月導入）といった多様な納付手段を導入し、納税者利便性の向上を図るとともに、収納に関する事務処理の効率化を図っている。

還付金事務は、納税者が税金を納めすぎた場合、その超過部分の金額（還付金）を納税者に返還するための事務である。その返還に当たっては、納税者の指定により①金融機関（銀行、郵便局等）の預貯金口座へ振り込む方法、②郵便局等の窓口で受け取る方法により支払うこととしている。

徴収決定・収納事務及び還付金事務の平成22年度の運営に当たっては、租税債権・債務の正確な管理及び自主納付態勢の確立を基本として、弾力的な事務運営を行うとともに、常に事務の効率化を目指して、適時、適切な措置を講じ、円滑な事務運営に努めた。

２　事務処理の状況

⑴　徴収決定・収納

平成22年度における徴収決定等の状況は、次のとおりである。

イ　徴収決定の状況

平成22年度における徴収決定済額は、総額47兆2,120億円で、これを前年度と比較すると5,506円（1.1％）の増加となっている（前年度は9.1％の減少）。

ロ　収納済額の状況

イの徴収決定済額に対し収納した額は、総額44兆9,392億円で、収納割合は、95.2％（前年度95.0％）となっている。

これを前年度と比較すると5,665億円（1.3％）の増加となっている。

ハ　不納欠損額の状況

イの徴収決定済額に対し、滞納処分の停止をした後、その停止が３年間継

続したこと又はその国税が限定承認に係るものであることなどの理由に基づき、納税義務が消滅したことにより不納欠損額として処理したものは、総額1,309億円である。

これを前年度と比較すると11億円（0.8%）減少している。

ニ　翌年度へ繰り越す収納未済の状況

イの徴収決定済額のうち、平成22年度中に収納済等とならなかったため翌年度に繰り越して徴収することとなったものは、総額２兆1,419億円（うち滞納処分の停止中のものは、1,751億円（8.2%））である。

これを前年度と比較すると598億円（2.7%）減少している。

⑵　各種納付手段の利用状況

イ　振替納税

平成22年度における振替納税の利用状況は、申告所得税（第３期分）において58.7%（納税人員625万人のうち利用人員367万人）、個人事業者の消費税及び地方消費税（確定申告分）において76.5%（納税人員112万人のうち利用人員85万人）となっている。

これを前年度の振替納税の利用状況と比較すると、申告所得税では利用人員で２万人下回り（利用率は変わらず。）、消費税及び地方消費税では利用人員で４万人下回り、利用率は0.2ポイント上回った。

（注）振替納税の利用状況は、青森・岩手・宮城・福島・茨城の５県を除いたものである。

ロ　コンビニ納付

平成22年度におけるコンビニ納付の利用件数は、114万件となっている。

ハ　電子納税（ダイレクト納付を含む）

平成22年度における電子納税の利用件数は、101万件となっており、前年度と比較すると21万件（26.3%）増加している。

⑶　還付金

平成22年度における還付金等の支払決定済額は、総額で６兆5,985億円であり、これを前年度の決算額と比較すると、総額で１兆9,458億円（2.8%）の減少となった。

⑷　物納及び延納

イ　物納の処理状況

平成22年度中に相続税の物納申請（前年度以前の物納申請に対する許可未済を含む。）があったものは件数で938件、金額で693億円であり、これに対して申請取下げ等を除き、物納の許可をしたものは件数で503件、金額で371億円である。

なお、許可未済で翌年度へ繰り越したものは件数で286件、金額で225億円である。

ロ　延納の処理状況

平成22年度中に相続税及び贈与税の延納申請（前年度以前の延納申請に対する許可未済を含む。）があったものは、件数で3,359件、金額で1,064億円であり、これに対して、申請取下げ等を除き、延納の許可をしたものは、件数で2,176件、金額で669億円である。

なお、翌年度へ繰り越した処理未済は、件数で659件、金額で227億円である。

⑸　納税貯蓄組合との連絡・協調

納税貯蓄組合は、納税貯蓄組合法に基づき設立された団体であり、現在では、

振替納税制度の利用拡大や消費税の期限内納付に関する運動のほかに、各種の税務広報、研修会の開催、租税教育の推進、とりわけ中学生の「税についての作文」の募集等納税道義の高揚を図るための幅広い活動を行っている。

このような納税貯蓄組合の活動の維持、充実が図られるよう、連絡・協調に努めた。

特に中学生の「税についての作文」については、平成20年度から全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が共催により実施している。

第２節　徴収事務

１　概要

納税義務が成立し、申告、更正・決定等の一定の手続により納付すべき税額の確定した国税が、その納期限までに納付されないときは督促を行い、なお納付されない場合には、滞納整理を行うことになる。

滞納整理の具体的な進め方については、原則として、財産の調査に始まり、財産の差押え、差押財産の換価、換価代金等の配当に終わる一連の強制徴収手続をとることになるが、財産調査の結果、納税者の事情等により強制徴収手続をとることが適当でないと認められるときは、①国税の納税を猶予する納税の猶予、②差押財産の換価を猶予する換価の猶予、③滞納処分の執行を停止する滞納処分の停止などの納税緩和措置を講ずることになる。

２　滞納の状況

⑴　滞納の概況

イ　発生等の状況

平成22年度において新規に発生した滞納は、件数153万件、税額6,836億円であり、前年度に比べ、件数では13万件（7.8％）減少し、税額では642億円（8.6％）減少している。

更に、新規発生滞納額6,836億円を税目別にみると、源泉所得税が702億円（全税目に占める構成割合は10.3％）、申告所得税が1,265億円（同18.5％）、法人税が1,025億円（同15.0％）、相続税が434億円（同6.3％）、消費税が3,398億円（同49.7％）で、この５税目で全体の99.8％を占めている。

なお、前年度からの繰越滞納に新規発生滞納を加えた要整理滞納は、件数564万件、税額２兆1,792億円であり、前年度に比べて、件数は16万件（2.6％）減少し、税額は1,224億円（5.3％）減少している。

表13　　新規発生滞納の税目別内訳

区　　分	新規発生滞納		構　成　比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	19	702	12.4	10.3	94.5	87.3
申告所得税	60	1,265	39.6	18.5	88.6	93.3
法　人　税	8	1,025	5.3	15.0	86.9	95.4
相　続　税	2	434	1.1	6.3	92.1	88.9
消　費　税	64	3,398	41.7	49.7	95.6	90.8
そ　の　他	0.6	13	0.3	0.2	129.8	90.4
計	153	6,836	100.0	100.0	92.2	91.4

（注）１　地方消費税を除いた計数である。
　　２　四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

ロ　整理の状況

平成22年度中に整理した滞納（整理済滞納）は、件数161万件、税額7,591億円であり、前年度に比べて、件数は7

万件（4.4％）減少し、税額は470億円（5.8％）減少している。

なお、要整理滞納に対する整理済滞納の割合（整理割合）は、件数28.5％、税額34.8％であり、前年度に比べて、件数は0.6ポイント低下し、税額は0.2ポイント低下している。

表14　整理済滞納の税目別内訳

区分	整理済滞納		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	21	873	12.9	11.5	97.9	92.5
申告所得税	67	1,457	41.6	19.2	93.0	96.3
法人税	9	1,182	5.4	15.6	87.6	93.5
相続税	2	504	1.2	6.6	94.8	112.7
消費税	62	3,561	38.5	46.9	99.2	92.3
その他	1	14	0.3	0.2	79.8	43.2
計	161	7,591	100.0	100.0	95.6	94.2

（注）1　地方消費税を除いた計数である。
2　四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

ハ　滞納整理中のものの状況

平成22年度末における滞納整理中のものは、件数403万件、税額１兆4,201億円であり、前年度に比べて、件数は8万件（1.9％）減少し、税額は754億円（5.0％）減少している。

なお、滞納整理中のもの１兆4,201億円を税目別にみると、源泉所得税が2,802億円（全税目に占める構成割合は19.7％）、申告所得税が3,815億円（同26.9％）、法人税が1,843億円（同13.0％）、相続税が1,452億円（同10.2％）、消費税が4,256億円（同30.0％）で、この５税目で全体の99.8％を占めている。

表15　滞納整理中のものの税目別内訳

区分	滞納整理中		構成比		対前年度比	
	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	万件	億円	%	%	%	%
源泉所得税	77	2,802	19.1	19.7	98.0	94.3
申告所得税	162	3,815	40.1	26.9	95.7	95.2
法人税	15	1,843	3.6	13.0	95.9	92.1
相続税	3	1,452	0.7	10.2	92.6	95.4
消費税	146	4,256	36.3	30.0	101.3	96.3
その他	1	33	0.2	0.2	103.3	96.4
計	403	14,201	100.0	100.0	98.1	95.0

（注）1　地方消費税を除いた計数である。
2　四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

⑵　１億円以上の滞納整理中のものの状況

平成22年度末における１億円以上の滞納整理中のものは、人員1,140人（社）（前年度1,223人（社））、税額3,205億円（前年度3,411億円）であり、滞納整理中のものに占める割合は、人員では全体の0.03％（前年度0.03％）に過ぎないが、税額では22.6％（前年度22.8％）を占めている。

なお、１億円以上の滞納整理中のものを業種別にみると、不動産・建設業が人員で27.4％（前年度28.2％）、税額で25.4％（前年度28.9％）を占めている。

表16　１億円以上の滞納整理中のものの業種別内訳

区分	人員	税額	構成比		対前年度比	
			人員	税額	人員	税額
	人（社）	億円	%	%	%	%
製造業	46	90	4.0	2.8	95.8	90.0
販売業	67	186	5.9	5.8	81.7	84.2
不動産・建設業	312	814	27.4	25.4	90.4	82.6
料理飲食業	74	140	6.5	4.4	93.7	87.0
金融業	24	134	2.1	4.2	104.3	108.9
その他の事業	301	720	26.4	22.4	92.3	95.0
その他	316	1,121	27.7	35.0	98.8	105.5
計	1,140	3,205	100.0	100.0	93.2	94.0

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しない場合がある。

３　滞納整理事務の実施状況

⑴　平成22事務年度の取組

平成22事務年度の徴収事務の運営に当たっては、⑵に掲げる重点課題に適切に対応するとともに、⑶により、効果的・効率的な事務運営を実施することにより、滞納の整理促進を図った。

なお、滞納整理に当たっては、事実関係を正確に把握した上で、法令等に定められた手続を遵守して、差押え、公売等の滞納処分を行う一方、納税の猶予、換価の猶予等の納税緩和措置を講じるなど、滞納者個々の実情に即しつつ、法令等に基づき適切な対応に努めた。

⑵　重点課題

イ　大口・悪質滞納事案に対する厳正かつ毅然とした対応

累積・長期化しているような大口・悪質滞納事案については、厳正かつ毅然とした対応を行った。具体的には、累積・長期化している大口・悪質事案については、捜索、差押え、公売等の厳正・的確な滞納処分を実施するとともに、財産を隠ぺい等により滞納処分の執行を免れようとする事実を把握した場合には、滞納処分免脱罪の積極的な告発に努めた。

ロ　処理困難事案に対する質的整理の実施

処理困難事案については、相当の事務量を投下又は高度な徴収技法を活用した質的整理を実施して計画的に整理促進を図り、必要に応じて広域運営、適時のプロジェクトチームの編成などによる、組織的な対応や、原告訴訟の提起や第二次納税義務の賦課などの法的手段の積極的な活用に努めた。

ハ　消費税事案の滞納残高圧縮に向けた確実な処理

消費税滞納については、消費税滞納を含む滞納事案の完結に向けて確実な処理を行い、消費税の滞納残高の圧縮を図った。

⑶　効果的・効率的な事務運営

イ　滞納整理事務量の確保

事務量配分に当たっては、内部事務の合理化、効率化を図るなどにより、滞納整理事務量の確保に努めた。

ロ　少額滞納事案に対する効果的・効率的処理

少額滞納事案については、集中電話催告センター室において集中的に処理することを基本としつつ、署において一定の時期に量的滞納整理を実施するなど、効果的・効率的な滞納整理に努めた。

ハ　個別的進行管理の充実

個々の滞納事案の処理に当たっては、

担当者による的確な期日管理とともに、管理者による早期かつ的確な処理方針を見極め、明確な指示の確認等を通じて個別的進行管理の充実を図った。

ニ　審理の充実

滞納整理における処分の適法性・妥当性を確保するため、国税訟務官等を含めた十分な審理態勢の下、的確な事実認定及び法令要件の充足性についての審理を適切に実施するなど、審理の充実を図った。

第４章　国際税務

１　概要

近年、我が国経済の国際化の進展に伴い、納税者が国際取引を利用して脱税や租税回避を図るケースが増加する傾向にある。

また、一方では、企業の海外進出の増加に伴い、これらの進出企業と進出先の税務当局との間で課税上のトラブルが発生するといったケースも増加してきている。

このような現状を踏まえ、外国税務当局との租税条約等に基づく情報交換等二国間あるいは多国間での国際税務協力の推進により、国際的脱税や租税回避の防止に努めるとともに、租税条約上の相互協議等を通じて、国際的な課税問題の解決に向けて積極的な活動を続けている。

なお、これらの国際的な課税問題について、総合的に対処する必要があるため、昭和61年５月には国税審議官及び国際業務室を設置するとともに、昭和62年７月には調査課に国際調査管理官を設置して、さらに、平成８年には、国際業務室を国際業務課に格上げ、平成９年７月には同課に国際企画官、平成11年７月に相互協議室をそれぞれ設置し、企業の国際化に対応した税務執行体制の確立を図っている。

２　外国税務当局との協議

国際的な二重課税の排除等の観点から、租税条約に基づく相互協議の制度を活用して国際的な課税問題の円滑な処理を図っている。平成22事務年度の相互協議事案発生件数は157件となっている。

３　国際的な調査協力

国際取引に係る脱税を防止するという観点から、各国税務当局との情報交換等の充実を図っている。

我が国は、平成23年６月現在48の租税条約（適用対象国は59ヶ国）を締結しており、このうち47の条約には情報交換規定が設けられている。平成22年度には、これらの国々との間で約29万件の個別取引、利子・配当の支払等に関する情報の交換を行った。

４　国際会議への参加

外国税務当局との税務行政上の執行面での協力や情報の交換など国際課税をめぐる諸問題について協議等を行うため、各種国際会議に積極的に参加している。平成22年度においては、OECD税務長官会議（メンバーはOECD非加盟国を含む42か国・地域）、アジア税務長官会合（SGATAR；メンバーは、日本、オーストラリア、中国、香港、インドネシア、韓国、マカオ、マレーシア、ニュージーランド、パプアニューギニア、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム、モンゴルの16か国・地域）等に参加した。

５　技術協力

開発途上国の税務職員等を対象として、我が国の税制及び税務行政に関する専門的知識・技術を移転し、税制及び税務行政の改善に資するとともに、我が国の税務行政に対する理解者を育成すること等を目的として、国際協力機構（JICA）の枠組み等の下、技術協力を実施している。

⑴　職員派遣

税務当局のニーズを踏まえて開発途上国で実施される研修に、職員を派遣している。平成22事務年度は、中国、インドネシア、マレーシア、ベトナム等へ派遣した。

また、開発途上国の税務行政に対して継続的なアドバイスを提供することを目的として、JICAの「長期専門家」として

も職員を派遣しており、平成22事務年度においては、マレーシア、インドネシア、ベトナムに職員が常駐した。

⑵　国際税務行政セミナー（ISTAX）

開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、日本の税制・税務行政全般についての講義等を行っている。

イ　一般コース

税務当局の中堅職員を対象としたコースであり、平成22事務年度においては18か国から18人が参加した。

ロ　上級コース

税務当局の本庁課長クラス以上の幹部職員を対象にしており、平成22事務年度においては14か国から14人が参加した。

⑶　国別税務行政研修、カウンターパート研修

特定の開発途上国の税務職員を対象とした研修であり、各国からの要望に沿った講義等を行っている。平成22事務年度には、中国、インドネシア、モンゴル、フィリピン等の税務職員を対象に行った。

⑷　アジア国際課税研修

複数のアジア諸国（中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム）の税務職員を対象とした研修で、「国際課税」に関する講義等を行っている。平成22事務年度は、３か国から７名が参加した。

⑸　国税庁実務研修

世界銀行等の奨学金制度を利用し、我が国の大学院（修士課程）に留学している開発途上国の税務職員等を対象とした研修であり、各大学院の履修科目の一つとなっている。本研修では、日本の税制・税務行政全般に関する講義等を行っており、平成22事務年度中に行われた研修には、留学生33名が参加した。

第５章　広報

第１節　広報広聴事務

１　概要

広報広聴事務は、申告納税制度の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たすため、重要な役割を担うものである。

このため、納税者の視点に立って、申告・納税に関する法令解釈や税務手続等について、分かりやすく的確な周知・広報を行い、租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について広く国民から理解・協力を求めるとともに、国民の意見や要望等を聴取し事務の改善を行うことを目的として各種広報広聴施策を実施した。

実施に当たっては、コスト意識を持った効果的・効率的な広報に努めたほか、国税庁としての説明責任を果たし、税務行政に対する信頼を高め、納税者のコンプライアンス向上を図る等の観点から、国税庁の取組に関する広報の充実にも努めた。

なお、広報広聴事務を大別すると、以下のとおりである。

２　納税道義の高揚に関する事務

⑴　税を考える週間

毎年11月11日から17日までを「税を知る週間」と定め、昭和49年度以来、全国的に各種広報施策を行ってきたが、平成16年度からその名称を「税を考える週間」に変更して実施している。

これは、経済社会の構造が大きく変化する中で、税を単に「知る」だけではなく、国民各層に、税の仕組みや目的等を「考えて」もらい、国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうことを目的として変更したものである。

平成22年度も引き続き、テーマを「IT化・国際化と税」とし、これまで国税庁が取り組んできたIT化・国際化に関する諸施策を紹介するとともに、「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の利用促進」に重点的に取り組んだ。

実施に当たっては、国税庁、国税局、税務署の役割分担を明確にし、国税庁ホームページを中心とした情報提供と広聴の充実に努めた。

実施施策については、おおむね次のとおりである。

イ　国税庁

・週間の周知及び国税庁ホームページへの誘引のためのインターネット広告

・国税庁ホームページに週間の特集ページを開設し、テーマに即した情報を提供するほか、広く国民から国税庁に対する要望等を聴取するためのアンケート窓口を設置

・インターネットアンケート及び国税モニターアンケートの実施

ロ　国税局

・新聞座談会等

・テレビ・ラジオ座談会等

・国税モニターとの合同座談会

・講演会、説明会

ハ　税務署

・国税モニターとの座談会

・講演会、説明会

・納税表彰式等

また、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税会、納税貯蓄組合、納税協会等の関係民間団体も、税金展・資料展示、講演会など全国各地で活発な

施策を実施した。

⑵　租税教育

次代を担う児童・生徒に対する租税教育を充実するため、次のような施策を実施した。

イ　租税教育推進協議会の運営等

租税教育の推進のための環境を整備し、租税教育の充実を図るため、国、地方税当局及び教育行政機関等を構成員とする租税教育推進協議会（以下「租推協」という。）を設立し各種事業を行っており、都道府県単位で47会、市区町村等単位で738会が設立されている（平成23年３月末現在）。

租推協では、租税教育推進施策として、①租税教室の開催、②租税教育用副教材の作成・配付、③高校生の税の作文募集、④学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催及び参加者の募集等の事業を行っている。

ロ　児童・生徒に対する租税教室の開催

教育機関との連携により、児童・生徒を対象とした社会科教育の一環として、税務署や関係民間団体等からの講師派遣による租税教室を実施している。

平成22年度は、全国の小・中学校を中心に19,072校で実施した。

ハ　租税教育用副教材の作成・配付

学校教育における租税教育を充実するため、都道府県単位の租推協では、小学生及び中学生を対象とした租税教育用副教材を作成し配付している。

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」において、税の仕組みなどを分かりやすく解説した情報や租税教育用ビデオ、ゲームを掲載している。

ニ　高校生の税の作文募集

学校教育における租税教育の充実を目的として、昭和37年度以来全国の高校生から税に関する作文の募集を行っている。平成22年度は、1,494校から17万3,930編の応募があった。

ホ　学校教育関係者等を対象とした研修会等の開催

国税局においては、財政や租税に関する理解を深め、社会科等の授業に役立ててもらうことを目的に、社会科担当教師等を中心に、租税や税務行政等に関する情報を提供する研修会などを地域の実情に即して実施した。平成22年度は14,342人の参加があった。

３　税に関する知識の普及と向上に関する事務

⑴　確定申告期広報

平成22年分の確定申告期においては、確定申告を行う個人に対し、e-Taxを利用した申告を促すため、各種の情報やサービスが掲載されている国税庁ホームページへの誘引を図る広報を実施した。併せて、所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告・納付期限の周知と閉庁日対応に関する情報等の提供も行った。

具体的に使用した媒体は、ポスター、テレビCM、新聞・ネット広告等であり、それらを効果的に組み合わせて広報展開を図った。

⑵　各種媒体を活用した広報

イ　テレビ番組

納税道義の高揚と税知識の普及を図ることを目的として、局署では地元テレビ局の協力を得て、番組への出演などを通じて、「税を考える週間」や確定

申告に関することなど時宜に応じた広報を行った。

ロ　ラジオ番組

局署では、地元ラジオ局の協力を得て、番組への出演などを通じて「税を考える週間」や確定申告に関することなど時宜に応じた広報を行った。

ハ　ホームページによる情報提供

平成10年11月から、国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp）を開設し、身近な税の情報や業務内容、統計資料、記者発表資料のほか、法令解釈通達等の情報を提供している。

また、平成20年度から税務手続に関する情報等を動画と図解で分かりやすく提供するインターネット番組「Web-TAX-TV」において国税庁の取組をドラマ仕立てで紹介する番組の配信を始めた。

国税庁ホームページの運用に当たっては、利用者の視点に立ち、誰もが容易にアクセスできるよう、利便性及び高齢者、障害者等に配意したホームページ作成に努めている。

なお、平成22年度のアクセス数は、１億2,546万件となっている。

ニ　税の広報資料等の作成、充実

税法、記帳、税額の計算方法など実務上必要な知識を平易な表現で広く国民一般に提供し、自主的に正しい申告と納税を行えるよう、「暮らしの税情報」を作成し、配布した。

⑶　説明会、講習会等の開催

税務署では、各種の説明会や講習会を常時開催して税知識の普及や納税道義の高揚を図っている。説明会等においては、参考資料として「暮らしの税情報（パンフレット、リーフレット）」や国税庁作成の「Web-TAX-TV」DVD版等を使用した。

４　広聴に関する事務

⑴　窓口等における意見・要望等の集約

納税者利便の向上や事務運営の改善に資するため、広く国民各層から国税当局の窓口やホームページ等に寄せられた意見・要望等を集約し、関係部署に連絡した。

⑵　国税モニターの運営

国税モニター制度は、国税モニターを通じて国税に関する納税者等の意見・要望等を収集し、事務運営の改善に役立てるなど、納税者利便の向上に資するとともに、国税に関する情報、資料等を提供することにより、税務行政に対する納税者等の理解の向上を図ることを目的としている。平成22年度は、全国226署で1,175人を国税モニターに委嘱し、税に関する情報を提供するとともに、税務行政に対する意見の提出、アンケートへの回答、局署主催行事への参加等を要請した。

５　報道に関する事務

国税庁においては、租税滞納状況など28件の報道発表を行ったほか、39件の資料提供を実施した。

また、各国税局や税務署でも、局や県単位での課税事績の報道発表等を行った。

６　その他

国税庁では、情報公開窓口に閲覧窓口を併設し、国税庁本庁における行政文書等の閲覧サービスを行っており、閲覧文書目録を備え付けるなど閲覧を希望する者の利用の便に供している。

第２節　刊行物等

国税庁では、納税者意識の高揚、税務に関する知識の普及や向上を図るために各種のパンフレット及びリーフレット等の作成、監修等を行い一般納税者に提供している。

また、毎年実施している会社標本調査や民間給与実態統計調査、申告所得税標本調査などの結果を国税庁ホームページ等において公表している。

平成22年度中に発行した各種の刊行物等は、次のとおりである。

〔長官官房総務課〕

第59回事務年報＝平成21年度（A4　198P）

平成23．1　　1,100部

平成21事務年度における国税庁の事務運営の概要を収録し、主に今後における税務行政の改善に資するために作成したもの

〔長官官房企画課〕

国税庁統計年報書平成20年度版（A4　375P）

平成22．8　　ホームページに公表

平成20年度における国税庁主管の各税の申告、処理、納税及びこれらに関連する計数を収録したもの

民間給与実態統計調査＝平成21年分（A4 170P）

平成22．9　　ホームページに公表

平成21年分の民間企業の給与等の実態を明らかにしたもの

申告所得税標本調査＝平成21年分（A4 85P）

平成23．2　　ホームページに公表

平成21年分の申告所得税について、所得者区分、種類別、階級別等に申告所得税納税者の実態を明らかにしたもの

会社標本調査＝平成21年度分（A4　158P）

平成23．4　　ホームページに公表

平成21年度において、稼働中の内国普通法人について、資本金階級別、業種別に課税の実態を明らかにしたもの

国税庁レポート2010（A4　55P）

平成22．6　　7,500部

国税庁の取組について、納税者に分かりやすく説明したもの

National Tax Agency Report 2010（A4 55P）

平成22．9　　1,200部

国税庁の取組について、英語で納税者に分かりやすく説明したもの

〔長官官房広報広聴官〕

暮らしの税情報リーフレット＝①所得税のしくみ/②記帳や記録保存・青色申告（A4　2P）

平成22．7　　21万部

所得税の仕組み及び記帳制度などについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝③消費税のしくみ（A4　2P）

平成22．7　　22万部

消費税の仕組みについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝④給与所得者と税/⑤夫婦と税〈パートと税〉（A4　4P）

平成22．7　　29万部

給与所得者の確定申告や配偶者にパート収入がある場合などについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑥退職金と税/⑦高齢者と税〈年金と税〉（A4　2P）

平成22．7　　32万部

退職金の支払いを受けた場合や高齢者に対する税制面での特例などについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑧障害者と税（A4　2P）

平成22．7　　17万部

障害者に対する税制面での特例などについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑨医療費を支

払ったとき/⑩保険と税（A4　2P）

平成22．7　29万部

医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除及び保険金を受け取ったときの税金について説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑪寄附金を支払ったとき（A4　2P）

平成22．7　13万部

寄附金を支払った場合における所得税及び法人税の取扱いについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑫災害等にあったとき（A4　2P）

平成22．7　16万部

住宅や家財などに損害を受けた場合の所得税の軽減について説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑬株式と税/⑭利子や配当と税（A4　2P）

平成22．7　26万部

株を売却した場合の税や利子や配当の課税関係について説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑮マイホームを持ったとき（A4　4P）

平成22．7　46万部

住宅を新築又は購入した場合の取扱いについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑯土地や建物を売ったとき（A4　2P）

平成22．7　44万部

土地や住宅を売却した場合の取扱いについて説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑰財産をもらったとき（A4　2P）

平成22．7　46万部

贈与税について分かりやすく説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑱財産を相続したとき（A4　2P）

平成22．7　44万部

相続税について分かりやすく説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑲申告と納税（A4　2P）

平成22．7　23万部

申告と納付の期限や、税金の納付と還付について説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝⑳確定申告書等作成コーナー/電子申告・納税（e-Tax）（A4　2P）

平成22．7　24万部

確定申告書等作成コーナーや国税電子申告・納税システム（e-Tax）について説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝㉑税に関する相談をするには　情報公開や個人情報の開示を請求するには/㉒税務署の処分に不服のとき（A4　2P）

平成22．7　12万部

税務相談、情報公開、異議申立て及び審査請求について説明したもの

暮らしの税情報リーフレット＝㉓個人で事業を始めたとき　法人を設立したとき/㉔公売に参加するには（A4　2P）

平成22．7　22万部

個人で事業を始めたときや法人を設立をしたときに必要な届出や公売の手続について説明したもの

暮らしの税情報パンフレット（A4　40P）

平成22．7　65万部

暮らしの税情報リーフレットをまとめたもの

私たちの税金（点字本　B5　138P）

平成22．7　1,468部

目の不自由な方のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについ

て分かりやすく説明したもの

私たちの税金（墨字本　A4　72P）

平成22．7　　1,468部

目の不自由な方（弱視）のために税に関する参考資料として、税の種類や仕組みなどについて分かりやすく説明したもの

〔課税部個人課税課〕

所得税の改正のあらまし（A4　8P）

平成22．4　　76万部

所得税に関する税制改正事項の概要を取りまとめたもので、個人の納税者に配布するもの

青色申告者のための貸借対照表作成の手引き（A4　24P）

平成22.11　　28万部

青色申告者が、青色申告特別控除の適用を受けるために必要な貸借対照表の作成方法を説明したもの

記帳制度適用者の決算の手引き（一般用）（農業所得者用）（A4　24P）

平成22.11　　31万部

記帳制度による帳簿に基づいて、「収支内訳書」を作成するための決算のしかたについて説明したもの

帳簿の記帳のしかた（事業所得者用等）（A4　24P）

平成23．3　　27万部

事業所得、農業所得及び不動産所得のある方のための帳簿の記帳のしかたを説明したもの

〔課税部法人課税課〕

法人税関係法令の改正の概要（A4　37P）

平成22．6　　32万部

法人税に関する税制改正事項を解説したもので、改正税法説明会の教材等として使用するもの

法人税申告書の記載の手引（A4　87P）

平成22．7　　17万部

法人税の確定申告書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの

連結確定申告書・個別帰属額等の届出書等の記載の手引（A4　106P）

平成22．9　　３万部

法人税の連結確定申告書・個別帰属額の届出書等の作成に当たってその計算方法、記載要領等を説明したもの

新たな公益法人関係税制の手引き（A4　84P）

平成22．9　　５万部

新たな公益法人制度の概要や税制上の留意事項について説明したもの

適用額明細書の記載の手引（A4　85P）

平成23．4　　８万部

適用額明細書の作成に当たってその記載要領等を説明したもの

源泉徴収のあらまし（A5　304P）

平成22．7　　46万部

源泉徴収に関する主要事項を解説したもので主として大規模徴収義務者に配布するもの

年末調整のしかた（A4　88P）

平成22.10　　573万部

平成22年分の年末調整の仕方について、改正点、年末調整に当たっての注意点及び具体的な計算方法を説明するとともに、併せて年末調整関係の税額表等を掲載したもので、徴収義務者などに配布するもの

給与所得者と年末調整（A5　4P）

平成22.10　　210万部

配偶者控除、扶養控除、住宅借入金等特別控除等について分かりやすく説明したもので給与所得者に配布するもの

〔課税部酒税課〕

酒のしおり（A4　120P）

平成23．3　　6,123部

酒税及び酒類産業行政に対する一般的な認識を高めるため酒税等に関する基本的な資料を収録したもの

〔課税部消費税室〕

平成 22 年分　消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（一般用）（簡易課税用）（個人事業者用）（A4　各 28P）

平成22.11　163万部

個人事業者の消費税の確定申告に当たってその計算方法、留意事項等を説明したもの

2010 Consumption and Local Consumption Taxes Final Return Guide (General Form) (Simplified Tax Form) (For sole proprietors)（A4　各 28P）

平成22.12　3万部

「平成22年分消費税及び地方消費税の確定申告の手引き（個人事業者用）」の英語翻訳版

法人用消費税及び地方消費税の申告書（一般用）（簡易課税用）の書き方（A4　8P）

平成22. 4　218万部

法人の消費税及び地方消費税の確定申告書の作成に当たって、その計算方法、申告書及び添付書類の記載方法等を説明したもの

消費税のあらまし（A4　64P）

平成22. 4　69万部

消費税に関する基本的な仕組みや届出書等について説明したもの

国・地方公共団体や公共・公益法人等と消費税（A4　64P）

平成22. 4　12万部

国・地方公共団体の特別会計等に係る消費税の基本的な仕組みと手続について説明したもの

契約書や領収書と印紙税（A4　4P）

平成22. 4　48万部

印紙税が課税される文書やその税額などの基本的な事項をまとめたもの

印紙税の手引（A4　36P）

平成22.10　17万部

印紙税の基本的な仕組みや課税される文書の範囲等について分かりやすくまとめたもので、説明会の教材等として使用するもの

〔徴収部管理運営課〕

相続税・贈与税の延納の手引（A4　60P）

平成22.10　9,850部

相続税・贈与税を延納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

相続税の物納の手引（手続・様式編）（整備編）（A4　92P・52P）

平成22.10　各9,850部

相続税を物納するに当たっての要件及び手続の概要等について説明したもの

〔国税不服審判所〕

審判所ってどんなところ？～国税不服審判所のあらまし～（A4　9P）

平成22. 7　11,600部

国税不服審判所の概要、不服申立ての制度及び審査請求手続について説明したもの

国税不服審判所と審査請求手続（A3　2P）

平成22. 7　10,200部

平成23. 4　14,200部

国税不服審判所の概要と審査請求手続について説明したもの

審査請求よくある質問（A4　33P）

平成23. 4　14,200部

審査請求の各段階における手続、争点となる要件事実などについて説明したもの

第６章　税務相談等及び苦情

第１節　税務相談等

１　概要

税務相談は、納税者が自ら正しい申告と納税が行えるよう、税に関する情報を提供したり、税務一般に関する質問に答えるもので、納税者サービスの一環として行われている。

この税務相談について適切かつ効率的に対応するため、各国税局（所）に設置した電話相談センターに税務相談官を集中的に配置して、税務署に寄せられる税に関する一般相談に対し、原則として税目別に対応を行っている。なお、東京、名古屋、大阪の電話相談センターでは、外国人のための英語による電話相談窓口を設けている。

また、国税庁ホームページ及び携帯サイトでは、よくある税の質問に対する一般的な回答を掲載した「タックスアンサー」の設置により、情報提供を行っている。

２　税務相談等の状況

⑴　税務相談

平成22年度に電話相談センターで受理した税務相談件数は504万件で、対前年度比98.1％となっている。

税務相談件数を税目別にみると、所得税関係52.0％（262万件）、資産税関係17.5％（88万件）、法人税関係5.2％（26万件）、消費税関係2.6％（13万件）となっており、構成割合は前年度とほぼ同様となっている。

⑵　タックスアンサー

平成22年度のタックスアンサーの利用件数は4,076万件であり、対前年度比113.3％となっている。

第２節　苦情

税務行政に対する納税者の理解と信頼を確保するためには、納税者から寄せられた苦情及び困りごとに対して適切に対応することが不可欠であるとの認識の下、納税者の視点に立って、迅速かつ的確な対応に努めている。

寄せられた苦情については関係部署と協議し、納税者サービスの向上等につなげている。

また、申し出がなされた日から原則として３日以内に処理するよう努めており、平成22事務年度における苦情の３日以内の処理件数割合はおよそ86.7％となっている。

なお、この苦情処理を専担する納税者支援調整官が平成13年７月に設置され、平成22年７月現在では、各国税局のほか、主要税務署（51署）に派遣配置されており、税務一般に関する納税者からの苦情に関する事務のうち、当該納税者が適正かつ円滑に納税義務を履行するために必要な助言及び教示並びに調整に関する事務を行っている。

第７章　情報公開・個人情報保護及び実績の評価

第１節　情報公開

１　概要

行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的として「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（以下「情報公開法」という。）が、平成13年４月１日から施行されている。

情報公開法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する行政文書の開示請求をすることができ、行政機関の長は、開示請求があったときは、個人に関する情報や事務の適正な遂行に支障を及ぼすような情報などの不開示情報が含まれている場合を除き、当該行政文書を開示しなければならないとされている。

２　施行状況

⑴　開示請求の受付状況

平成22年度における国税庁の開示請求件数は、3,813件であり、前年度に比べ、806件（26.8%）増加している。

なお、国税庁の開示請求件数は、全省庁の開示請求件数の4.4%を占めている。

表17　　開示請求受付件数

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	（対前年比）
国税庁	3,007	3,813	（126.8%）
全省庁	72,390	86,034	（118.8%）

⑵　開示決定等の内訳

平成22年度における国税庁の開示決定等件数は、3,839件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は97.5%となっている。

表18　　開示決定等の内訳

（単位：件）

	平成21年度				平成22年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	2,924	620 （21.2%）	2,185 （74.7%）	119 （4.1%）	3,839	562 （14.6%）	3,180 （82.8%）	97 （2.5%）
全省庁	62,916	24,104 （38.3%）	36,797 （58.5%）	2,015 （3.2%）	73,345	30,341 （41.4%）	41,128 （56.1%）	1,876 （2.6%）

（注）（　）内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合である。

第２節　個人情報保護

１　概要

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的として「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」という。）が、平成17年４月１日から施行されている。

行政機関個人情報保護法は、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めており、国税庁としては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえ、納税者に関する情報の管理を徹底する必要がある。

また、行政機関個人情報保護法に基づき、何人でも、行政機関の長に対し、当該行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求をすることができ、行政機関の長は、不開示情報が含まれている場合を除き、当該保有個人情報を開示しなければならないとされており、開示請求に対して的確に対応する必要がある。

２　施行状況

⑴　開示請求の受付状況

平成22年度における国税庁の開示請求件数は、60,534件であり、前年度に比べ、3,293件（5.2%）減少している。

なお、国税庁の開示請求件数は全省庁の開示請求件数の85.6%を占めている。

表19　　開示請求受付件数

（単位：件）

	平成21年度	平成22年度	（対前年比）
国税庁	63,827	60,534	(94.8%)
全省庁	74,328	70,751	(95.2%)

⑵　開示決定等の内訳

平成22年度における国税庁の開示決定等件数は、60,424件であり、そのうち、全部開示と部分開示を合わせた件数の割合は98.7%となっている。

表20　　開示決定等の内訳

（単位：件）

	平成21年度				平成22年度			
	開示決定等件数				開示決定等件数			
		全部開示	部分開示	不開示		全部開示	部分開示	不開示
国税庁	63,591	9,494 (14.9%)	53,237 (83.7%)	860 (1.4%)	60,424	9,479 (15.7%)	50,152 (83.0%)	793 (1.3%)
全省庁	73,505	16,219 (22.1%)	56,023 (76.2%)	1,263 (1.7%)	70,732	15,883 (22.5%)	53,395 (75.5%)	1,454 (2.1%)

（注）（　）内は開示決定等件数に占める「全部開示」、「部分開示」及び「不開示」の割合である。

第３節　実績の評価

１　概要

平成10年６月に成立した「中央省庁等改革基本法」の第16条第６項第２号において、主として政策の実施に関する機能を担う庁（以下「実施庁」という。）については、その業務の効率化を図る観点等から、「府省の長は、実施庁の長にその権限が委任された事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則を定めて公表するとともに、実施庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表すること」とされている。

国税庁の実績の評価については、財務大臣が、国税庁が達成すべき目標を設定し、その目標に対する実績を評価して公表することとされている。

２　平成22事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画

「平成22事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価に関する実施計画」（以下「実施計画」という。）については、平成22年６月に策定・公表された。

この実施計画では、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収」、「酒類業の健全な発達の促進」、「税理士業務の適正な運営の確保」の３つの実績目標の下に、「租税の役割、納税意識の重要性や税務行政について、広く国民各層から理解・協力を求めます。また、国民の意見･要望等を聴取し事務の改善に努めます。」等11の業績目標が挙げられるとともに、目標の達成度等を測定するため143の業績指標等が設定されている。

３　平成21事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書

「平成21事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書」については、平成22年10月に財務大臣により作成・公表された。

なお、作成に当たっては、評価の客観性を確保するとともにその質を高めるため、有識者の方々からなる「財務省の政策評価の在り方に関する懇談会」（座長　西室泰三株式会社東芝相談役（平成22年10月現在））において議論され、講評を頂いている。

国税庁としては、この評価結果を今後の事務運営に的確に反映することとしている。

第８章　税務協力体制

第１節　関係民間団体

１　日本税理士会連合会

⑴　設立の目的

日本税理士会連合会は、昭和32年２月に設立された税理士法上の法人で、税理士の使命及び職責にかんがみ、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員の指導、連絡及び監督並びに税理士の登録に関する事務を行うことを目的としている。

⑵　組織の状況

日本税理士会連合会は、国税局（沖縄国税事務所を含む。）の管轄区域ごとに設立されている全国15の税理士会（東京国税局には三つの税理士会、名古屋国税局には二つの税理士会がある。）で組織されている。

各税理士会は、下部組織として税務署又は複数税務署単位ごとに支部を設置している。

なお、支部のほかに支部協議会等を県等単位ごとに設置しているところもある。

平成23年３月31日現在における税理士登録者数は72,039人である。

⑶　平成22年度の主な活動状況

書面添付制度の普及・定着については、平成22年７月以降、意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行うこととされたことを受けて、制度の概要を会報にて周知するとともに、マルチメディア研修を配信し、その周知に努めた。

国税電子申告・納税システム（e-Tax）については、平成22年度までに「全会員の半数がレベル５を達成する」という自主的な目標を設定しており、目標達成に向け、電子申告制度の利用促進及び税理士用電子証明書（ＩＣカード）の取得推進について積極的に対応した。

このほか、「税制改正に関する建議書の提出」、「税理士の資質の向上及び研修制度の拡充への対応」、「新たな税務支援制度の定着への対応」、「税理士の綱紀保持、品位の向上及び職業倫理の高揚への対応」、「東日本大震災への対応」等の活動を行った。

２　日本税務協会

⑴　設立の目的

日本税務協会は、政府の税務に関する施策の浸透を図り、税務行政に対する協力を行うとともに、納税思想の普及向上を図ることを目的として昭和19年４月に設立された財団法人である。

⑵　組織の状況

日本税務協会は、東京都に本部を置き、札幌他６か所に支部（所）を設置している。

⑶　平成22年度の活動状況

平成22年度は、税務関連事業の受注、各種の出版事業等を実施した。

３　全国青色申告会総連合

⑴　設立の目的

全国青色申告会総連合は、昭和30年10月19日、全国各地の青色申告会の全国的組織として設立された任意団体である。

設立の目的は、全国の青色申告会の指導、連絡を図り、青色申告を基盤とした税務、経理及び経営の調査、研究並びに

指導を行うとともに、青色申告者の公正な世論を結集して、その実現に務め、もって申告納税制度の確立と小規模企業の振興に寄与することにある。

⑵　組織の状況

全国青色申告会総連合は、署単位の第一種会員、市単位の第二種会員、町村単位の第三種会員の各青色申告会より構成されている。また会員は、各都道県ごとに、連合会（県連）を組織し、県連は、各国税局（大阪国税局を除く。）の管轄区域ごとに、連合会（ブロック連合会）を組織しており、加入単位会数は約2,100会、その単位会に加入している青色申告者数は約74万人である。

なお、公益活動の一層の拡大・強化を図るため、青色申告会の公益法人化の推進・検討を行い、平成21年６月末までに83の各青色申告会と東京、神奈川県、千葉県の青色申告会連合会が社団法人として設立されたほか、平成23年６月末までに４会が公益法人又は一般社団法人に移行し、６会が新たに一般社団法人として設立された。

⑶　平成22年度の活動状況

全国青色申告会総連合は、機関誌「ブルーリターン」の発行などにより会員に対する情報提供等を行うほか、消費税の指導体制の充実を図るとともにパソコン用会計ソフトの活用による複式簿記の普及推進に努めた。一方、単位青色申告会は、記帳指導、税法説明会などの指導事業などを行った。

表21　　全国青色申告会総連合の組織

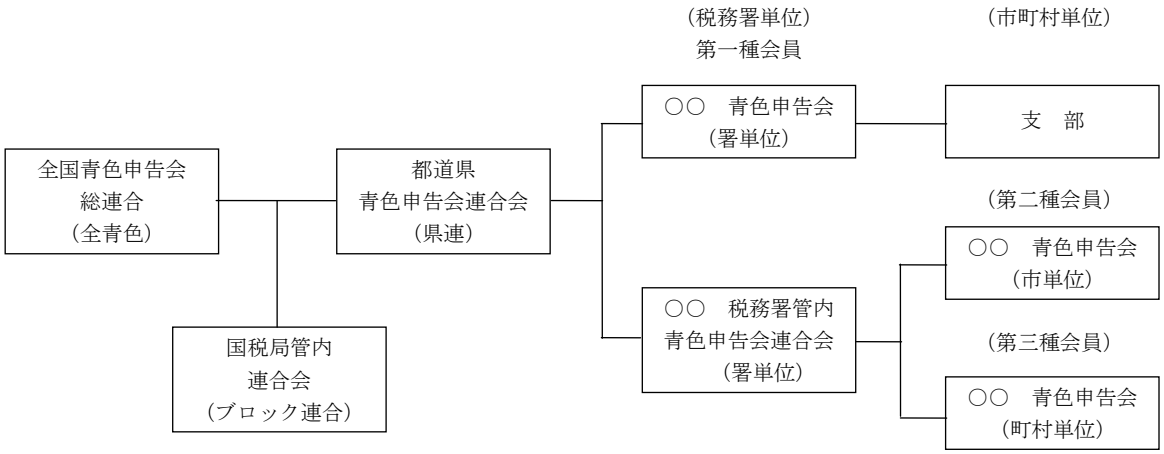

（注）単位会は１税務署１会を原則として各市町村に支部を置いているが、市町村別に単位会を組織して税務署管内連合会を結成しているところもある。

４　全国法人会総連合

⑴　設立の目的

全国法人会総連合は、国税庁、国税局及び税務署と連絡協調のもとに、全国法人会総連合を中軸に、全法人会が税務知識の普及に努めるとともに、併せてよき法人企業の団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的として設立された。

なお、全国法人会総連合は、昭和50年１月25日に財団法人として設立が許可され、平成23年４月１日に公益財団法人に移行を行った。

これに伴い、全国法人会総連合は、我が国各地で活動する「法人会」と連携し、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって我が国における適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、我が国各地における企業活動の活性化と社会の健全な発展に貢献することを目的とすることとなった。

⑵　組織の状況

平成23年６月末日現在で全国法人会総連合に加入している都道県単位の法人会連合会数は41会、各地区の単位法人会数は442会であり、これを加入法人数でみると、約92万法人である。

なお、平成４年12月に、すべての都道県連合会及び単位法人会の社団化を達成しているほか、平成23年６月末までに14会が公益社団法人へ移行した。

⑶　平成22年度の活動状況

全国法人会総連合は、新公益法人制度改革への対応を平成22年度の最重要課題と位置付け、全ての会が新制度における公益法人となるための支援に努め、制度改革に関する情報収集を行った。

また、税知識の普及や建設的な税制改正への提言、税法・税務関係の研修活動、機関誌「ほうじん」などの出版物の発行等による税に関する広報を行った。

さらに租税教育活動のためにゲゲゲの鬼太郎を主人公としたマンガ本、ならびに租税教育用テキスト等を作成配布し、税の啓発活動に努めた。

５　酒類業組合等

⑴　設立の目的

酒類業組合等は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（以下この５において「酒類業組合法」という。）に基づき設立された法人であり、酒税の保全に対する協力と酒類業界の安定を主な目的としている。

⑵　組織の状況

イ　酒造関係

平成23年１月１日現在における酒造関係の組合組織は、清酒業界にあっては単位組合（税務署及び道府県単位）80、連合会（都府県単位）８及び中央会（全国単位）１の組織となっており、蒸留酒業界、ビール業界及び洋酒業界にあってはそれぞれ全国単位で１組合、果実酒業界にあっては山梨県及び山形県にそれぞれ県単位で１組合の組織となっている。

ロ　酒販関係

平成23年３月31日現在における酒販関係の組合組織は、卸売業界にあっては単位組合（税務署及び都道府県単位）43、連合会（県単位）１及び中央会（全国単位）１の組織となっている。

また、小売業界にあっては単位組合（税務署及び都単位）445、連合会（道府県単位）46及び中央会（全国単位）１の組織となっている。

なお、沖縄県における酒販関係の組合組織（卸売業界にあっては単位組合（税務署単位）６、連合会（県単位）１、小売業界にあっては単位組合（税務署単位）６、連合会（県単位）１）は、中央会に加入していない。

⑶　平成22年度の活動状況

酒類業組合等は、酒類業組合法第42条（連合会及び中央会にあっては第82条）の規定に従い、国が組合員に対して行う通知の伝達、その他国の行う酒税の保全に関する措置に協力したほか、組合員の福利厚生に関する施設の運営、組合員の事業の経営合理化や技術の改善向上等を図るための教育、情報提供に関する施設の運営、組合員が販売する酒類の販売増進のための広報宣伝等の事業を行った。

さらに、公正な競争を確保するため、不当景品類及び不当表示防止法に基づき、公正取引委員会の認定を受けた酒類の景品類及び表示に関する公正競争規約の実施業務を行った。

なお、このほか、日本酒造組合中央会は、「清酒製造業等の安定に関する特別措置法」に基づき、組合員等の金融機関に対する酒造資金等借入債務の保証、経営の改善、その他清酒製造業等の近代化を図るための事業を行った。

表22　　酒類に関する公正競争規約等一覧表

○景品類の提供の制限に関する公正競争規約

実施団体	事業の種類	名称	告示日等 （最終改正施行日）
日本酒造組合中央会	清酒製造業	清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第29号 （平21.9.1）
日本酒造組合中央会	単式蒸留しょうちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅう製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭56.10.13第25号 （平21.9.1）
日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業	合成清酒及び連続式蒸留しょうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭49.10.16第31号 （平21.9.1）
ビール酒造組合	ビール製造業	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.18第55号 （平21.9.1）
日本洋酒酒造組合	洋酒製造業	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.19第57号 （平21.9.1）
日本ワイナリー協会	果実酒製造業	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第58号 （平21.9.1）
日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	昭54.12.25第59号 （平21.9.1）

○表示に関する公正競争規約

区分	事業の種類	名称	告示日等 （最終改正施行日）
全国小売酒販組合中央会	酒類小売業	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約	昭55.4.3第7号 （平23.2.10）
ビール酒造組合	ビール製造業	ビールの表示に関する公正競争規約	昭54.12.25第60号 （平21.9.1）
日本洋酒酒造組合	ウイスキー製造業	ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第22号 （平21.9.1）
日本洋酒輸入協会	輸入ウイスキー販売業	輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約	昭55.8.7第23号 （平21.9.1）
日本洋酒輸入協会	輸入ビール販売業	輸入ビールの表示に関する公正競争規約	昭57.3.12第5号 （平21.9.1）
日本酒造組合中央会	泡盛製造業	泡盛の表示に関する公正競争規約	昭58.11.30第29号 （平21.9.1）
日本酒造組合中央会	単式蒸留しょうちゅう製造業	単式蒸留しょうちゅうの表示に関する公正競争規約	昭61.6.18第7号 （平21.9.1）

（注）1　日本ワイナリー協会及び日本洋酒輸入協会は任意団体である。
　　2　この表は平成23年３月末現在による。

６　全国間税会総連合会

⑴　設立の目的

個別消費税は、税目が多く種々の業種に関係するため、従来は、税目ごとに又は業種ごとに納税者団体が結成され、それぞれ独自の活動が行われていたが、昭和48年４月に、これらの団体の全国的組織として、全国間税協力会総連合会（任意団体）が結成された。更に消費税の導入を契機として平成元年９月に全国間税会総連合会に改組し、引き続き申告納税制度の下における公平な税制の実現と適正な税務執行に寄与し、協力することを目的としている。

⑵　組織の状況

全国間税会総連合会は、各国税局（沖縄国税事務所を含む。）ごとに組織された12の連合会で構成されている。連合会の傘下には、税務署単位を最小とする地域別、税目別（又は業種別）の単位会及びこれらの連合会が都道府県別等に組識されている。

全国間税会総連合会は、平成23年４月１日現在、その傘下に571団体、会員数にして約９万を擁している。

⑶　平成22年度の活動状況

全国間税会総連合会は、消費税等に関する調査研究、啓蒙宣伝、関係納税者に対する指導・相談のほか、税務当局に対する税制及び税の執行に関する意見の具申などを行うこととしている。

平成22年度においては、組織の拡充・強化及び財政基盤の確立のための活動を更に進めながら、①e-Taxの普及に向けた会員等への利用促進及び研修会の開催、②傘下各団体の意見を集約した平成22年度税制改正要望の具申、③消費税中央セミナーをはじめとする経済・税制に関する講演会、研修会の開催、④消費税完納運動の推進などを行った。

傘下各団体においても、それぞれの地域で、税法説明会、研修会等を開催するとともに、国税庁の「税を考える週間」の期間中、各種の行事等を活発に行った。

また、傘下各団体を通じて、各国税局や税務署と税務執行に関する意見の交換などを行い、税務行政の適正かつ円滑な執行に寄与している。

表23　全国間税会総連合会の組織

平成 23 年４月１日現在

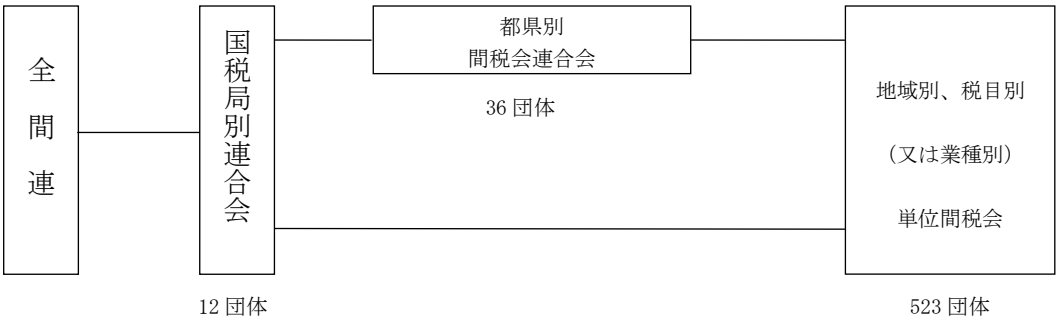

7　全国納税貯蓄組合連合会

⑴　設立の目的

全国納税貯蓄組合連合会は、納税貯蓄組合連合会の相互の連絡協調を図るとともに、これらの連合会の指導を通じて納税貯蓄組合の健全な発展に寄与することを目的として昭和33年10月７日に設立されたものである。

⑵　組織の状況

全国納税貯蓄組合連合会は、国税局単位及び都道府県単位の連合会をもって組織している。

平成22年度末の納税貯蓄組合全体の状況は、次のとおりである（平成23年３月末調査）。

イ　納税貯蓄組合連合会

全国単位の連合会１、国税局単位の連合会12、都道府県単位の連合会46、税務署単位の連合会500、市町村単位の連合会291、合計837連合会となっている。

ロ　納税貯蓄組合

全国納税貯蓄組合連合会の傘下にある納税貯蓄組合の総数は約４万４千組合である。

⑶　平成22年度の活動状況

全国納税貯蓄組合連合会の活動状況は次のとおりであるが、傘下の連合会においては、「振替納税推進の街」及び「消費税完納推進の街」宣言に積極的に取り組む等、租税の期限内完納の推進を図るとともに、会報紙の発行、各種説明会・研修会の開催などにより、税に対する理解者・協力者の拡大に努めるなど、納税道義の高揚に寄与している。

イ　総会を１回、全国役員会を１回開催し、納税貯蓄組合の活動の活発化について協議するとともに、会員相互の連絡協調に努めた。

ロ　消費税をはじめとした各税の期限内納付の推進を図るとともにe-Taxの普及活動にも取り組んだ。

ハ　中学生の「税についての作文」を募集し（応募総数約54万編）、優秀作品の顕彰を行うとともに、上位入選作品を収録した作文集を発行した。

表24　全国納税貯蓄組合連合会の組織

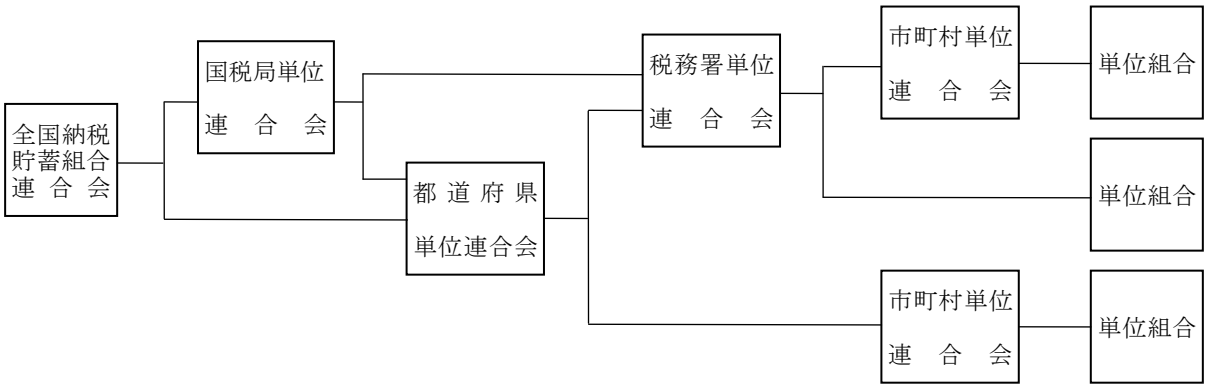

８　納税協会連合会

⑴　設立の目的

納税協会連合会は、大阪国税局及び管下税務署と連絡協調の下に、本会を中軸に全納税協会が税知識の普及に努め、適正な申告納税制度の確立と納税道義の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、これを通じて企業経営の健全な発展と明るい地域社会の建設に貢献することを目的として昭和21年に設立された。

なお、納税協会連合会は、昭和49年６月26日財団法人として設立が許可された。

⑵　組織の状況

納税協会連合会の役員（常任副会長を除く。）及び評議員には、大阪国税局管内の各税務署の管轄区域ごとに組織されている83の納税協会の会長が就任している。納税協会へは、個人・法人を問わず、全ての事業者が加入でき、個人部会、法人部会などの各部会だけでなく、その下に地域別、業種別の支部等を置いている。

なお、平成23年４月に、83全ての納税協会の公益社団法人化を達成している。

また、平成23年３月31日現在の会員数は約19万人社である。

⑶　平成22年度の活動状況

納税協会連合会は、各納税協会の事業活動の活性化と基盤強化を図るため、「税に関する広報・講習会」、「簿記教室」、「パソコン会計教室」及び「e-Tax研修会」の開催を支援するとともに、月刊誌「納税月報」の発行、税制改正に関する要望書の関係官庁への提出、中小企業の事務担当者を対象とした総務管理者養成講座の充実強化、インターネットによる納税協会のＰＲなどの事業活動を実施した。

また、租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上並びに学術研究の助成に寄与することを目的とした「税に関する論文」の募集や、全青年部会員が交流できる場を提供し参加者の納税協会活動への参画意識を高め事業活動の活性化を図ることを目的として「青年の集い」を開催した。

表25　　納税協会連合会と納税協会の組織関係図（例示）

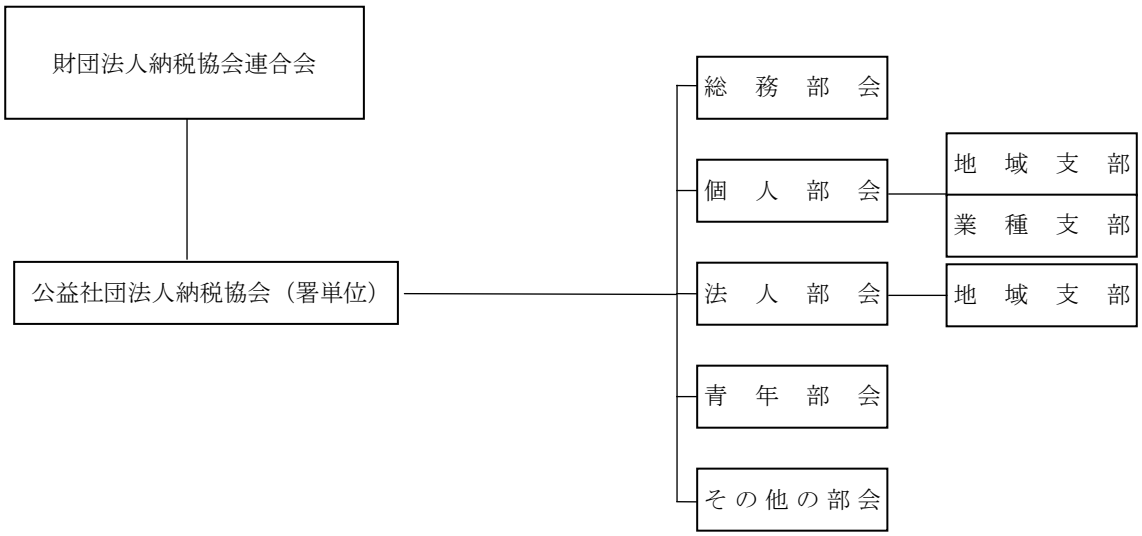

第２節　表彰

１　叙勲及び褒章

⑴　叙勲

国家又は公共に対し功労のあった者に授与される春秋叙勲は、昭和38年７月12日の閣議により再開が決定され、現在は平成15年５月20日に閣議決定された叙勲基準に基づき、毎年、春の叙勲は４月29日（昭和の日）に、秋の叙勲は11月３日（文化の日）に発令されている。

平成22年の国税庁関係の叙勲者は、春の叙勲で46人、秋の叙勲で45人であった。

また、国税庁関係で死亡により叙位及び叙勲を受けた者は284人であった。

⑵　褒章

褒章条例（明治14年12月太政官布告第63号）に基づく褒章は、11月３日（文化の日）に発令されている。

平成22年の国税庁関係の褒章受章者は、藍綬褒章８人、黄綬褒章６人であった。

２　納税表彰

納税表彰は、国税の申告と納税及び租税教育等に関して、功績顕著な者を顕彰することにより、広く納税思想の高揚等に資することを目的として、昭和25年以降毎年実施してきている。

平成22年度の受彰者数は、財務大臣表彰49人、国税庁長官表彰81人、国税局長表彰342人、税務署長表彰1,906人である。

なお、財務大臣及び国税庁長官の納税表彰式は、平成22年10月27日に行われた。

また、国税局長表彰式及び税務署長表彰式は、それぞれの国税局及び税務署において行われた。

３　感謝状の贈呈

昭和48年度以降、国税の調査・取締の実施に関し各種協力のあった個人又は団体のうち、特に功績が顕著な者に対して、国税庁長官又は国税局長から感謝状を贈呈し、その労に報いることとしている。

平成22年度においては、国税庁長官感謝状を国税局長から推薦のあった36団体に対して贈呈し、また、国税局長感謝状を71団体に対して贈呈した。

第９章　権利救済

第１節　不服申立て

１　概要

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審査し救済する制度として、不服申立制度と訴訟がある。

不服申立てと訴訟との関係は、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ訴訟を提起することができないという「不服申立前置主義」が採られている。

不服申立制度は、課税処分や滞納処分等がなされた場合に、その処分に不服のある者が、その処分の取消しや変更を求めて行政庁に対して申し立てる制度で、国税に関する処分についての不服申立ては、「異議申立て」と「審査請求」の二審的構造となっている。

２　異議申立て

異議申立ては、争いの対象となった処分をした行政庁（通常は税務署長）に対して行うものである。異議申立てがなされると、行政庁はその事案の調査・審理を行い、申立てに理由があるかどうかを審査し、決定する。

⑴　異議申立ての発生状況

平成22年度における異議申立ての発生件数は、5,103件で、前年度（4,795件）に比べて308件（6.4%）増加している。

発生件数を税目別にみると、消費税（地方消費税を含む。）が1,762件（対前年比11.1％増）、申告所得税が1,295件（対前年比7.3%増）、法人税が651件（対前年比6.9%減）、相続税・贈与税が403件（対前年比14.5%増）、徴収関係が800件（対前年比6.9%減）となっている。

⑵　異議申立ての処理状況

平成22年度において処理した件数は、4,746件で、前年度（4,997件）に比べて251件（5.0%）減少した。この処理件数は、平成22年度の発生件数に前年度からの繰越件数を加えた要処理件数6,132件の77.4%に当たる。

なお、平成22年度末における処理未済件数は1,386件で、前年度末（1,029件）に比べて357件（34.7%）増加している。

次に、処理件数を処理態様別の構成割合でみると、却下（異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき等、申立てが適法性を欠くもの）が全体の13.2%（前年度16.1%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が全体の62.3%（前年度54.2%）である。一方、全部取消し（納税者の主張が全部認められたもの）は全体の1.6%（前年度1.3%）、一部取消し（納税者の主張の一部が認められたもの）は8.4%（前年度10.5%）であり、納税者が取下げなどしたものは14.5%（前年度17.9%）となっている。

３　審査請求

審査請求は、一般的には異議申立てに対する決定を経た後の処分になお不服があるときに、処分をした行政庁の上級行政庁に対し行うものであるが、国税の場合には、特にそのための第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して審査請求をすることとされている。

表26　　異議申立事案の税目別発生及び処理状況

（平成22年度）

区分	要処理件数			処理件数	処理未済件数	発生件数構成割合	発生件数対前年度比
	繰越件数	発生件数	計				
課税関係	件	件	件	件	件	%	%
申告所得税	213	1,295	1,508	1,166	342	25.4	107.3
源泉所得税	17	114	131	90	41	2.2	131.0
法人税	279	651	930	639	291	12.8	93.1
相続税	51	343	394	335	59	6.7	117.1
贈与税	5	60	65	53	12	1.2	101.7
消費税	377	1,762	2,139	1,619	520	34.5	111.1
その他	―	78	78	22	56	1.5	1560.0
徴収関係	87	800	887	822	65	15.7	93.1
合計	1,029	5,103	6,132	4,746	1,386	100.0	106.4

（注）1　申告所得税には、譲渡・山林所得を含む（表27同じ）。
　　2　法人税には、法人臨時特別税を含む（表27同じ）。
　　3　消費税には、地方消費税を含む（表27同じ）。

表27　　異議申立事案の税目別・態様別処理状況

（平成22年度）

区分	みなす取下げ	取下げ	却下	棄却	全部取消し	一部取消し	みなす審査	変更その他	計
課税関係	件	件	件	件	件	件	件	件	件
申告所得税	9	134	114	735	22	148	4	―	1,166
源泉所得税	―	21	4	42	1	21	1	―	90
法人税	―	117	77	377	16	47	5	―	639
相続税	―	60	15	189	11	48	12	―	335
贈与税	―	8	2	43	―	―	―	―	53
消費税	16	138	110	1,159	24	134	38	―	1,619
その他	―	1	―	21	―	―	―	―	22
徴収関係	―	123	306	389	3	1	―	―	822
合計	25	602	628	2,955	77	399	60	―	4,746
構成割合	% 0.5	% 12.7	% 13.2	% 62.3	% 1.6	% 8.4	% 1.3	% ―	% 100.0

第２節　訴訟

１　課税関係訴訟

⑴　概況

税務当局が行った課税処分の適否又はこれに伴う損害賠償等を争う訴訟は、平成22年度当初において316件係属していたが、平成22年度中に284件提起され、279件終結した結果、平成22年度末における係属件数は321件となり、年度当初に比べて５件の増加となっている。

平成22年度末における係属件数の内訳は、所得税159件、法人税90件、相続税等42件、消費税10件、酒税１件、その他（損害賠償等）19件となっている。

⑵　訴訟の発生状況

平成22年度における訴訟の発生件数は284件で、前年度（261件）に比べて23件（8.8%）増加している。

発生件数の内訳は、所得税127件（前年度150件）、法人税80件（前年度66件）、相続税等43件（前年度24件）、消費税６件（前年度７件）、酒税１件（前年度１件）、その他の間接税２件（前年度２件）、その他25件（前年度11件）となっている。

また、これを審級別にみると、第一審151件、控訴審82件、上告審51件である。控訴及び上告された133件のうち、国側から上訴したものは６件である。

⑶　訴訟の終結状況

平成22年度における訴訟の終結件数は279件（前年度250件）で、その内訳は、所得税150件（前年度127件）、法人税72件（前年度77件）、相続税等34件（前年度24件）、消費税６件（前年度６件）、酒税１件（前年度０件）、その他の間接税２件（前年度２件）、その他14件（前年度14件）である。

また、これを終結事由別にみると、取下げ24件、判決言渡し等255件である。判決言渡し等のうち、処分の適否を判断したものは245件で、却下７件、その他３件である。

処分の適否を判断したもののうち、国側勝訴は222件（90.6%）、国側一部敗訴は10件（4.1%）、国側敗訴は13件（5.3%）である。

表28　課税関係訴訟の発生・終結・係属の状況

（平成22年度）

区分	前年度末係属件数	発生件数	終結件数							年度末係属件数
			取下げ	却下	国側勝訴	国側一部敗訴	国側敗訴	その他	計	
	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
所得税	182	127	23	3	105	7	10	2	150	159
法人税	82	80	－	－	68	3	1	－	72	90
相続税等	33	43	1	3	28	－	2	－	34	42
消費税	10	6	－	－	6	－	－	－	6	10
酒税	1	1	－	－	1	－	－	－	1	1
その他の間接税	－	2	－	－	2	－	－	－	2	－
その他	8	25	－	1	12	－	－	1	14	19
計	316	284	24	7	222	10	13	3	279	321

⑷　判決の内容

平成22年度中の判決のうち、注目すべきものには、次のようなものがある。

〔相続した生命保険年金受給権に基づき、毎年受領する年金額のうち当該年金受給権の取得時における時価に相当する部分は所得税の課税対象とはならないとされた事例〕

イ　概要

個人である納税者が、配偶者の死亡により、生命保険契約に基づき、10年間にわたり、毎年230万円の年金を受け取る権利（以下「本件年金受給権」という。）を取得したが、この本件年金受給権に基づき、毎年受領する年金（以下「本件年金」という。）を雑所得と認定した課税処分の適否が争われた事件である。

納税者は、本件年金受給権は、相続税法３条１項１号に規定する「保険金」に当たり、相続財産とみなされ、これに対して相続税を課税した上、更に個々の年金に所得税を課税することは、実質的・経済的には同一の資産に対して二重に課税するものであって、違法であるなどと主張していた。

第一審長崎地裁（平成18年11月７日判決）は、本件年金受給権に相続税を課税した上で、本件年金に所得税を課税することは、二重に課税するものであるとして、課税処分を取り消したが、控訴審福岡高裁（平成19年10月25日判決）は、本件年金は、本件年金受給権とは法的に異なるものであるから、所得税の対象となると判断した。

ロ　判決要旨

所得税法９条１項15号にいう「相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するもの」とは、相続等により取得し又は取得したものとみなされる財産そのものを指すのではなく、当該財産の取得によりその者に帰属する所得を指すものと解される。そして、当該財産の取得によりその者に帰属する所得とは、当該財産の取得の時における価額に相当する経済的価値にほかならず、これは相続税又は贈与税の課税対象となるものであるから、同号の趣旨は、相続税又は贈与税の課税対象となる経済的価値に対しては所得税を課さないこととして、同一の経済的価値に対する相続税又は贈与税と所得税との二重課税を排除したものであると解される。

年金の方法により支払を受ける保険金（年金受給権）のうち有期定期金債権に当たるものについては、相続税法24条１項１号の規定により、その残存期間に応じ、その残存期間に受けるべき年金の総額に同号所定の割合を乗じて計算した金額が当該年金受給権の価額として相続税の課税対象となるが、この価額は、当該年金受給権の取得の時における時価、すなわち、将来にわたって受け取るべき年金の金額を被相続人死亡時の現在価値に引き直した金額の合計額に相当する。

したがって、年金の各支給額のうち現在価値に相当する部分は、相続税の課税対象となる経済的価値と同一のものということができ、所得税法９条１項15号により所得税の課税対象とならないものというべきである。

（最高裁平成 22 年７月６日判決（国側敗訴・確定））

2　徴収関係訴訟

⑴　概況

徴収関係訴訟には、滞納処分等の取消し又は無効確認を求める抗告訴訟に加えて、滞納処分に関連して国を被告として提起される損害賠償請求訴訟等の民事訴訟及び滞納処分の一環として国が提起する差押債権取立訴訟、詐害行為取消請求訴訟、不動産の名義変更訴訟等の民事訴訟があり、その内容は複雑多岐にわたっている。

⑵　訴訟の発生状況

平成22年度における訴訟の発生件数は261件で、前年度（295件）に比べて34件の減少となった。

その内訳は、国側被告事件61件、国側原告事件200件で、前年度発生件数（国側被告事件69件、国側原告事件226件）に比べて、国側被告事件は８件の減少、国側原告事件は26件の減少となっている。

また、この発生件数に前年度末の係属件数を加えた平成22年度中の要処理件数は418件で、前年度（402件）と比べて16件増加している。

その内訳は、国側被告事件113件、国側原告事件305件で前年度中の要処理件数（国側被告事件113件、国側原告事件289件）に比べて、国側被告事件は同数、国側原告事件は16件の増加となっている。

⑶　訴訟の終結状況

平成22年度における訴訟の終結件数は、国側被告事件68件（前年度61件）、国側原告事件225件（前年度184件）となっている。

これを終結の態様別にみると、国側被告事件では、国側勝訴が38件（56％）と最も多く、取下げ14件（21％）がこれに次ぎ、国側原告事件では、国側勝訴50件（22％）が最も多く、取下げ16件（７％）がこれに次いでいる。

⑷　判決の内容

平成22年度の判決のうち、注目すべきものとして、次のものがある。

〔事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務を規定した国税徴収法38条にいう「譲受財産」とは、譲受けに係る事業に属する積極財産をいうとされた事例〕

イ　概要

滞納会社から事業譲渡を受けた控訴人が、事業譲渡に際し譲渡を受けた財産を限度とする第二次納税義務を負うとして国税徴収法38条に基づく第二次納税義務の告知を受けたことから、積極財産額と同額の債務を譲り受けており、実質的な利得はないから控訴人が負う納税義務はないなどと主張し、告知処分の取消しを求める訴えを提起した。

ロ　判決要旨

事業の譲渡にあっては、通常、積極財産のみならず消極財産も譲受人に移転されると認められるが、国税徴収法38条は、このような事業譲渡の実態を前提としつつ、事業譲渡においては事業の譲渡人に対する滞納処分の引当となっていた財産が譲受人に移転することから、譲受人が譲渡人の親族その他の特殊関係者である場合に限り、かつ、譲渡された財産を限度として、譲受人に第二次納税義務を負わせることとしたものである。

国税徴収法38条の「譲受財産」とは、譲渡人が事業の譲渡前に有していた積極的な資産価値を有し、差押え等の対

象となる個々の資産をいうのであって、
積極財産の価額と消極財産の価額との
差額を意味するものとは解されない。
（東京高裁平成 23 年 2 月 22 日判決
（国側勝訴、上告・上告受理申立て
（棄却・不受理）確定））

第10章　税理士制度

1　概要

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命としている。

税理士制度は、このような公共的使命を負っている税理士が納税義務者を援助することによって、納税義務を適正に実現し、これによって、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に資することを目的として設けられたものである。

昭和26年に税理士法が施行されて以来、税理士制度は時代の推移とともに変化する社会の要請にこたえて、申告納税制度の定着と発展に寄与するとともに、納税義務の適正な実現、納税者に対する税知識の普及、国家財政の確保に大きな役割を果たしている。

2　税理士の登録等

税理士となる資格を有する者は、税理士試験合格者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士資格保有者を含む。）及び公認会計士（公認会計士資格保有者を含む。）である。

これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士及び税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできず、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

税理士登録者数は、平成23年３月31日現在72,039人であり、このほか、国税局長に通知することにより税理士業務を行っている弁護士は1,829人となっている。

表29　　税理士登録者数等の状況

	平成21年度末	平成22年度末
	人	人
税理士登録者数	71,606	72,039
通知弁護士数	1,693	1,829

（注）税理士登録者数は、日本税理士会連合会調べによる。

3　書面添付制度の普及に向けた取組

国税庁は、書面添付制度は税理士の立場を尊重し、税務執行の円滑化・簡素化に寄与し、納税者全体のコンプライアンスの維持・向上に資するものであるとの観点から、その普及・定着に努めている。

本制度の普及・定着のための取組として、平成21年７月から、記載内容の充実した添付書面について意見聴取した結果、実地調査の必要がないと認められた場合には、その旨を原則として文書により税理士等に通知することとした。また、平成22年７月からは、意見聴取した結果、調査の必要があると認められた場合においても、納税者への事前通知を行う前に、税理士等に意見聴取結果と「調査へ移行する」旨の口頭（電話）連絡を行うこととした。

なお、平成22年度の当該書面の添付割合（税理士の関与がある法人数のうち、当該書面の添付のある割合）は、7.0％となっている。

（注）書面添付制度は、税理士等が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した書面を申告書に添付することができ、この書面が添付されている申告書を提出した納税者にあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、添付された書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならないというものである（平成14年４月１日施行）。

表30　税理士法第33条の２に規定する書面の添付割合（法人税）

	平成21年度	平成22年度
	%	%
書面添付割合	6.5	7.0

（注）平成22事務年度国税庁が達成すべき目標に対する実績の評価書による。

４　税理士業務の適正な運営の確保

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、税理士制度の運営に関する事務を所掌している。

このため、税理士監理官、税理士専門官及び局署の総務課が中心となって税理士等に対する指導監督を行っている。また、税理士の団体である税理士会及び日本税理士会連合会は、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士に対する指導、連絡及び監督に関する事務等を行っている。更に国税庁は、これらの団体に対する指導監督も行っている。

なお、平成22事務年度における税理士等に対する税理士法に基づく調査等件数は2,605件、平成22年度における税理士等に対する懲戒処分件数は37件となっている。

第　３　部

税務行政の組織等

第１章　組織及び管理

第１節　機構及び定員

１　機構

⑴　概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの）の賦課及び徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局、沖縄国税事務所及び524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房及び課税部、徴収部、調査査察部の３部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを国税局に指示し、国税局や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の４部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門の１課５部門制が一般的な機構である。

以上のほか国税庁に、施設等機関として税務職員の教育機関である税務大学校及び特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所がある。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服申立事案の処理について学識経験者の公正な意見を反映させる国税審査分科会、税理士試験及び税理士の懲戒処分についての審議等を行う税理士分科会並びに酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律等に定める事項の調査審議等を行う酒類分科会を置いている。また、国税局には、相続税等に係る土地の価格に関し調査審議する土地評価審議会がある。

⑵　平成22年度における主な機構改正

機構改正の主な内容は以下のとおりである。

イ　経済の国際化への対応

複雑・困難化が進む国際化及び電子商取引事案に的確に対応するため、関東信越国税局の課税第一部に統括国税実査官１人を増設した。

ロ　コンプライアンスの維持・向上

経済活動の広域化・複雑化を背景に、脱税の手口が悪質かつ巧妙化していることに対応するため、東京国税局及び大阪国税局の査察部に査察情報分析専門官各１人を新設した。

ハ　審理体制の充実

複雑・困難化する高度な事案の審理面での支援に的確に対応するため、東京国税局及び大阪国税局の課税第一部に審理官各１人を増設した。

２　定員

⑴　概要

平成22年度における税務職員の定員は、

５万6,261人である。これを組織別にみると、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署に全体の97.3％に当たる５万4,735人が配置され、国税庁本庁715人（構成比1.3％）、国税不服審判所477人（同0.8％）、税務大学校334人（同0.6％）となっている。

職員の事務別配置状況をみると、全職員の63％が所得税、法人税及び消費税などの賦課事務に、21％が国税債権の管理・徴収事務に従事し、残り16％は総務事務等に従事している。

⑵　平成22年度における定員の増減

平成22年度予算においては、税制改正に伴う執行体制の整備等のため、1,079人の定員増が認められた。一方で「新たな定員合理化計画」に基づく合理化目標数等が△1,058人であることから、平成22年度末の国税庁の定員は、21人の純増となった。

表31　　機構改正主要事項一覧表

（平成22年７月改正分）

	機構名	設置数	備考
国税局	統括国税実査官	1	課税第一部（関東信越）
	審理官	2	課税第一部（東京・大阪）
	査察情報分析専門官	2	査察部（東京・大阪）
	源泉所得税事務処理集中センター室	8	
税務署	特別国税徴収官	6	
	特別国税調査官	17	
税務大学校	国際支援室	1	（国際支援官の振替）

第２節　任用及び採用試験

１　任用

⑴　平成22年度の定期異動は、平成22年７月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配意のうえ実施した。

⑵　平成22年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職　　1,706人
その他の職員　　15,917人

なお、その他の職員の国税局（沖縄国税事務所を含む。）別の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局　　746人
仙台国税局　　842人
関東信越国税局　　1,686人
東京国税局　　4,942人
金沢国税局　　385人
名古屋国税局　　1,529人

大阪国税局	2,685人
広島国税局	938人
高松国税局	478人
福岡国税局	827人
熊本国税局	698人
沖縄国税事務所	161人
合　　計	15,917人

2　採用試験

⑴　Ⅰ種試験等

平成22年度国家公務員採用Ⅰ種試験合格者等に対して面接を実施し、平成23年４月１日付で９人を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

法律	４人
経済	２人
理工Ⅳ	２人
経験者採用試験（司法試験合格者）	１人
計	９人

⑵　国税専門官試験

平成22年度国税専門官採用試験は、第１次試験が平成22年６月13日に、第２次試験が７月20日から７月27日のうち第１次試験合格通知書で指定する日に、それぞれ実施され、その最終合格者及び前年度合格者の中から平成23年４月１日付で740人（内女性161人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	20,022人
１次合格者数	3,721人
最終合格者数	1,988人
採 用 者 数	740人
国税局採用者数	
札幌国税局	22人
仙台国税局	29人
関東信越国税局	84人
東京国税局	322人
金沢国税局	16人
名古屋国税局	98人
大阪国税局	89人
広島国税局	28人
高松国税局	10人
福岡国税局	21人
熊本国税局	15人
沖縄国税事務所	６人

⑶　Ⅲ種試験（税務）

平成22年度国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）は、第１次試験が平成22年９月５日に、第２次試験が平成22年10月14日から10月21日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成23年４月１日付で346人（内女性126人）を採用した。

Ⅲ種試験（税務）の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	8,152人
１次合格者数	1,263人
最終合格者数	679人
採 用 者 数	346人

⑷　中途採用者選考試験（税務）

平成22年度中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）の税務区分は、１次選考が平成22年９月５日に、２次選考が平成22年11月８日から11月11日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から平成23年４月１日付で24人（内女性６人）を採用した。

中途採用者選考試験（税務）の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	2,537人
最終合格者数	25人
採 用 者 数	24人

第３節　給与及び福利厚生

１　給与

⑴　人事院は平成22年８月10日、国会及び内閣に対し、一般職の公務員給与についての勧告を行った。当該勧告は、官民給与の較差を是正するため、俸給表の引下げ改定（若年層及び医療職(一)を除く。）を行うとともに期末・勤勉手当についても、民間との支給割合の均衡を図るため、年間支給月数を0.2月分引き下げることなどを内容としている。

また超過勤務手当については、民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施することを内容としている。

その後11月１日の閣議で、公務員給与改定の方針を決定し、11月30日には給与法が改正された。

⑵　級別定数

職員の処遇改善を図るため、職員構成及び職務の実態を考慮し、上位級定数の拡大に努めた。

なお、平成22年度における級別定数（税務職）は表32のとおりである。

表32　　級別定数（税務職）

（単位：人）

年度／級	平成22
10	3
9	118
8	578
7	1,687
6	11,848
5	12,633
4	11,307
3	6,627
2	5,930
1	3,747
計	54,478

２　福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康の保持増進等を通じた福利厚生施策の充実、公務員宿舎の確保・改善及び共済組合事業の適切な運営に努めた。

⑴　福利厚生施策の充実

イ　職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ　心の健康づくりについては、専門医等による相談体制や職場復帰支援体制を整備するとともに、正しい理解と知識の普及のため職場研修等を計画的に実施し、その充実に努めた。

ハ　職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、ライフプラン啓発研修を実施し、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

⑵　感染症対策

インフルエンザをはじめとした感染症

対策として、平成22年４月及び７月に感染拡大防止及び事務運営上の対応に関する事務運営指針を発遣するとともに、マスク及び消毒用アルコール製剤を各局（所）において備蓄・使用し、地域や職場における感染拡大防止に努めた。

⑶　公務員宿舎

平成22年６月１日現在の宿舎入居者数は、１万6,759人（独身6,194人、世帯１万565人）であり、職員の職務の能率的な遂行を確保するため、宿舎の適正な維持・管理に努めた。

⑷　共済組合

共済組合では、短期給付事業のほか、医療事業、貸付事業、団体定期保険・団体積立終身保険の取扱い等の福祉事業を行っており、組合員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に努めた。

第４節　国税庁特定事業主行動計画

１　概要

平成15年７月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、「国税庁特定事業主行動計画」を策定し、平成17年４月１日から実施した。

また、平成20年4月には計画の見直しを行うとともに、「安心子育て応援プラン」という愛称を付与した。

平成22年3月31日で当初の５年の計画期間の満了を向かえ、これまでの各種取組の実施状況、職員の意見、両立支援を巡る環境の変化などを踏まえ、平成22年４月１日から平成27年３月31日までを計画期間とする「第Ⅱ期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

これまでの具体的取組としては、各種会議、研修等を通じた本計画の周知徹底、小学生を対象とした制度の拡充等に向けた関係機関への積極的な働きかけ、職員の情報交換会の開催、両立支援の重要性等を集中的に啓発する期間として「安心子育て応援プラン推進週間」などを実施している。

２　具体的な子育てと仕事の両立支援策

職員のライフサイクルの各局面（結婚・出産、育児休業、職場復帰、子育て期間等）全般に通じた支援策（①職場の子育てと仕事の両立に関する意識の醸成、②管理者等による職員のニーズの適切な把握、③情報交換会の実施等、④子育ての状況に応じた人事上の配慮、⑤研修参加への配慮、⑥超過勤務の縮減、⑦管理者等による事務計画、事務分担の見直し等、⑧年次休暇の取得の促進、⑨テレワークの導入、⑩宿舎の貸与に関する配慮、⑪保育施設や子育てに関する情報提供等及び⑫地域関係機関への働きかけ）を基に、より一層両立支援の推進に努めた。

第５節　規律

１　服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては、厳正な態度をもって臨んでいる。

非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正な措置をもって臨み、平成22年中42人（前年52人）に対して懲戒処分を行った。

２　監察

監察官事務は、職員の非行の未然防止、早期発見と的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて実施した。

⑴　組織的な非行予防体制の確立

監察官及び局署の幹部が講師となって重畳的に予防講話を実施したほか、監察官の巡察に際して、幹部職員に危機管理、事務管理及び人事管理の重要性を認識させるとともに、幅広く職員動向の把握に努め、庁局署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

⑵　非行早期発見のための資料収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の防止策としても重要であることから、効果的な資料収集を行うとともに、目的に応じた戦略的資料収集に努めた。

⑶　非行事案の迅速・的確な処理

非行事案の真相究明に当たっては、迅速かつ的確な事務処理に努めた。

第６節　事務の管理・企画

１　事務処理の情報システム化

国税庁においては、平成15年７月に決定された「電子政府構築計画」に基づき、「国税関係業務の業務・システム最適化計画」を平成18年３月に策定・公表し、事務処理の簡素化・効率化、納税者利便性の向上及びシステムの高度化等の観点から、情報システム化に係る各種施策に取り組んでいる。

⑴　KSK（国税総合管理）システム

国税庁においては、経済取引の複雑化・広域化、情報化などの税務行政を取り巻く環境の変化に対応するとともに電子申告や電子納税等の税務行政のIT化を支える情報通信基盤としてKSKシステムを導入している。KSKシステムは税務行政の根幹となる各種事務処理を総合的に処理するシステムであり、税務行政の高度化・効率化や納税者利便の向上に寄与している。

平成22年度においては、「国税関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成21年度に調達した①オープン機器の設置、②ホスト機器のリプレース及び③局署サーバの統合・再編成に係る更新機器の設置を実施し、システム運用を開始した。

また、前年度に引き続きKSKシステムの安定的な運用に努めるとともに、税制改正等に伴うシステム修正のための開発を行った。

⑵　行政の情報化

税務署を含めた国税庁WAN、総合的文書管理システム（稟議決裁、文書発遣収受及び文書管理等で構成されるシステム）などの安定的な運用を図り、全庁的視点から積極的に行政情報化の推進を行った。

また、情報セキュリティ対策として、外部専門家によるセキュリティ診断を実施し、その結果を踏まえた必要な対策を講じるとともに、情報セキュリティ研修の内容の充実を図った。

２　電子申告等の運用

国税電子申告・納税システム（e-Tax）は、政府全体として進めている電子政府の構築に向けた取組の一環として、納税者利便の向上及び税務行政の効率化を図る観点から、所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、全税目の納税（手数料の納付を含む。）、申請・届出等（電子納税証明書の請

求及び発行を含む。）の手続について、インターネット等を利用して電子的に行うことを可能としたシステムであり、平成16年６月から全国での運用を開始した。

平成22事務年度（平成22．７．１～平成23．６．30）においては、「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年９月IT戦略本部決定）に基づき、システムの改善や運用の見直しを行った。具体的には、e-Taxや確定申告書等作成コーナーの機能改善、e-Tax受付時間の拡充などの利用者利便の向上のための施策を実施した。

表33　オンライン利用拡大行動計画における重点15手続の利用件数と利用率

（単位：千件）

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
利用件数	14,318	16,578	17,566
利　用　率	36.6%	45.4%	50.2%

３　事務の監察

国税庁の所掌事務について、総合的、横断的な監察を行い、事務運営の現状を把握するとともに、その問題点及び改善策を検討し、税務行政の効率的かつ円滑な運営に資することを目的として事務の監察を実施している。

⑴　長官特命特別監督

長官特命特別監督は、国税庁長官の命を受け、特定の事項に限定して、国税局又は税務署の事務運営等を機動的に検討することを目的として実施している。

平成22事務年度は、「課税内部事務の現状と今後の在り方」をテーマとして、全国税局及び沖縄国税事務所において実施した。

国税庁の使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。」ことであり、この使命を達成するための任務の一つに、「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」がある。

この任務を確実に果たし、国民の負託に応え、信頼を維持していくためには、法令に沿った適切な賦課・徴収事務を行うことを通じて、税務行政への信頼感を保つことが重要であり、納税者管理情報（申告事績、納税地等）の管理や債権管理事務を中心とした「内部事務」、調査・徴収事務を中心とした「外部事務」に取り組んでいるところである。

特に、内部事務については、すべての事務の根幹となるものであり、「内部事務一元化」の対象となった事務については、平成23事務年度末を目途に、厳正・的確な事務処理の確保を図りつつ、事務系統横断的な事務処理体制へ移行しているところである。

一方、「内部事務一元化」の対象とならなかった課税内部事務については、「内部事務一元化」の取組以後、全庁的な見直しが実施されておらず、事務処理についての検証が必要と認められる。

そこで、課税内部事務の現状を把握し、一層の適正化・効率化が図られるよう、今後の在り方について検討を行った。

⑵　長官特命特別監督以外の事務の監察

国税局又は税務署の事務運営等を検討するため、国税局長から特定の事項に関して、事務の監察の実施要請があった場合に行う局長要請特別監督のほか、国税局の事務運営の適否や、税務署における本庁施策の浸透度と国税局の税務署に対する指導監督の適否を客観的見地から検討するために普通監督を実施した。

4　提案制度

⑴　概要

提案制度は、職員の創意工夫によって、事務の改善、合理化等を促進するとともに、職員の税務行政に対する改善意欲の高揚を図り、もって税務行政の進歩発展に寄与することを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

⑵　提案の応募・入賞の状況

平成22年度に国税局等が受理した提案件数は、2,963件であった。

また応募された提案のうち、76件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長　国税庁次長）が審査を行い、12件の入賞提案を決定した（優秀２件、佳作10件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

（注）付表第48表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照

第７節　会計

1　予算

⑴　概要

平成22年度の一般会計予算は、「国民・納税者の視点に立ち、国民が自らの税金の使い途を自ら精査し、自ら主体的に決定する国民中心の予算編成を行い、予算の効率化と財政の健全化を目指す。」及び「事業仕分けの評価結果を踏まえ、平成22年度予算編成において、内閣の責任で歳出を大胆に見直す。」との基本的な考え方の下に編成された。国税庁関係予算もこのような基本方針に基づいて編成されたが税務行政の円滑な運営に支障が生じないよう必要な予算が措置された。

特に、KSK（国税総合管理）システムの運用（リプレース等を含む）経費、国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用経費及び納税者等利便向上のための経費、電話相談事務の集中化のための経費、国税庁情報ネットワーク運用経費及び租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律等税制改正に伴う経費が措置された。

なお、事業仕分けの対象となったKSK（国税総合管理）システム経費及び独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金は、評価結果に基づく予算が措置された。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

イ　事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理の情報化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、KSKシステムの全国運用、国税電子申告・納税システム（e-Tax）全国運用、国税庁情報ネットワークの整備等を行った。

また、税務署における内部事務の効率化により調査事務の充実を図るためアルバイトの積極的な活用に努めた。さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引

き続き、電話相談を集中的に処理する電話相談センターの全国運用を行った。

ロ　調査・指導事務の充実

適正・公平な課税を期するため、局署における調査等旅費については、効率的な使用に努めるとともに、取引の広域化に対応できるよう配慮した。また、申告納税制度の充実を図るため、納税者に対する継続記帳指導等を前年に引き続き実施するとともに、税理士に依頼して実施する記帳指導及び納税相談等も行った。

ハ　国際化への対応

最近における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ　職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舎の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

⑵　予算の執行状況

イ　予算

国税庁関係の平成22年度当初予算の総額は、7,164億2,323万円であったが前年度からの繰越額が14億3,396万円あり、その後、人件費、行政経費の減額等を内容とする12億5,782万円の減額補正が行われたため、補正後の予算現額は、7,165億9,937万円となった。

表34　予算の執行状況

区分 / 項	当初歳出予算額	繰越額	補正増△減額	流用等増△減額	予備費使用額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
(組織) 国税庁									
(項) 国税庁共通費	587,466	0	△53	(±1,597)	0	587,413	547,745	8	39,660
(項) 税務業務費	119,869	0	△1,205	0	0	118,664	114,669	102	3,873
(項) 国税庁施設費	2,910	1,434	0	0	0	4,344	2,753	1,498	92
(項) 国税不服審判所	5,114	0	0	(±9)	0	5,114	4,829	0	285
(項) 独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,064	0	0	0	0	1,064	1,064	0	0
計	716,423	1,434	△1,258	(±1,606)	0	716,599	671,080	1,609	43,910

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ロ　決算

平成22年度の執行状況は、表34のとおりである。

ハ　徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表35のとおりである。

表35　徴税コスト

区分	平成21年度	平成22年度
決算	1.93	1.75

２　営繕

⑴　庁舎等建替関係

平成22年度においては、特定国有財産整備費（財務省及び国土交通省所管）で八雲税務署、長岡税務署及び高知税務署が入居する合同庁舎が整備された。また、官庁営繕費（国土交通省所管）による単独庁舎の新規整備として、西条税務署が計上された。

⑵　施設整備関係

庁舎においては、震災対策として耐震改修を実施したほか、老朽化対策として外壁改修や給排水管等の改修を実施し、職場環境の改善を図った。

宿舎においては、外壁改修や屋上防水を実施したほか、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第２章　特別の機関等

第１節　国税不服審判所

１　概要

⑴　組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年５月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と７の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、大学の教授若しくは准教授、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

⑵　審査請求の手続

審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（１名）及び参加審判官（２名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

⑶　事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、それを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

①　争点主義的運営

②　合議の充実

③　納得の得られる裁決書を作成する。

２　審査請求事件の請求状況

平成22年度における審査請求事件の請求件数は3,084件で、前年度（3,254件）に比べて170件（5.2％）減少している（表36参照）。

その税目別の構成割合をみると、申告所得税事件が22.9％、法人税等事件が13.9％、相続税・贈与税事件が7.4％、消費税等（地方消費税を含む。）事件が39.1％、徴収関係事件が14.9％、その他の税目の事件が1.8％となっている。

表36　　審査請求事件の請求状況

区　分	平成21年度		平成22年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
申告所得税	件 706	% 21.7	件 705	% 22.9
法人税	563	17.3	429	13.9
相続税・贈与税	179	5.5	229	7.4
消費税等	1,390	42.7	1,206	39.1
徴収関係	344	10.6	459	14.9
その他	72	2.2	56	1.8
合　計	3,254	100.0	3,084	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

３　審査請求事件の処理状況

平成22年度において処理した件数は、3,717件で、前年度（2,593件）に比べて

1,124件（43.3％）増加している（表37参照）。

その処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が17.2％（前年度11.7％）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が61.6％（前年度62.5％）である。一方、全部取消し及び一部取消し（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は12.9％（前年度14.8％）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが8.3％（前年度11.0％）となっている。

また、平成22年度末の未済件数は2,194件であり、前年度末の未済件数（2,827件）に比べて633件（22.4％）減少している。

表37　　審査請求事件の処理状況

区　分	平成21年度		平成22年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
取　下　げ	件 285	% 11.0	件 309	% 8.3
却　　下	304	11.7	640	17.2
棄　　却	1,620	62.5	2,289	61.6
全部取消し及び一部取消し	384	14.8	479	12.9
変　　更	－	－	－	－
合　計	2,593	100.0	3,717	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4　国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、平成22年度当初の係属件数が３件であったところ、当年度中に新たに３件が提起され、５件が終結（国側勝訴）したため、年度末において１件が係属している。

また、課税処分等の取消しを求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、平成22年度当初の係属件数が８件であったところ、当年度中に新たに17件が提訴され、15件が終結（国側勝訴）したため、年度末において10件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、平成22年度当初の係属件数が２件であったところ、当年度中に新たに２件が提起され、２件が終結（国側勝訴）したため、年度末において２件が係属している。

第２節　税務大学校

1　概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応しうるよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2　長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

⑴　国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）による採用者を対象とする研修

イ　普通科

普通科は、国家公務員採用Ⅲ種試験（税務）による新規採用者（普通科第一コース）及び国家公務員中途採用者選考試験（税務）による新規採用者

（普通科第二コース）に対して実施する研修であり、採用直後の４月から１年間、全寮制により地方研修所において行っている（採用後11か月間は、第一コースを４か所、第二コースを２か所で実施し、配属直前の１か月間は８か所で実施）。

普通科の教育課程は、①税法の学習や税務の執行に必要な実務教養科目群及び関連法律科目群、②税務の執行のための基本的知識として必要な税法科目群及び会計科目、③社会人としての良識と公務員としての自覚、税務職員としての使命感・行動規範等を養成する基礎素養科目群などにより編成している。

平成22年度においては、普通科第一コース第70期生519人及び普通科第二コース第３期生63人が卒業した。

ロ　初任者基礎研修

初任者基礎研修は、普通科卒業後１年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、４月から３か月間８か所の地方研修所において行っている。

初任者基礎研修の教育課程は、①専門分野、関連領域についての理解を深め、税務の執務に必要な知識、技能を習得させるための税法科目群、関連法律科目及び実務関連科目、②豊かな教養を身に付けさせ、視野を広げさせるとともに社会人としての良識及び公務員としての自覚を高めさせるための基礎素養科目群及び実務教養科目により編成している。

平成22年度においては、平成20年度に普通科第一コースを卒業した第68期生416人が修了した。

ハ　本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから７年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、７月から１年間本校において行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、酒税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれている。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目群及び会計科目群を中心に編成している。

平成22年度においては、個人課税班50人、資産課税班22人、法人課税班81人、酒税班６人、管理運営班21人、徴収班19人、計199人が本科第47期生として卒業した。

⑵　国税専門官採用試験の採用者を対象とする研修

イ　専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、４月から３か月間本校において行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目群及び簿記を中心とする会計科目に重点を置い

て編成している。

平成22年度においては、専門官基礎研修第40期生として911人が修了した。

ロ　専攻税法研修

専門官基礎研修修了後１年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、７月から３か月間８か所の地方研修所において行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務関連科目により編成している。

平成22年度においては、専攻税法研修第１期生として1,454人が修了した。

ハ　専　科

専科は、専門官基礎研修修了後２年間の実務経験を経た者等（部内任用者を含む。）に対して実施する研修であり、８月から７か月間本校において行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれている。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目群及び会計科目群を中心に編成している。

平成22年度においては、個人課税班314人、資産課税班101人、法人課税班438人、徴収班154人、計1,007人が専科第38期生として卒業した。

⑶　国家公務員採用Ｉ種試験の採用者を対象とする研修(税務理論研修)

税務理論研修は、国家公務員採用Ｉ種試験により採用されて一定期間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、４月から３か月間本校において行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広く、かつ、高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

平成22年度においては、税務理論研修第29回生として５人が修了した。

⑷　その他の研修

イ　国際租税セミナー

国際租税セミナーは、研修生として選定された者に対して、本校において実施する研修であり、次のとおり行っている。

(ｲ) 基礎コース

基礎コースは、部内経験年数が８年以上の者（国税専門官試験採用者は４年以上）のうち部内の選抜試験に合格した者に対して、海外取引調査等の国際課税実務に関する基礎的知識、技能を習得させることを目的として実施する研修であり、５月から２か月間行っている。

基礎コースの教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する基礎的知識の習得に重点を置いて編成している。

平成22年度においては、国際租税セミナー基礎コース第33期生として200人が修了した。

(ﾛ) 実務コース

実務コースは、基礎コースの修了

者等の中から研修生として選定された者に対して、海外取引調査等の国際課税実務に関する高度な専門的知識、技能を習得させることを目的として実施する研修であり、９月から４か月間行っている。

実務コースの教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行、国際取引実務及び国際法に関する専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

平成22年度においては、国際租税セミナー実務コース第32期生として100人が修了した。

ロ　専攻科

専攻科は、部内経験年数が14年以上17年未満の者（国税専門官試験採用者は10年以上13年未満）のうち部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、７月から６か月間本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理・事務管理等の重要かつ高度な職務に必要な知識・技能等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理面からの施策等の企画立案能力の養成及び先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得、②税務行政が直面する諸課題を的確に把握し、対応策を企画立案する能力や効果的・効率的な組織運営及び組織管理に必要なマネジメント能力の養成が図れるよう編成している。

平成22年度においては、専攻科第４期生として99人が卒業した。

ハ　研究科

研究科は、本科又は専科の卒業者等の中から研究員として選定された者に対して実施する研修であり、４月から１年３か月間本校において行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、高度な専門的理論及び技能を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめて発表させることにより、高度な専門的理論及び技能を習得させるよう編成している。また、その研究活動に資するため、研究員を東京大学、一橋大学、京都大学大学院及び神戸大学大学院に聴講生として並びに一橋大学大学院、早稲田大学大学院、神戸大学大学院及び大阪大学大学院に博士前期（修士）課程受講者として派遣した。

平成22年度においては、研究科第46期研究員として22人が卒業した。

３　短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

⑴　本校短期研修

本校における短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

平成22年度においては、31コースで

2,044人が受講した。

⑵　地方短期研修

地方研修所における短期研修は、平成14年度に新設した総合研修を中心に、各国税局の実情に応じて次のとおり実施している。

平成22年度においては、155コースで10,274人が受講した。

イ　総合研修

一定の経験年数を経た事務職員に対して、審理等の専門的能力の維持・向上を図るために必要な研修を、経験年数に応じてⅠ～Ⅳ課程に分けて実施している。

ロ　監督者研修

税務署の新任統括官等に対して、管理者として必要な知識、技能を習得させるための研修を実施している。

ハ　上級実務研修

税務署の上席専門官及び係長に対して、その能力、資質の向上を図るために必要な研修を実施している。

4　通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計及び英語（Ⅰ）・（Ⅱ）を実施している。

平成22年度においては、753人が修了した。

表38　税務大学校の研修人員（平成22年度）

（単位：人）

研修の種類	人　員
普通科（第一コース）	519
普通科（第二コース）	63
初任者基礎研修	416
本科	199
専門官基礎研修	911
専攻税法研修	1,454
専科	1,007
税務理論研修	5
国際租税セミナー基礎コース	200
国際租税セミナー実務コース	100
専攻科	99
研究科	22
本校短期研修	2,044
地方短期研修	10,274
通信研修	753

（注）人員は卒業（修了）者を示す。

5　その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究等を行っているほか、ODAの一環として、国際協力機構（JICA）等の枠組みの下、アジアを中心とした開発途上国の税務職員等を対象とした研修において、講義等も実施している。

また、税務大学校が保有する税に関する専門的な教育機能を利用して、平成６年度から、納税者のみならず国民各層を対象とした公開講座を実施している。

第３節　国税審議会

1　概要

平成13年１月６日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織さ

れ、国税審査分科会、税理士分科会、酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会に試験委員及び懲戒審査委員が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2　所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

⑴　国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う等の場合において、国税庁長官から意見を求められた事項の調査審議（国税通則法第99条第２項）

⑵　税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分の審議（税理士法第12条、第47条第４項）

⑶　酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準の審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の８）

⑷　酒類製造業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後の命令にあたり意見を述べること、酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合及び酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化に関する法律第16条第５項及び第64条第３項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第３項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第７条の７第３項）。

なお、国税審査分科会は⑴、税理士分科会は⑵、酒類分科会は⑶及び⑷の事務を所掌している。

3　委員

委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

平成23年６月30日現在の審議会委員は、次のとおりである。

会　　長	小林　逸太	
会長代理	井堀　利宏	
委　　員	青山理恵子	飯村　　穣
	岩﨑　政明	潮田　道夫
	尾原　榮夫	角田　光代
	河村小百合	久野　峯一
	神津　十月	須磨佳津江
	髙橋　　滋	田嶼　尚子
	辰馬　章夫	辻山　栄子
	中村　豊明	林　菜つみ
	水野　忠恒	
臨時委員	池田　隼啓	

4　国税審議会の開催状況

平成22年７月１日から平成23年６月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおり。

本会

平成23年３月３日開催（第12回）

国税審査分科会

平成23年３月３日開催（第８回）

税理士分科会

平成22年12月２日開催（第44回）

平成22年12月７日開催（第45回）

平成23年３月３日開催（第46回）

平成23年５月16日開催（第47回）

平成23年５月27日開催（第48回）

酒類分科会

平成23年３月３日開催（第10回）

５　税理士試験

平成22年度（第60回）税理士試験

平成22年８月３日から８月５日まで実施し、同年12月10日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数	62,996人
受験者数	51,468人
合格者数	999人
一部科目合格者数	7,454人

第４節　土地評価審議会

１　概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の２の規定に基づき各国税局に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

２　審議の状況

平成23年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、国税局ごとに平成23年５月に審議された。

〔付　録〕

１　用語の解説

用語の解説

【申告納税制度】

申告納税制度は、納税者自身が行う申告により第一次的に税額が確定するという効果を認める制度であり、それが適正に機能するためには、納税者の自発的な納税意欲と、納税者が継続的かつ正しい記帳を行い、客観的な係数に基づいて所得を計算するということが基本的な前提となっているといえる。

この制度は、昭和22年（1947年）に、アメリカ税制の強い影響の下に採用されたもので、それまでは、税務官庁の行政処分によって納付すべき税額が決定される賦課課税制度を採っていた。この新しい制度を日本に定着させるには、特に個人所得税の分野においてかなり困難があったが、申告納税制度が導入されてから半世紀を経た現在ではかなりの定着をみているといえる。その背景には、①申告納税制度の基盤を築くために、昭和25年（1950年）に青色申告制度が創設されたこと、②昭和59年（1984年）には申告納税制度の一層の定着を図るため、白色申告者に対する記録保存制度、記帳制度、収支内訳書添付制度が設けられたこと、③これら制度の定着を図るため、税理士会、青色申告会等関係民間団体等の協力を得ながら、記帳方法等の指導を必要とする納税者に対して適切な指導に努めてきたこと、更に、申告漏れが多額であると認められる者等を対象として徹底した税務調査を行ってきたことなど、制度・執行両面からこの制度の定着に努めてきたことがあるといえる。

【記帳制度等】

昭和59年（1984年）度の税制改正において、申告納税制度の定着と課税の公平の一層の推進を図るため、白色申告者に対しても記帳制度等が設けられた。その内容は、事業等を行う個人の白色申告者については、①取引に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存する（記録保存制度）、②事業等の所得金額が一定額（300万円）を超える者については、取引に関し簡易な記帳をしなければならない（記帳制度）、③確定申告書を提出する場合には、事業等の総収入金額及び必要経費の内容を記載した書類を申告書に添付しなければならない（収支内訳書添付制度）というものである。また、いわゆる白色申告法人については、帳簿を備え付けてこれにその取引を簡易な方法により記帳するとともに、当該帳簿並びに当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類を保存しなければならないというものである。

【青色申告制度】

申告納税制度が適正に機能するためには、納税者の継続的かつ正しい記帳がその基盤になければならない。青色申告制度は、このような基盤を築いていくため、昭和25年（1950年）に、シャウプ勧告に基づく税制の全面的な改革の一環として創設された制度である。

青色申告制度は、事業等を行っている個人又は法人があらかじめ税務署長の承認を受けて、青色申告を行うことができることとし、このような納税者には、帳簿書類を備え付け、一定水準の記帳を継続的に行うとともにこれを保存することが義務付けられる一方、青色申告者及び青色法人以外の納税者に比し税制上有利な所得金額の計算や取扱いが認められることを骨子とするもので、我が国の申告納税制度において中心的役割を担っている。

【源泉徴収制度】

所得税及び法人税については、納税義務者（所得者）自身が、課税期間の所得金額とこれに対応する税額を計算し、これを自主的に申告して納税する、いわゆる「申告納税制度」を建前としているが、これと併せて特定の所得については、その所得の支払の際に支払者が所得税を徴収して納付する源泉徴収制度を採用している。

この源泉徴収制度は、給与や利子・配当・税理士報酬などの所得を支払う者（源泉徴収義務者）が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、その所得の支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するという制度である。

この源泉徴収制度により徴収された所得税の額は、源泉分離課税とされる利子所得などを除き、例えば、報酬・料金等に対する源泉徴収税額については、その納税義務者がその年分の所得税の確定申告をする際に、また、給与に対する源泉徴収税額については、通常は年末調整という手続を通じて、精算（年税額からの控除又は過納額の還付）される仕組みとなっている。これは、主として、徴税の確実性と納税義務者の煩雑な納税手続を省くために設けられているものである。

源泉徴収制度が我が国に初めて採用されたのは明治32年（1899年）の公社債の利子所得についてであり、また、給与所得に適用されたのは昭和15年（1940年）であるが、それが今日のように整備されたのは、第二次世界大戦後である。源泉徴収の対象となる所得は、給与所得、退職所得をはじめとして、利子所得、配当所得、原稿料・作曲・レコード吹き込みの報酬その他各種の人的役務の報酬（例えば、弁護士、公認会計士等の自由職業者の報酬、医師が社会保険の基金から支払を受ける報酬、更に、芸能人やプロ野球、プロサッカーの選手、外交員、集金人、バーのホステスの報酬等）など広範なものとなっている。

源泉徴収のメカニズムは非常に精緻なものである。例えば、給与所得に対する源泉徴収は、個々の給与所得者の人的控除と所得の大小に応じ、これらを織り込んで作成された各種の税額表に基づいて行われる。これらの税額表は、定期的に支払を受ける給与に適用されるもの、賞与に対して適用されるものなどから成っており、それぞれの給与の性格に即して一定の前提の下に複雑な方法でその税額が計算されている。これらの税額表によって徴収された税額の年間合計額は、概算的にはその給与所得について納付しなければならない年税額に近い金額となっている。

しかし、種々の要因により、その徴収額のトータルは、年間に納付しなければならない年税額とは一致しないので、源泉徴収義務者において、その年最後の給与の支払をする際に、この年税額と比較して、その過不足が精算される仕組みとなっている（年末調整）。

この年末調整を行った給与所得については、源泉徴収の方法を通じて完全に正確な税金が徴収されるので、給与以外に一定額以上の所得を有する場合など特別な場合を除いては、税務署に確定申告書を提出する必要がないことから、給与所得者の負担をかなり軽減するものとなっている。現在、給与所得者の大部分は、専ら源泉徴収制度を通じてその納税を行っている。

【査察制度】

我が国では、納税者が自ら正しい申告を行って税金を納付する申告納税制度を採っており、この制度を円滑に運営していくため税務調査を行っている。一般の税務調査において、納税者の申告に誤りがあれば、申告額を更正

することとしているが、その調査は、原則として、納税者の同意を基としたいわゆる任意調査によっている。

しかし、不正の手段を使って故意に税を免れた者には、社会的責任を追及するため、正当な税を課すほかに刑罰を科すことが税法に定められている。こうした者に対しては、任意調査だけではその実態が把握できないので、強制的権限をもって犯罪捜査に準ずる方法で調査し、その結果に基づいて検察官に告発し、公訴提起を求める制度（査察制度）がある。査察制度は、この意味において申告納税制度を基本的に支え、納税秩序を維持するために必要な制度である。

査察制度の具体的な手続は、国税犯則取締法に定められており、その執行には、各国税局（所）に配置された国税査察官が当たっている。

【間接税の犯則取締制度】

間接税の犯則者に対する取締制度は、直接税における査察制度よりも古い歴史を持っている。明治16年（1883年）に酒造税及びたばこ税のほか２税目の間接国税について、犯則があれば税務官吏が特別に取り調べることを定めて以来、他の間接税の犯則者についても同じ扱いをする慣例となり、明治23年（1890年）には間接税全般の犯則者について特別の処分手続を定めた間接国税犯則者処分法が制定された。以後数回の改正を経て、昭和23年（1948年）には、この法律に直接税についての犯則者の取締手続も含め、法律名も国税犯則取締法と改められ今日に至っている。法律制定当時は、間接税の犯則処分件数が多く、これを効果的に処理するため、間接国税には通告処分制度が設けられている。

この通告処分とは、犯則事件の調査によって犯則の心証を得たときに、国税局長又は税務署長が罰金又は科料に相当する金額並びに没収品に該当する物品等を納付すべきことを犯則者に通知する処分をいい、これを履行するかどうかは犯則者の任意であるが、通告を履行しない場合には、告発され刑事訴追を受けることになる。

なお、犯則内容が特に悪質であるなどの場合には、通告処分を経ずに、直接、告発が行われる。

また、消費税については、輸入取引に係るもの（申告納税方式により関税額が確定する課税貨物に課される消費税を除く。）に限り、通告処分制度を採用している。

【酒類の免許制度】

酒類の製造又は販売業を行おうとする者は、製造場又は販売場ごとに税務署長に申請し免許を受けなければならない。税務署長は、申請内容が酒税法第10条各号に列挙する拒否要件の一に該当するときには免許を拒否することができるが、これらの要件は以下の５つに大別できる。

① 人的要件：例えば、申請者が免許を取り消されたことがある者であること、申請者に一定の犯罪歴があること、等である。

② 場所的要件：例えば、申請販売場が料飲店と同一の場所にあること、等である。

③ 経営基礎要件：経営の基礎が薄弱であること、等である。

④ 需給調整要件：新たに免許を付与することで、需給の均衡を破り、酒税の保全に悪影響を及ぼすことである。

⑤ 技術・設備要件（製造免許のみ）：製造設備が不十分であること、等である。

【酒類の製造免許】

酒類製造者は酒税の納税義務者となる者であるが、酒税は特に高率であり、その税額においても、国家財政上重要な地位にあることから、この酒税収入を安定的に確保する必要がある。

このため、酒類製造者として適格性を有しないと認められる者を排除し、また、濫立を防止して、消費税としての酒税の転嫁を容易にし、課税上の検査取締りを十分に行うことができるよう措置する必要があることから免許制度を採用している。更には、酒類の品質についても、高率な課税に適する品質を保持し、あるいは、国民の保健衛生上も不安のない品質を維持する役目も免許制度は持っているといえる。

【酒類の販売業免許】

酒類の販売業免許は、納税義務者である酒類製造者に酒類の販売代金を確実に回収させ、最終的な担税者である消費者に対する税負担の円滑な転嫁を目的とし、これを阻害するおそれのある不適格者の酒類の流通過程への参入を抑制し、取引の混乱を防ぎ、酒税の徴収について、不安のないようにするため採用されている。

【税理士制度】

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的使命を有しており、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たしている。

税理士の業務、資格、権利及び義務等は、税理士法（昭26年法律第237号）に規定されており、税理士業務は、印紙税、登録免許税などを除く租税に関し、税務代理、税務書類の作成及び税務相談を行うこととされている。

税理士となる資格を有する者は、税理士試験に合格した者のほか、税理士法に定める一定の要件に該当する者として税理士試験を免除された者、弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）及び公認会計士（公認会計士となる資格を有する者を含む。）である。これらの者が税理士となるには、日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録を受けなければならない。また、税理士は、税理士法人を設立することができ、税理士法人を設立した場合には、日本税理士会連合会に届け出なければならない。

税理士又は税理士法人でない者は、税理士業務を行うことはできないこととなっており、これに違反すると罰則が適用される。ただし、国税局長に対して通知を行った弁護士及び弁護士法人については、一定の条件の下で税理士業務を行うことができる。

また、税理士の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、会員等に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的として、税理士は地域ごとに税理士会を設立しており、全国に15の税理士会がある。これらの税理士会により、全国で一の税理士の自治的団体として、日本税理士会連合会が設立されている。

国税庁は、税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とし、税理士制度の運営に関する事務を行っており、国税庁に設置された国税審議会は、税理士試験の実施及び税理士に対する懲戒処分の審議を行っている。

なお、昭和26年に税理士法が制定されて以降、昭和31年、昭和36年、昭和55年、平成13年と改正が行われてきている。

【タックスアンサー】

タックスアンサーは、税に関する簡易で定型的な情報をインターネット（携帯電話サイトを含む。）で提供しているシステムである。

このシステムは、年々増加する税務相談需要に対応するため、国税庁が推進している税務行政全般の事務機械化の一環として、昭和62年（1987年）１月に電話音声によるタックスアンサーを導入し、平成４年（1992年）６月からは、ファクシミリ・サービスを開始している。また、平成９年（1997年）１月からは、インターネットで情報の提供を開始し、平成12年（2000年）７月からは、携帯電話からも情報の閲覧が可能となっている。

なお、電話音声・ファクシミリによるサービスの利用件数は著しい減少傾向にあることから、平成21年（2009年）11月末をもって終了している。

【行政争訟】

行政争訟制度については、一般法として行政不服審査法及び行政事件訴訟法があるが、国税に関する争訟については、処分が大量かつ反復して発生すること、また、専門的であることなどの特殊性を考慮し、国税通則法において特例規定が定められている。

すなわち、行政不服審査法では審査請求中心主義を採用しているのに対し、国税通則法では原処分庁に再調査の機会を与えるのが適当であるとの趣旨から、処分に対して不服がある者は、まず異議申立てを提起することを原則としている一方で、「審査請求」は直近上級行政庁に対して行うのではなく、それを専門に処理するために設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うこととされている。

また、行政事件訴訟法では不服申立てを経ずに訴訟を提起することができるとされているのに対し、国税通則法では国税に関する法律に基づく処分の取消しを求める訴えについては、原則として、不服申立てに対する行政庁の決定又は裁決を経た後でなければ、訴訟を提起することができないという不服申立前置主義が採用されている。これは、課税処分等が大量かつ反復して発生するものであることから、原処分庁・国税不服審判所の段階で専門知識、経験を生かして解決を図ることにより、裁判所に大量の取消訴訟が提起されることを回避するとともに、税務行政の統一的運用に資すること等を意図したものである。

【権利救済制度】

国税に関して納税者から正当な権利利益を侵害されたとして不服の申立てがあったときに、これを審理し救済する制度として、「不服申立制度」と「訴訟」がある。

不服申立ては、更正・決定や差押えなどの処分がなされた場合に、その処分に不服がある者が行政庁に対してその処分の取消しや変更を求める制度で、まず、処分を行った行政庁に対して不服を申し立てる。これが「異議申立て」であり、国税に関する行政争訟の第一段階である。

次に、この異議申立てに対する行政庁の決定を経た後の処分になお不服があるときは、「審査請求」を行うことができる。これは、一般的には処分庁の直近上級行政庁に対して行うものであるが、国税についての審査請求は、特にそのための第三者的機関として設置された国税不服審判所の長である国税不服審判所長に対して行うこととなっている。

更に、国税不服審判所長の裁決を経た後の処分になお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起することができる。

【異議申立て】

異議申立ては、処分を行った行政庁（通常は税務署長）に対して提起される。これは、争いの当事者である行政庁自らが処理することによって、簡易迅速な手続により国民の正当な権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的としている。

異議申立ては、処分の通知を受けた日の翌日から起算して２か月以内にしなければならない。異議申立てがされると、行政庁（通常は税務署長）ではその事案の調査、審理を行い、申立てに理由がない場合には、その申立てを棄却する決定をし、また、申立てに理由がある場合には、その申立てに係る処分の全部又は一部を取り消す等の決定をする。

なお、異議申立てに係る事案の調査、審理に当たっては、公正で客観的な判断がなされるよう更正・決定や差押えなどの処分を担当した者以外の職員が担当者に指定される。

異議申立てがされた場合でも、その申立ての対象となっている処分の効力はその処分を取り消す決定がなされるまでは失われない（執行不停止の原則）。

【審査請求】

異議申立てに対する税務署長（又は国税局長）の決定を経た後の原処分になお不服がある場合には、異議決定書謄本が送達された日の翌日から起算して１か月以内に、国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

なお、異議申立てをした日の翌日から起算して３か月を経過しても異議申立てについての税務署長（又は国税局長）の決定がないときは、その決定を経ないで国税不服審判所長に審査請求をすることができる。

ただし、次のような場合のうち、①から④については選択により異議申立てを経ないで、また、⑤については、異議申立てはできず、直接、審査請求をすることができるとされている。この場合の審査請求の期限は、処分の通知を受けた日の翌日から起算して２か月以内となっている。

① 所得税法又は法人税法に規定する青色申告書に係る更正に不服があるとき。
② 法人税法第130条第１項に規定する連結確定申告書等に係る更正に不服があるとき。
③ 国税局長がした処分に不服があるとき。
④ 処分をした税務署長又は税関長が、その処分について異議申立てをすることができることを教示しなかったとき。
⑤ 国税庁、国税局、税務署及び税関以外の行政機関の長又はその職員がした処分に不服があるとき。

【国税不服審判所の審理及び裁決】

審査請求事件の調査・審理に当たっては、審査請求人の正当な権利利益の救済を図るため、審査請求人の審理手続上の諸権利を十分尊重するとともに、審査請求人と原処分庁の主張の食い違う点（「争点」という。）を主たる審理事項とする争点主義的運営を行っている。

また、審査請求書が提出されると、原処分庁から答弁書の提出を受けた後、事件の公正妥当な結論を得るため、担当審判官（１名）及び参加審判官（２名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人及び原処分庁の主張等を的確に把握し、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を進めることとしている。

国税不服審判所長は、この合議体の議決に基づいて、審査請求に理由がないときはこれを棄却し、理由があるときはその処分の全部

若しくは一部を取り消し、又は変更する裁決を行う。ただし、審査請求人の不利益になるように処分を変更することはできない。審査請求が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、これを却下する裁決を行う。また、国税不服審判所長の裁決は、行政部内における最終判断であり、原処分庁は、仮にこれに不服があっても訴えを提起することはできない。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることや、法令の解釈の重要な先例となるような裁決をすることができる。ただし、同一の法令について、税務の執行機関と審査請求の裁決機関とが異なった解釈をすることは、税務行政の統一ある運用が阻害されることとなりかねない。そこで国税不服審判所長は、このような裁決を行うときは、あらかじめその意見を国税庁長官に申し出ることとされている。

国税庁長官は、国税不服審判所長から意見の申出があった場合において、国税不服審判所長の意見が審査請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官がその意見を相当と認めるときを除いて、その意見を民間の学識経験者によって構成される国税審議会に諮り、国税審議会の議決に基づいて国税不服審判所長に指示しなければならないこととされている。

【KSK（国税総合管理）システム】

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入したコンピュータシステムである。

KSKシステムは、

① 入力した申告・納税の事績等をシステム内に蓄積し、国税債権等の一元的な管理が可能となる。

② 決算事績や資料情報などの蓄積した情報を基に、多角的な分析を行うことで、税務調査対象の選定や滞納整理対象者の抽出の支援等各種施策の充実が図られる。

③ 納税証明書をシステムで作成することにより、発行の迅速化が図られる。また、随時の情報参照が可能となることにより、納税者からの問い合わせに対して、より的確かつ迅速に対応できるなど、税務行政の高度化・効率化や適正・公平な課税の実現及び納税者利便の向上に大きく寄与している。

なお、KSKシステムは、政府が進めている電子政府の実現の一環である電子申告や電子納税等の税務行政のIT化に不可欠な情報通信基盤でもある。

【国税電子申告・納税システム（e-Tax）】

e-Taxは、政府全体として進めている電子政府の実現の一環として、国税庁が構築したシステムであり、平成16年２月に名古屋国税局で運用を開始し、同年６月から全国に運用を拡大した。

e-Taxでは、国税関係法令に基づき書面で行われている申告、納税及び申請・届出等手続について、インターネット等を利用して電子的に手続を行うことが可能であり、納税者等はe-Taxを利用することにより、税務署や金融機関の窓口に赴くことなく申告や納税などの手続を行うことが可能となるなど、利便性の向上等を図ることができる。

また、国税当局においては、申告書データを紙に打ち出すことなく電子的な処理を行うことが可能となるなど、事務の簡素化・効率化を図ることができる。

なお、納税者等への情報提供やパソコン操

作等の問い合わせに対応するため、e-Taxホームページやヘルプデスクを設けている。

【移転価格税制】

移転価格税制は、企業活動の国際化の進展に伴い、法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引を通じた所得の海外移転に適切に対処し、適正な国際課税の実現を図ることを目的として設けられたものである。

移転価格税制の執行に当たっては、次の点に留意している。

① 法人と海外に所在するその親会社・子会社等との取引に付された価格が、第三者間の取引においても通常付された価格かどうか十分に検討し、問題があると認められる取引については、移転価格の観点から幅広い事実の把握に努め、的確な調査を実施する。

② 独立企業間価格の算定方法及び具体的内容に関し、法人の申出を受け、国税当局がこれに確認を与えるという事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。

③ 移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考とし、適切な執行に努める。

【情報交換】

租税条約等の情報交換規定に基づき、海外取引や資産の保有・運用状況に関する情報、あるいは非居住者に対する利子・配当・使用料の支払等に関する情報の交換を積極的に行なっている。

【国際会議】

国際的課税ルール策定への参加や、各国税務当局間での協力・経験共有の促進を図るため、OECD税務長官会議、アジア税務長官会合（SGATAR）、OECD租税委員会等の会議に積極的に参加している。

【技術協力】

我が国の税制・税務行政に関する専門的な知識・技術の移転を目的として、職員の開発途上国への派遣。開発途上国の税務職員を日本に受け入れて行なう研修の実施などの技術協力に積極的に取り組んでいる。

【相互協議】

相互協議とは、納税者が租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められる場合において、その条約に適合しない課税を排除するため、条約締結国の税務当局間で解決を図るための協議手続である。我が国が締結している48の租税条約（適用対象国は59か国/平成23年６月末現在）すべてに、相互協議に関する規定が置かれている。

移転価格課税により国際的な二重課税が生じた場合、納税者が二国間の事前確認を求める場合、租税条約の規定に反すると考えられる課税が行われた場合等には、外国税務当局との相互協議を実施して問題の解決を図っている。

【徴収手続】

国税債権を確保するための措置として、実体的な面で国税の優先権、手続的な面で自力執行権がある。

すなわち、国税はすべての公課（雇用保険料等）及び私債権に優先して徴収することが国税徴収法において規定されている。ただし、

私法秩序との調整の観点から、国税の優先権が制限される場合（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先等）がある。

また、納期限までに納付されない国税、いわゆる滞納国税は、原則として納付の督促をした上で納税者の財産を滞納処分により差し押さえ、換価して、それによって得た金銭をもって国税に充てる手続により徴収する。しかし、納期限まで待っていては国税の徴収ができなくなるおそれがあるようなときには、納期限前においても強制徴収措置を採ることが認められている。他方、納税者の実情などによっては、直ちに滞納処分を行うことが適当でない場合もあり、このような場合には法令に基づいて納税を猶予したり、分割納付を認めるなど、納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

① 原則的な徴収の手続

滞納となった国税については、通常はその納期限後50日以内に督促状により納付の督促を行うが、この督促がされてもなお国税が完納されない場合には滞納処分を開始する。滞納処分とは、差押えに始まり、換価・配当といった滞納国税を強制的に徴収するための一連の手続をいい、税務当局が裁判所の関与なしに自力で行うことができるものである。差押えは、督促後10日を経過してもなお国税が完納されない場合に、納税者の財産を換価することを目的として、その財産の処分を禁止するために行うものである。差押えを行ってもなお国税が完納されない場合は、差押財産の強制的な売却である「換価」を行い、その換価代金を滞納国税その他一定の債権に「配当」する。ただし、納税者の財産について既に強制換価手続が開始されている場合には、上記の差押え、換価に代わる手続として、先行の強制換価手続の執行機関に対して交付要求を行うことにより配当を受けることができる。

② 納期限前の強制徴収措置

国税の納付は、通常は納期限までに行えばよいが、納税者が偽りその他不正の行為により国税を免れようとしたり、破産するなど特別の事情が生じ、国税の徴収ができなくなるおそれがある場合には、一定の要件の下に特別の保全のための手続（繰上請求、保全差押え、繰上保全差押え、保全担保）が認められている。

③ 納税の緩和の措置

国税の徴収については、その確保の措置が必要な反面、納税者の事業や生活についての配慮も必要であることから納税の緩和の措置が設けられている。納税者が災害、病気、休廃業などにより納付困難となっている場合や差押財産が換価されると事業の継続や生活の維持が困難となる場合には、法令に基づいて納税を猶予したり、分割納付を認めるなど納税者の実情に即しつつ、処理を行っている。

なお、滞納処分の対象となる財産がない場合や滞納処分を執行することによって納税者の生活を著しく窮迫させるおそれがある場合には、滞納処分の執行を停止し、その執行の停止が３年間継続すると、国税の納税義務は消滅する。

【相続税の物納制度】

相続税については、一定の要件に該当した場合に相続財産による物納が認められている。

物納が認められるためには、①延納によっても金銭で納付することを困難とする事由があること、②申請財産が定められた種類の財産であり、かつ、定められた順位によってい

ること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び物納手続関係書類を提出していること、④物納適格財産であること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

なお、物納が許可された場合には、物納申請者において書類の整備を行っていた期間等について利子税が課される。

【振替納税制度】

税金を納付する便利な方法として振替納税制度がある。これは、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関がその納税者の口座から納税者に代わって税金を納付するという仕組みである。納付後の領収証書は、その金融機関から納税者に直接送付されることになっている。

この制度は、納税者にとっては、納税額に見合う預貯金を準備しておくだけで、金融機関や税務署に出向かなくても自動的に納付できる大変便利な制度であり、また、税務署にとっても事務処理の効率化が図られるなどの効果がある。そこで、国税庁では、最も効果が大きいと認められる申告所得税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の納税者を対象として、確定申告の申告相談の際に利用を勧めたり、地方公共団体、金融機関、納税貯蓄組合等関係民間団体の協力を得ることなどにより、この制度の普及を図っている。

【国税のコンビニ納付】

納税者利便の向上を図るための納付手段の多様化の一つとして、金融機関や税務署の窓口が開いていない休日、早朝や夜間にも利用できるコンビニ店舗において、国税の納付を可能とするコンビニ納付を平成20年１月に導入した。

これにより、納付額が30万円以下で、コンビニ納付用のバーコード付納付書の送付又は交付を受けた納税者であれば、従来の金融機関のほか、４万箇所を超えるコンビニ店舗において、曜日や時間帯を問わず国税の納付が可能となっている。

【相続税及び贈与税の延納制度】

相続税及び贈与税については、一定要件に該当した場合に年賦延納が認められている。

相続税及び贈与税の延納が認められるためには、①その税額が10万円を超えていること、②納期限までに又は納付すべき日に金銭で納付することを困難とする事由があること、③納期限までに又は納付すべき日に申請書及び担保提供関係書類を提出していること、④延納税額に相当する担保を提供すること、といういずれの要件にも該当することを要し、その納付を困難とする金額の範囲内で認められる。

また、延納期間中は利子税が課される。

【電子帳簿保存制度】

平成10年度の税制改正において、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等の制度が創設され、平成10年７月から施行されている。この制度は、保存義務者が、国税関係帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、納税地の所轄税務署長等の承認を受けたときは、記録の真実性及び可視性等の確保に必要となる所定の要件の下で、その電磁的記録の備付け及び保存をもってその帳簿の備付け及び保存に代えることができるものである。その他、保存義務者は、国税関係書類の全部

又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができるものである。

また、平成17年度の税制改正では、保存義務者が、国税関係書類（決算関係書類並びに一部の契約書及び領収書を除く。）の全部又は一部について、その国税関係書類に記載されている事項をスキャナ（原稿台と一体となったものに限る。）により電磁的記録に記録する場合であって、所轄税務署長等の承認を受けたときは、所定の要件の下で、その電磁的記録の保存をもってその書類の保存に代えることができるスキャナ保存制度が創設され、平成17年４月から施行されている。

【認定NPO法人制度】

特定非営利活動法人（NPO法人）の活動を支援することを目的として、平成13年度税制改正において、認定NPO法人制度が創設された（平成13年10月１日施行）。この制度は、NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの（認定NPO法人）に対して個人、法人及び相続又は遺贈により財産を取得した者が行った寄附について、これを寄附金控除等の対象とするものである。

【財産の評価】

相続税及び贈与税の課税の基となる財産の価額は、相続税法第22条の規定により相続、遺贈又は贈与により財産を取得した時における時価により評価することとされている。

これを受けて国税庁では、財産評価基本通達において各財産の評価に共通する原則や評価方法を具体的に定め、その内部的な取扱いを統一している。

また、各国税局では、路線価等や立木の標準価額などの財産評価基準を定めている。

なお、財産評価基準は、国税庁のホームページで公開するとともに、全国の国税局及び税務署に閲覧用パソコンを設置して、納税者の便に供している。

【地方税当局との協力】

国と地方団体との税務執行上の協力関係については、納税者利便の向上や国税及び地方税を通じた税務行政の効率化を図る観点から、各種税法の規定等に基づき、①所得税確定申告書の市町村における収受、②所得税確定申告書の共同発送や申告相談での協力、③資料情報の収集・交換、④納税に関する広報の協力など、現行制度の下において可能な限り協力を図ってきているところである。

また、平成９年（1997年）４月から導入された地方消費税の賦課徴収等については、当分の間、国が消費税と併せて行うこととされているところ、地方消費税を円滑かつ適正に執行する観点から、税務署長は、その賦課徴収を行うため必要があるときは、都道府県知事及び市長村長に対し、資料又は情報の提供等を求めることができることとなっている。

２　付　　表

第１表

平成22年度租税及び印紙収入決算額調

（単位　金額：百万円、割合：％）

区分 税目	予算額 当初	予算額 補正	予算額 補正後	決算額	対予算増減収額 対当初	対予算増減収額 対補正後	対予算進捗率 対当初	対予算進捗率 対補正後	区分 税目
源泉所得税	10,154,000	337,000	10,491,000	10,677,036	523,036	186,036	105.2	101.8	源泉所得税
申告所得税	2,460,000	△ 143,000	2,317,000	2,307,316	△ 152,684	△ 9,684	93.8	99.6	申告所得税
法人税	5,953,000	1,536,000	7,489,000	8,967,688	3,014,688	1,478,688	150.6	119.7	法人税
相続税	1,271,000	－	1,271,000	1,250,439	△ 20,561	△ 20,561	98.4	98.4	相続税
地価税	0	－	0	56	56	56	－	－	地価税
消費税	9,638,000	517,000	10,155,000	10,033,311	395,311	△ 121,689	104.1	98.8	消費税
酒税	1,383,000	－	1,383,000	1,389,290	6,290	6,290	100.5	100.5	酒税
たばこ税	827,000	－	827,000	907,671	80,671	80,671	109.8	109.8	たばこ税
揮発油税	2,576,000	－	2,576,000	2,750,101	174,101	174,101	106.8	106.8	揮発油税
石油ガス税	12,000	－	12,000	11,888	△ 112	△ 112	99.1	99.1	石油ガス税
航空機燃料税	77,000	－	77,000	74,931	△ 2,069	△ 2,069	97.3	97.3	航空機燃料税
石油石炭税	480,000	－	480,000	501,932	21,932	21,932	104.6	104.6	石油石炭税
電源開発促進税	330,000	－	330,000	349,166	19,166	19,166	105.8	105.8	電源開発促進税
自動車重量税	447,000	－	447,000	446,541	△ 459	△ 459	99.9	99.9	自動車重量税
関税	756,000	－	756,000	785,881	29,881	29,881	104.0	104.0	関税
とん税	8,000	－	8,000	9,512	1,512	1,512	118.9	118.9	とん税
その他	0	－	0	14	14	14	－	－	その他
印紙収入　収入印紙	748,000	－	748,000	721,682	△ 26,318	△ 26,318	96.5	96.5	印紙収入　収入印紙
印紙収入　現金収入	276,000	－	276,000	302,338	26,338	26,338	109.5	109.5	印紙収入　現金収入
印紙収入　計	1,024,000	－	1,024,000	1,024,021	21	21	100.0	100.0	印紙収入　計
一般会計分計	**37,396,000**	**2,247,000**	**39,643,000**	**41,486,794**	**4,090,794**	**1,843,794**	**110.9**	**104.7**	**一般会計分計**
地方道路税	0	－	0	1	1	1	－	－	地方道路税
地方揮発油税	275,600	－	275,600	294,249	18,649	18,649	106.8	106.8	地方揮発油税
石油ガス税(譲与分)	12,000	－	12,000	11,888	△ 112	△ 112	99.1	99.1	石油ガス税(譲与分)
航空機燃料税(譲与分)	14,000	－	14,000	13,624	△ 376	△ 376	97.3	97.3	航空機燃料税(譲与分)
自動車重量税(譲与分)	306,500	－	306,500	306,479	△ 21	△ 21	100.0	100.0	自動車重量税(譲与分)
特別とん税	10,000	－	10,000	11,890	1,890	1,890	118.9	118.9	特別とん税
地方法人特別税	1,290,000	－	1,290,000	1,419,977	129,977	129,977	110.1	110.1	地方法人特別税
たばこ特別税	158,200	－	158,200	162,530	4,330	4,330	102.7	102.7	たばこ特別税
総計	**39,462,300**	**2,247,000**	**41,709,300**	**43,707,432**	**4,245,132**	**1,998,132**	**110.8**	**104.8**	**総計**

（注）　四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

第２表　　申告所得税の課税状況

区分		平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
人員		千人	千人	千人	千人	千人
	事業 営業等	1,662	1,518	1,340	1,518	1,294
	事業 農業	134	141	132	141	135
	その他	5,973	5,865	5,704	5,865	5,592
	計	7,769	7,523	7,176	7,523	7,021
所得金額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 営業等	65,546	59,875	52,648	59,875	51,439
	事業 農業	4,332	4,713	4,531	4,713	4,907
	その他	362,744	331,353	296,685	331,353	290,611
	計	432,622	395,940	353,865	395,940	346,958
申告納税額		億円	億円	億円	億円	億円
	事業 営業等	5,467	5,071	4,643	5,071	4,620
	事業 農業	180	211	209	211	254
	その他	24,341	21,213	17,873	21,213	17,558
	計	29,987	26,495	22,725	26,495	22,431

（注）各年分とも翌年３月31日現在である。

第３表　　譲渡所得の課税状況

区分	平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
	千人	千人	千人	千人	千人
人員	785	701	436	453	487
	(487)	(418)	(187)	(249)	(264)
譲渡所得金額	億円	億円	億円	億円	億円
	67,107	66,329	45,223	32,839	35,103

（注）１　各年分とも翌年３月31日現在である。
　　２　かっこ書は、株式等の譲渡について確定申告をした者の数である。

第４表　　青色申告の承認申請状況

区分		平成19年分		平成20年分		平成21年分		平成22年分		平成23年分	
		千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
営業等所得者	新規申請者数	108	100	101	94	95	94	101	107	111	109
	青色申告者数	3,262	101	3,292	101	3,320	101	3,346	101	3,377	101
農業所得者	新規申請者数	14	113	10	71	9	91	9	95	10	108
	青色申告者数	391	101	398	102	401	101	404	101	406	101
不動産・山林所得者	新規申請者数	61	101	58	95	56	96	55	98	58	104
	青色申告者数	1,580	103	1,626	103	1,668	103	1,709	102	1,739	102
合計	新規申請者数	183	101	169	92	160	94	166	103	178	107
	青色申告者数	5,234	101	5,315	102	5,389	101	5,458	101	5,522	101

（注）１　パーセントは、対前年比である。
　　２　新規申請者数は各年の３月15日現在、青色申告者数は翌年３月15日現在である。

第５表　　記帳制度の適用者数（個人）の状況

平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
781	708	664	628	595	568	539	492	439	451

（注）調査時点：各年３月31日現在。

第６表　　小企業者に対する記帳指導の状況

区分	① 継続記帳指導対象人員	指導機関別の指導人員													
		② 税務署	②／①	③ 商工会議所・商工会	③／①	④ 税務相談所	④／①	⑤ 日本税務協会	⑤／①	⑥ 青色申告会	⑥／①	⑦ 税理士会	⑦／①	⑧ その他	⑧／①
	千人	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%	千人	%
平成15年度	248	27	11	126	51	23	9	39	16	27	11	0.2	0	5	3
平成16年度	267	41	15	129	48	22	8	37	14	30	11	0.5	0	7	2
平成17年度	250	38	15	125	50	21	8	27	11	29	12	0.5	0	9	3
平成18年度	436	48	11	160	37	26	6	－	－	183	42	0.4	0	19	4
平成19年度	410	38	9	151	37	24	6	－	－	179	44	0.4	0	18	4
平成20年度	449	25	6	171	38	23	5	－	－	202	45	0.5	0	28	4
平成21年度	447	22	5	163	37	22	5	－	－	209	47	0.2	0	29	7
平成22年度	451	23	5	160	36	22	5	－	－	222	49	0.2	0	23	5

（注）１　各年度とも翌年３月31日現在である。
　　２　平成22年度には、仙台局の宮古署、大船渡署、気仙沼署及び須賀川署の件数は含まれていない。

第７表　　源泉徴収義務者の状況

区　　分	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度
	件	件	件	件	件
給与所得	3,845,831	3,810,440	3,745,714	3,681,795	3,620,660
利子所得等	39,569	47,913	49,701	46,439	43,838
配当所得	125,528	129,812	130,365	126,822	125,724
特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	6,592	7,370	7,338	7,527	10,527
報酬・料金等	3,069,616	3,043,366	2,989,766	2,930,253	2,884,102
非居住者等所得	24,850	24,548	24,027	23,303	23,381

（注）各事務年度末（翌年６月30日）現在の数による。

第８表　　源泉所得税の課税状況

区　　分		平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度
		億円	億円	億円	億円	億円
本税	給与所得	107,827	98,891	94,783	85,702	86,389
	報酬・料金等	12,857	11,886	11,610	11,477	11,498
	退職所得	2,730	2,691	2,603	2,446	2,309
	利子所得等	5,214	7,577	7,215	6,199	5,196
	配当所得	25,803	22,932	20,718	14,154	16,701
	特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等	2,247	2,095	493	506	468
	非居住者等所得	3,622	3,855	3,388	2,489	3,037
	計	160,299	149,927	140,811	122,973	125,597
	加算税	201	166	154	134	123
	合計	160,500	150,093	140,965	123,107	125,720

第９表　　**法人数の状況**

区　　分	平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度
	件	件	件	件	件
法　人　数	3,005,174	3,003,248	3,001,866	2,998,089	2,977,852
青色申告法人数	2,665,065	2,679,945	2,672,773	2,658,982	2,645,836
	%	%	%	%	%
青色申告法人割合	88.7	89.2	89.0	88.7	88.9

（注）１　各事務年度末（翌年６月30日）現在の数である。
　　２　清算中法人は除く。

第10表　　**資本階級別普通法人数**

区　　分	平成17年分	平成18年分	平成19年度分	平成20年度分	平成21年度分
	件	件	件	件	件
１００万円未満	40,540	50,115	58,552	68,443	78,930
１００万円以上	1,232,184	1,251,809	1,138,540	1,126,046	1,123,333
５００万円以上	328,358	329,967	321,595	328,728	336,869
１,０００万円以上	1,132,738	1,122,852	1,030,325	1,002,457	985,359
５,０００万円以上	58,356	60,209	60,157	60,262	61,008
１億円以上	31,751	31,719	31,324	30,476	29,552
１０億円以上	6,764	6,767	6,876	6,833	6,659
連結法人	424	552	694	772	833
計	2,831,115	2,853,990	2,648,063	2,624,017	2,622,543

（注）１　平成18年分以前については、その年の２月１日から翌年１月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人数を集計している。
　　平成19年度分以降については、その年の４月１日から翌年３月31日までの間に事業年度が終了し、申告を行った内国普通法人数を集計している。
　　２　普通法人とは、株式会社等の会社、企業組合などである。
　　３　連結法人については、１グループを１社として資本金階級区分を「連結法人」として分類した。

第11表

法人税の申告状況

区分		平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分	平成22年分
		件	件	件	件	件
申告件数	1	2,786,696	2,798,596	2,804,664	2,786,167	2,762,210
		%	%	%	%	%
申告割合	2	89.9	89.9	89.8	89.2	89.2
有所得申告割合	3	32.4	32.3	29.1	25.5	25.2
		億円	億円	億円	億円	億円
申告所得金額	4	570,828	552,871	379,874	338,310	361,836
申告欠損金額	5	164,949	161,878	309,291	273,632	208,969
申告税額	6	144,578	137,036	97,077	87,296	93,856

（注）1　平成19年分以前については、その年の７月から翌年６月までの間に申告期限の到来した法人のうち申告があったものを集計し、平成20年分以降については、その年の４月１日から翌年３月31日までに終了した事業年度に係る申告について、翌年７月末までに申告があったものを集計している。

2　「有所得申告割合」＝$\frac{\text{有所得申告件数}}{\text{申告件数}}$

第12表

法人税実地調査の状況

区分		平成18事務年度	平成19事務年度	平成20事務年度	平成21事務年度	平成22事務年度
		件	件	件	件	件
実地調査件数	1	146,635	146,851	145,509	139,027	124,688
同上のうち更正・決定等件数	2	108,474	108,839	106,465	100,065	90,060
同上のうち不正申告があった件数	3	31,764	31,931	31,350	29,227	25,702
		億円	億円	億円	億円	億円
更正決定等による増加所得金額	4	17,247	16,259	13,255	20,493	12,557
同上のうち不正所得金額	5	4,346	4,268	4,195	4,047	3,475
		%	%	%	%	%
不正発見割合（$\frac{3}{1}$）	6	21.7	21.7	21.5	21.0	20.6
		万円	万円	万円	万円	万円
不正申告１件当たり不正所得金額	7	1,368	1,337	1,338	1,385	1,352

第13表

相続財産の種類別価額表

区分	平成17年分	平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
土地	5,684,295	5,449,075	5,584,710	5,849,677	5,493,786
家屋	633,592	574,985	618,427	638,535	605,939
事業用財産	54,857	51,862	58,751	52,716	47,689
有価証券	1,504,910	1,796,585	1,848,635	1,568,061	1,330,734
現金・預貯金等	2,311,406	2,348,784	2,397,141	2,536,321	2,468,212
家庭用財産	17,420	17,037	16,884	17,060	15,448
その他の財産	1,081,949	1,159,108	1,170,242	1,139,315	1,097,478
合計	11,288,428	11,397,436	11,694,790	11,801,685	11,059,285
相続時精算課税適用財産価額	52,123	61,808	100,467	91,986	110,794

（注）1　平成17年分から平成19年分及び平成21年分はその年中の相続税でその年の翌年10月までに申告（修正申告を除く。）があったものを示す。

2　平成20年分はその年中の相続税（同一の被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までに申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年２月１日まで延長されている者の同日までに提出された申告を含む。）（修正申告を除く。）があったものを示す。

第14表

相続税の課税状況

区分	平成17年分	平成18年分	平成19年分	平成20年分	平成21年分
	人	人	人	人	人
相続人の数	135,877	134,749	138,021	139,797	134,547
	億円	億円	億円	億円	億円
課税価格	101,701	103,713	106,220	107,254	101,072
納付税額	11,521	12,204	12,635	12,505	11,618
	人	人	人	人	人
被相続人の数	45,152	45,177	46,820	48,016	46,438

（注）1　平成17年分から平成19年分及び平成21年分はその年中の相続税でその年の翌年10月までに申告（修正申告を除く。）があったものを示す。

2　平成20年分はその年中の相続税（同一の被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までに申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年２月１日まで延長されている者の同日までに提出された申告を含む。）（修正申告を除く。）があったものを示す。

第15表　　平成23年分都道府県庁所在都市の最高路線価

（１㎡当たり）

国税局（所）	都市名	最高路線価の所在地	最高路線価 平成23年分	最高路線価 平成22年分	最高路線価の対前年増減率 平成23年分	最高路線価の対前年増減率 平成22年分
			千円	千円	%	%
札幌	札幌	中央区北５条西３丁目 札幌停車場線通り	2,400	2,480	▲ 3.2	▲ 10.1
仙台	青森	新町１丁目　新町通り	190	210	▲ 9.5	▲ 6.7
	盛岡	大通２丁目　大通り	275	300	▲ 8.3	▲ 14.3
	仙台	青葉区中央１丁目　青葉通り	1,840	2,050	▲ 10.2	▲ 12.8
	秋田	中通２丁目　秋田駅前通り	160	180	▲ 11.1	▲ 7.7
	山形	香澄町１丁目　山形駅前大通り	185	200	▲ 7.5	▲ 9.1
	福島	栄町　福島駅前通り	175	185	▲ 5.4	▲ 5.1
関東信越	水戸	宮町１丁目　水戸駅北口ロータリー	320	340	▲ 5.9	▲ 2.9
	宇都宮	馬場通り２丁目　大通り	340	350	▲ 2.9	▲ 5.4
	前橋	本町２丁目　本町通り	150	160	▲ 6.3	▲ 5.9
	さいたま	大宮区桜木町２丁目 大宮駅西口駅前ロータリー	2,250	2,300	▲ 2.2	▲ 8.0
	新潟	中央区東大通１丁目　新潟駅前通り	500	530	▲ 5.7	▲ 3.6
	長野	大字南長野　長野駅前通り	340	370	▲ 8.1	▲ 5.1
東京	千葉	中央区富士見２丁目　千葉駅側通り	1,270	1,350	▲ 5.9	▲ 11.8
	東京	中央区銀座５丁目　銀座中央通り	22,000	23,200	▲ 5.2	▲ 25.6
	横浜	西区南幸１丁目　横浜駅西口バスターミナル前通り	5,910	6,040	▲ 2.2	▲ 7.4
	甲府	丸の内１丁目　甲府駅前通り	275	285	▲ 3.5	▲ 5.0
金沢	富山	桜町１丁目　駅前広場通り	430	440	▲ 2.3	▲ 4.3
	金沢	堀川新町　金沢駅東広場通り	480	490	▲ 2.0	▲ 3.9
	福井	中央１丁目　駅前電車通り	290	295	▲ 1.7	▲ 4.8
名古屋	岐阜	吉野町５丁目　岐阜停車場線通り	420	440	▲ 4.5	▲ 4.3
	静岡	葵区紺屋町　紺屋町名店街呉服町通り	1,160	1,210	▲ 4.1	▲ 4.0
	名古屋	中村区名駅１丁目　名駅通り	5,810	5,810	0.0	▲ 20.2
	津	羽所町　津停車場線通り	200	200	0.0	0.0
大阪	大津	春日町　ＪＲ大津駅前通り	225	240	▲ 6.3	▲ 9.4
	京都	下京区四条通寺町東入２丁目御旅町四条通	2,520	2,560	▲ 1.6	▲ 12.0
	大阪	北区角田町　御堂筋	6,800	7,240	▲ 6.1	▲ 19.9
	神戸	中央区三宮町１丁目　三宮センター街	2,420	2,460	▲ 1.6	▲ 8.9
	奈良	東向中町　大宮通り	510	510	0.0	▲ 3.8
	和歌山	友田町５丁目　ＪＲ和歌山駅前	400	410	▲ 2.4	▲ 4.7
広島	鳥取	栄町　若桜街道通り	155	170	▲ 8.8	▲ 8.1
	松江	朝日町　駅通り	175	195	▲ 10.3	▲ 7.1
	岡山	北区本町　市役所筋	970	1,050	▲ 7.6	▲ 5.4
	広島	中区基町　相生通り	1,840	1,960	▲ 6.1	▲ 7.5
	山口	小郡黄金町　山口阿知須宇部線通り	180	190	▲ 5.3	0.0
高松	徳島	一番町３丁目　徳島駅前広場通り	370	400	▲ 7.5	▲ 9.1
	高松	兵庫町　中央通り	370	400	▲ 7.5	▲ 7.0
	松山	湊町５丁目　伊予鉄松山市駅前通り	670	710	▲ 5.6	▲ 5.3
	高知	本町１丁目　電車通り	245	270	▲ 9.3	▲ 6.9
福岡	福岡	中央区天神２丁目　渡辺通り	4,640	4,590	1.1	▲ 16.2
	佐賀	駅前中央１丁目　駅前中央通り	190	200	▲ 5.0	▲ 7.0
	長崎	浜町　浜市アーケード	820	860	▲ 4.7	▲ 4.4
熊本	熊本	手取本町　下通り	1,270	1,360	▲ 6.6	▲ 12.3
	大分	府内町１丁目　中央通り	450	490	▲ 8.2	▲ 12.5
	宮崎	橘通西３丁目　橘通り	290	310	▲ 6.5	▲ 6.1
	鹿児島	東千石町　天文館電車通り	820	840	▲ 2.4	▲ 2.3
沖縄	那覇	久茂地３丁目　国際通り	520	540	▲ 3.7	▲ 3.6

第16表

贈与税の課税状況

	平成20年分			平成21年分			平成22年分		
	申告人員	納税人員	申告納税額	申告人員	納税人員	申告納税額	申告人員	納税人員	申告納税額
	千人	千人	億円	千人	千人	億円	千人	千人	億円
相続時精算課税	74	4	184	66	4	219	50	3	197
暦年課税	273	232	841	289	225	816	345	240	1,109
計	347	236	1,025	355	229	1,036	395	243	1,306

（注）各年分とも翌年３月末日までに提出された申告書の計数である。

第17表

酒税の課税状況

区分	課税数量			課税額		
	22年度（A）	21年度（B）	対前年度比（A／B）	22年度（C）	21年度（D）	対前年度比（C／D）
	kℓ	kℓ	%	百万円	百万円	%
清酒	602,715	616,299	97.8	68,845	70,318	97.9
合成清酒	44,074	46,564	94.7	4,344	4,596	94.5
連続式蒸留しょうちゅう	462,241	480,397	96.2	109,536	113,890	96.2
単式蒸留しょうちゅう	508,139	531,502	95.6	121,255	127,034	95.5
みりん	107,213	107,744	99.5	2,145	2,155	99.5
ビール	2,942,659	3,017,633	97.5	646,289	662,578	97.5
果実酒	274,049	249,810	109.7	21,721	19,787	109.8
甘味果実酒	6,707	6,616	101.4	863	860	100.3
ウイスキー	95,792	84,450	113.4	35,817	31,173	114.9
ブランデー	6,860	7,010	97.9	2,645	2,701	97.9
原料用アルコール	118	185	63.8	61	92	66.3
発泡酒	966,500	1,148,295	84.2	129,672	154,142	84.1
その他の醸造酒	723,729	753,090	96.1	58,394	60,721	96.2
スピリッツ	302,566	264,711	114.3	28,372	25,395	111.7
リキュール	1,916,902	1,684,299	113.8	159,039	141,507	112.4
粉末酒 雑酒	2,302	2,396	96.1	120	134	89.6
合計	8,962,580	9,001,013	99.6	1,389,117	1,417,083	98.0

（注）1　各年度の４月１日から翌３月31日までの間の課税数量及び課税額である（平成22年度は速報値）。
　　2　税関分を含む。

第18表

酒類の生産状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ
清酒	513	505	488	469	425
合成清酒	49	53	50	45	43
連続式蒸留しょうちゅう	436	419	434	434	403
単式蒸留しょうちゅう	584	580	535	534	492
みりん	113	116	112	106	102
ビール	3,536	3,470	3,213	3,036	2,664
果実酒	65	67	70	72	73
甘味果実酒	10	6	5	4	4
ウイスキー	61	56	60	68	80
ブランデー	7	6	6	5	5
発泡酒	1,594	1,528	1,383	1,103	863
原料用アルコール スピリッツ	114	157	272	270	274
リキュール	755	1,025	1,285	1,562	1,610
その他の醸造酒 粉末酒 雑酒	1,056	835	781	749	660
合計	8,892	8,823	8,693	8,456	7,700

（注）1　各年度の４月１日から翌３月31日までの間の製成数量である。
2　平成17年度以前の品目別の製成数量は、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第66条第１項に準じて、それぞれ旧酒税法の酒類の種類又は品目別の製成数量を掲げた。
3　平成22年度分については、岩手・宮城・福島の３県を除いたものである。

第19表　　酒類の製造及び販売業の免許場数

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
製造免許場数		場	場	場	場	場
	清酒	外 129 1,887	外 138 1,845	外 137 1,807	外 145 1,761	外 150 1,736
	合成清酒	外 66 5	外 65 5	外 64 5	外 71 3	外 73 2
	連続式蒸留しょうちゅう	外 85 30	外 81 32	外 79 33	外 82 32	外 79 34
	単式蒸留しょうちゅう	外 497 365	外 503 374	外 508 374	外 506 379	外 507 375
	みりん	外 73 33	外 74 31	外 72 32	外 78 30	外 78 30
	ビール	外 77 221	外 80 212	外 83 202	外 90 195	外 89 187
	果実酒	外 184 242	外 190 239	外 184 238	外 182 247	外 179 257
	甘味果実酒	外 412 21	外 384 17	外 365 14	外 354 12	外 344 10
	ウイスキー	外 65 6	外 65 7	外 66 7	外 68 8	外 67 8
	ブランデー	外 109 4	外 112 3	外 117 2	外 120 4	外 120 5
	原料用アルコール	外 98 9	外 96 10	外 94 12	外 96 11	外 95 11
	発泡酒	外 2,209 37	外 2,138 38	外 2,067 37	外 1,969 35	外 1,877 40
	その他の醸造酒	外 2,082 145	外 2,021 183	外 1,953 201	外 1,866 207	外 1,776 224
	スピリッツ	外 2,903 18	外 2,683 25	外 2,578 25	外 2,463 26	外 2,348 28
	リキュール	外 2,354 114	外 2,230 123	外 2,160 123	外 2,079 136	外 2,017 153
	粉末酒	外 7 2	外 7 2	外 6 2	外 11 2	外 11 2
	雑酒	外 2,708 2	外 2,423 4	外 2,304 2	外 2,192 2	外 2,077 4
	合計	外 14,058 3,141	外 13,290 3,150	外 12,837 3,116	外 12,372 3,090	外 11,887 3,106
販売業免許場数（期限付免許場数を含む。）		外 314 内 213,143 214,905	外 383 内 213,557 215,247	外 402 内 210,712 212,311	外 457 内 195,038 196,570	外 480 内 192,176 193,751

（注）１　各年度末（翌年３月31日）現在の製造及び販売業免許場数である。（平成22年度は速報値）
　　２　「製造免許場数」欄の外書には、兼業しているもののうち従たるものを掲げた。
　　３　「販売業免許場数（期限付免許場数を含む。）」欄の内書には小売ができるものを、外書には販売の媒介業免許場数を掲げた。

第20表　　揮発油税及び地方揮発油税の課税状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度 （A）	平成22年度 （B）	対前年度比 （B）／（A）
	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ	千kℓ	%
移出（引取）数量	内　46 59,777	内　26 58,922	内　185 56,626	内　318 56,555	内　572 56,647	100.2
課税標準数量	内　46 58,976	内　26 58,127	内　183 55,862	内　314 55,960	内　564 56,556	101.1
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税額	内　2,464 3,168,339	内　1,394 3,122,671	内　8,632 2,855,789	内　16,904 3,006,077	内　30,368 3,038,025	101.1
控除税額	219	358	661	238	239	100.4
手持品課税	－	－	－	－	－	－
差引計	内　2,464 3,168,119	内　1,394 3,122,313	内　8,632 2,855,129	内　16,904 3,005,838	内　30,368 3,037,785	101.1
過少申告加算税	3	1	1	3	3	100.6
無申告加算税	4	13	10	18	15	77.9
合計	内　2,464 3,168,126	内　1,394 3,122,327	内　8,632 2,855,140	内　16,904 3,005,859	内　30,368 3,037,802	101.1

（注）各欄の内書は、税関分を示す。

第21表　　現金納付による印紙税の課税状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（A）	平成22年度（B）	対前年度比（B）／（A）
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税印押なつ	83	62	59	49	24	48.2
納付計器	40,174	39,807	38,070	34,923	35,190	100.8
書式表示	106,368	98,838	100,833	88,424	84,916	96.0
一括納付	54,695	75,707	75,880	76,708	76,296	99.5
計	201,321	214,415	214,842	200,104	196,426	98.2
充当税額	738	1,169	822	746	936	125.5
過少申告加算税	8	6	12	7	10	145.5
無申告加算税	13	4	14	3	4	145.9
重加算税	―	17	―	―	―	―
過怠税	6,110	6,557	5,968	6,587	5,361	81.4
	人	人	人	人	人	
納付計器設置者数	10,793	10,725	10,766	10,764	10,979	102.0
	台	台	台	台	台	
納付計器設置台数	15,577	15,489	15,427	15,089	15,331	101.6

第22表

たばこ税の課税状況

（単位：数量＝百万本、金額＝百万円）

区分			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（A）	平成22年度（B）	対前年度比（B）／（A）
喫煙用の製造タバコ	紙巻たばこ（本則）	課税数量	内 95,600 269,320	内 95,343 261,111	内 82,309 240,369	内 82,471 231,693	内 77,452 221,833	% 91.4
		税額	内 405,422 1,135,631	内 416,900 1,141,635	内 359,951 1,050,988	内 360,605 1,012,996	内 385,291 1,032,401	101.9
	紙巻たばこ（暫定）	課税数量	3,902	3,750	3,610	3,575	4,755	133.0
		税額	7,818	7,781	7,491	7,417	11,835	159.6
	パイプたばこ	課税数量	内 47 47	内 46 46	内 47 47	内 48 48	内 67 67	138.8
		税額	内 201 201	内 200 200	内 205 205	内 211 211	内 353 353	167.1
	葉巻たばこ	課税数量	内 123 123	内 126 126	内 104 104	内 112 112	内 99 99	88.0
		税額	内 527 527	内 557 557	内 465 465	内 505 505	内 518 518	102.7
	刻みたばこ	課税数量	内 0 1	内 0 1	内 0 1	内 0 1	内 0 2	171.3
		税額	内 0 4	内 0 4	内 1 5	内 1 5	内 2 11	204.0
かみ用の製造たばこ		課税数量	内 4 4	内 0 0	内 0 0	内 0 0	内 1 2	641.7
		税額	内 18 18	内 2 2	内 2 2	内 2 2	内 9 11	509.0
かぎ用の製造たばこ		課税数量	内 0 0	内 0 0	内 0 0	内 0 0	内 0 8	402.0
		税額	内 0 0	内 0 0	内 1 1	内 1 1	内 1 41	380.8
税額計			内 406,189 1,144,200	内 417,659 1,150,179	内 360,625 1,059,158	内 361,326 1,021,138	内 386,176 1,045,170	102.4
手持品課税額			7,371	－	－	－	29,436	－
合計税額			1,151,571	1,150,179	1,059,158	1,021,138	1,074,606	105.2
控除税額			3,958	2,933	4,655	3,675	5,525	150.3
差引税額			1,147,613	1,147,246	1,054,503	1,017,463	1,069,082	105.1
加算税額		過少申告	0	－	－	－	0	－
		無申告	0	－	－	0	0	207.9
		計	0	－	－	0	0	256.3
総計			1,147,613	1,147,246	1,054,503	1,017,463	1,069,082	105.1

（注）1　各欄の内書は税関分を示す。
　　2　紙巻たばこ（本則）には携行品課税に係る数量税を含む。
　　3　平成10年12月１日から、たばこ特別税が課されている。

第23表　　石油ガス税の課税状況

区　　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（A）	平成22年度（B）	対前年度比（B）／（A）
	千ｔ	千ｔ	千ｔ	千ｔ	千ｔ	%
移出（引取）重量	1,594	1,570	1,486	1,409	1,370	97.2
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税　　額	27,893	27,465	26,000	24,685	23,988	97.2
控除税額	33	36	32	32	31	96.2
差引計	27,859	27,427	25,966	24,652	23,956	97.2
過少申告加算税	0	0	0	0	0	77.4
無申告加算税	2	1	5	1	1	140.7
合　　計	27,862	27,428	25,972	24,653	23,958	97.2

第24表　　航空機燃料税の課税状況

区　　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（A）	平成22年度（B）	対前年度比（B）／（A）
	千kl	千kl	千kl	千kl	千kl	%
積込数量	5,356	5,257	5,024	4,761	4,571	96.0
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税　　額	123,920	121,267	115,397	108,972	104,349	95.8
控除税額	17,042	16,713	16,268	14,969	15,080	100.7
差引計	106,878	104,554	99,130	94,002	89,269	95.0
過少申告加算税	4	0	1	0	0	67.0
無申告加算税	1	1	0	1	0	22.3
重加算税	－	－	－	－	－	－
合　　計	106,883	104,555	99,131	94,003	89,269	95.0

（注）平成９年７月から沖縄航空路線に係る軽減税率が適用され、平成11年４月から特定離島路線に係る軽減税率が適用されている。

第25表

自動車重量税の課税状況

区分		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度（A）		平成22年度（B）		対前年度比（B）／（A）	
		件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
		件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	%	%
検査自動車 乗用車	3年もの	2,920,261	180,415	2,841,143	174,434	2,424,723	148,302	2,804,156	77,914	2,583,311	47,005	92.1	60.3
検査自動車 乗用車	2年もの	15,608,457	621,138	15,946,652	633,452	15,713,747	631,050	15,493,585	588,396	15,983,576	478,926	103.2	81.4
検査自動車 乗用車	1年もの	361,079	3,988	364,105	4,069	366,558	4,139	373,885	3,965	373,076	3,637	99.8	91.7
検査自動車 乗用車	小計	18,889,797	805,541	19,151,900	811,955	18,505,028	783,490	18,671,626	670,276	18,939,963	529,569	101.4	79.0
検査自動車	バス・トラック	6,937,530	229,197	6,817,830	225,014	6,725,964	220,655	6,463,734	207,047	6,554,044	181,217	101.4	87.5
検査自動車	小型二輪	529,078	2,641	538,698	2,891	559,151	2,982	490,873	2,603	558,949	2,626	113.9	100.9
検査自動車	計	26,356,405	1,037,378	26,508,428	1,039,860	25,790,143	1,007,127	25,626,233	879,926	26,052,956	713,412	101.7	81.1
届出軽自動車		11,430,881	106,750	11,642,036	108,136	12,052,531	111,600	12,146,784	105,115	12,579,090	92,125	103.6	87.6
合計		37,787,286	1,144,129	38,150,464	1,147,996	37,842,674	1,118,726	37,773,017	985,041	38,632,046	805,537	102.3	81.8

第26表

電源開発促進税の課税状況

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（A）	平成22年度（B）	対前年度比（B）／（A）
	千kw時	千kw時	千kw時	千kw時	千kw時	%
供給販売電気の電力量	904,808,325	931,752,514	914,347,226	870,811,819	928,918,943	106.7
自家使用販売電気の電力量	2,498,390	2,650,359	2,843,679	2,769,537	2,913,170	105.2
合計	907,306,717	934,402,873	917,190,905	873,581,356	931,832,113	106.7
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	
税額	362,923	352,279	343,948	327,593	349,437	106.7
過少申告加算税	—	—	2	—	1	—
無申告加算税	—	—	—	—	—	—
重加算税	—	—	—	—	—	—
合計	362,923	352,279	343,950	327,593	349,438	106.7

第27表

石油石炭税の課税状況

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度（A）	平成22年度（B）	対前年度比（B）／（A）
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
税額	内 574,823 579,838	内 577,910 584,044	内 569,396 575,717	内 541,279 547,670	内 556,809 563,246	102.8
控除税額	内 0 496	内 0 681	内 0 785	内 0 1,168	内 0 1,550	132.7
差引額	内 574,823 579,342	内 577,910 583,363	内 569,396 574,931	内 541,279 546,502	内 556,809 561,696	102.8
過少申告加算税	―	0	0	3	2	70.0
無申告加算税	―	―	―	―	0	―
合計	内 574,823 579,342	内 577,910 583,364	内 569,396 574,932	内 541,279 546,505	内 556,809 561,698	102.8

（注）各欄の内書は、税関分を示す。

第28表

査察事件の処理事績

項目＼年度		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
着手件数		件 231	件 220	件 211	件 213	件 196
処理件数（A）		221	218	208	210	216
告発件数（B）		166	158	153	149	156
告発率（B／A）		% 75.1	% 72.5	% 73.6	% 71.0	% 72.2
脱税額	総額	百万円 30,398	百万円 35,340	百万円 35,070	百万円 29,026	百万円 24,819
	同上1件当たり	138	162	169	138	115
	告発分	27,755	30,888	24,942	25,475	21,315
	同上1件当たり	167	195	163	171	137

（注）1　処理件数とは、査察事件としての処理を了したものをいう。
　　2　脱税額には、加算税額を含む。

第29表

間接国税犯則事件の処理事績

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
繰越件数		件 －	件 －	件 1	件 1	件 2
検挙件数		31	43	53	48	47
要処理件数		31	43	54	49	49
処理済件数		31	42	53	47	47
処理済件数の内訳	通告処分	(90.3) 28	(92.8) 39	(96.2) 51	(95.7) 45	(95.7) 45
	直告発	－ －	(2.4) 1	－	－	－
	その他	(9.7) 3	(4.8) 2	(3.8) 2	(4.3) 2	(4.3) 2
ほ脱税額		千円 1,654	千円 20,067	千円 29,485	千円 23,173	千円 13,081

（注）1　「処理済件数の内訳」欄のかっこ内の数字は、それぞれの構成比（パーセント）を示す。
　　2　ほ脱犯には、酒税法第54条犯を含む

第30表　　物納（物納の撤回）の処理状況

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
（物納の状況）	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (1)（前年度処理未済を含む。）	4,817	373,426	2,229	210,072	1,557	147,413	1,404	130,370	938	69,344
処理 取下げ等	877	53,424	256	26,398	176	13,169	203	13,911	149	9,755
処理 許可		外 2	外 5	外 69	外 1	外 24				
処理	2,094	133,447	1,109	92,588	703	69,266	711	77,292	503	37,127
処理 計 (2)	2,971	186,873	1,370	119,055	880	82,459	914	91,202	652	46,882
処理未済	1,846	186,553	859	91,017	677	64,954	490	39,168	286	22,463
処理割合 (2)/(1)	% 61.7	% 50.0	% 61.4	% 56.7	% 56.5	% 55.9	% 65.1	% 70.0	% 69.5	% 67.6
（物納撤回の状況）	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (3)（前年度承認未済を含む。）	3	51	4	16	0	0	0	0	0	0
処理 取下げ等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理 承認	3	51	4	16	0	0	0	0	0	0
処理 計 (4)	3	51	4	16	0	0	0	0	0	0
処理未済	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理割合 (4)/(3)	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 100.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0	% 0.0

（注）「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消し等により控除した件数及び金額である。

第31表　　延納の処理状況

区分	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
本年度申請 (1)（前年度処理未済を含む。）	7,049	185,833	4,855	155,177	4,394	138,313	3,993	130,162	3,359	106,433
処理 取下げ等	498	14,884	532	13,518	569	15,359	559	20,053	524	16,782
処理 許可	5,334	135,952	3,368	109,824	2,874	90,616	2,538	76,594	2,176	66,906
処理 計 (2)	5,832	150,836	3,900	123,342	3,443	105,975	3,097	96,647	2,700	83,688
処理未済	1,217	34,997	955	31,835	951	32,338	896	33,515	659	22,745
処理割合 (2)/(1)	% 82.7	% 81.2	% 80.3	% 79.5	% 78.4	% 76.6	% 77.6	% 74.3	% 80.4	% 78.6

第32表　　平成22年度徴収決定等の状況

区　　分	本年度分	前年度決算額との増減差額	繰越分	前年度決算額との増減差額	総計	前年度決算額との増減差額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
徴収決定済額（A）	45,062,308	565,619	2,149,716	△ 60,024	47,212,024	505,595
収納済額（B）	44,193,972	561,857	745,250	4,636	44,939,222	566,493
不納欠損額（C）	2,301	392	128,617	△ 1,451	130,919	△ 1,059
収納未済翌年度繰越額（D）	866,034	3,370	1,275,849	△ 63,209	2,141,883	△ 59,839
(D)のうち滞納処分停止額（E）	1,025	△ 732	174,066	13,074	175,091	12,341
(B)/(A)	% 98.1	－	% 34.7	－	% 95.2	－
(B)＋(C)/(A)	% 98.1	－	% 40.7	－	% 95.5	－
(E)/(D)	% 0.1	－	% 13.6	－	% 8.2	－

（注）四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

第33表　　平成22年度還付金等の支払決定の状況

区　　分	支払決定済額
	百万円
源泉所得税	1,839,678
申告所得税	168,660
法人税	1,137,895
消費税及地方消費税	3,132,205
その他	320,043
計	6,598,481

（注）1　国税収納金整理資金支払命令済額報告書最終月分により作成した。
　　2　還付金等とは、還付金及び過誤納金並びにこれらに係る還付加算金をいう。
　　3　四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しない。

第34表

平成22年度税目別徴収決定等の状況

区分	徴収決定額（A）	収納済額（B）	不納欠損額（C）	収納未済翌年度へ繰越		{(B)+(C)}/(A)
				金額	内滞納処分の停止額	
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	%
源泉所得税	12,838,903	12,516,713	28,742	293,448	24,501	97.7
申告所得税	2,959,968	2,475,976	27,962	456,029	58,340	84.6
法人税	10,364,192	10,105,583	29,195	229,414	19,717	97.8
相続税	1,753,212	1,487,487	4,383	261,343	32,351	85.1
地価税	1,613	56	34	1,523	149	5.6
消費税	23,236	1,423	2,552	19,261	2,546	17.1
消費税及地方消費税	13,225,081	12,544,873	37,890	642,317	37,420	95.1
酒税	1,326,961	1,326,435	73	453	1	100.0
たばこ税	29,568	29,499	0	69	0	98.8
たばこ税及たばこ特別税	658,395	658,393	0	2	0	100.0
石油税	0	0	0	0	0	－
石油石炭税	5,095	4,949	0	147	0	97.1
旧税	972	14	58	900	15	7.1
電源開発促進税	349,166	349,166	0	0	0	100.0
揮発油税及地方道路税	109	8	0	101	22	7.4
揮発油税及地方揮発油税	3,250,535	3,014,655	0	235,880	0	92.7
石油ガス税	24,193	23,784	0	409	12	98.3
自動車重量税	5,225	5,223	0	1	0	100.0
航空機燃料税	88,576	88,559	0	16	0	100.0
印紙収入	307,023	306,423	30	570	15	99.8
合計	47,212,024	44,939,222	130,919	2,141,883	175,091	95.5

（注）1　この表は、平成22年度国税収納金整理資金徴収済額報告書３月分、最終月分及び平成22年度国税収納金整理資金収納未済額繰越計算書により作成したものである。
　　2　四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

第35表　　振替納税利用状況

1　申告所得税

（単位：千人、％）

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
1期	納税人員（A）	1,775	1,238	1,313	1,233	1,116
	振替納税利用者（B）	1,430	1,028	1,080	1,018	929
	利用状況（(B)/(A)）	80.6	83.1	82.2	82.6	83.3
2期	納税人員（A）	1,777	1,241	1,315	1,239	1,119
	振替納税利用者（B）	1,437	1,033	1,085	1,026	935
	利用状況（(B)/(A)）	80.9	83.3	82.5	82.8	83.5
確定	納税人員（A）	7,725	7,430	7,124	6,777	6,251
	振替納税利用者（B）	4,616	4,473	4,277	4,024	3,671
	利用状況（(B)/(A)）	59.7	60.2	60.0	59.4	58.7

（注）平成22年度確定分については、青森・岩手・宮城・福島・茨城の５県を除いたものである。

2　消費税（個人事業者）

（単位：千人、％）

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
確定	納税人員（A）	1,433	1,351	1,309	1,265	1,116
	振替納税利用者（B）	1,089	1,037	1,008	972	854
	利用状況（(B)/(A)）	76.1	76.9	77.1	77.0	76.5

（注）平成22年度確定分については、青森・岩手・宮城・福島・茨城の５県を除いたものである。

第36表

滞納の発生及び整理状況

区分			平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
要整理	期首滞納	件数	千件 4,296	千件 4,243	千件 4,181	千件 4,135	千件 4,112
		税額(A)	億円 17,844	億円 16,844	億円 16,151	億円 15,538	億円 14,955
	年間新規発生滞納	件数	千件 1,956	千件 1,802	千件 1,765	千件 1,661	千件 1,532
		税額(B)	億円 8,998	億円 8,825	億円 8,988	億円 7,478	億円 6,836
整理済	整理済滞納	件数	千件 2,008	千件 1,864	千件 1,811	千件 1,684	千件 1,610
		税額(C)	億円 9,998	億円 9,517	億円 9,601	億円 8,061	億円 7,591
	整理割合	$\frac{(C)}{(A)+(B)}$	% 37.2	% 37.1	% 38.2	% 35.0	% 34.8
整理中のもの		件数	千件 4,243	千件 4,181	千件 4,135	千件 4,112	千件 4,034
		税額	億円 16,844	億円 16,151	億円 15,538	億円 14,955	億円 14,201

(注) 四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第37表　　１億円以上の滞納整理中のものの業種別状況

（単位：人、億円、％）

区分 業種	平成22年３月末		平成23年３月末		前年同期比	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
製造業	(3.9) 48	(2.9) 100	(4.0) 46	(2.8) 90	95.8	90.0
販売業	(6.7) 82	(6.5) 221	(5.9) 67	(5.8) 186	81.7	84.2
不動産・建設業	(28.2) 345	(28.9) 985	(27.4) 312	(25.4) 814	90.4	82.6
料理飲食業	(6.5) 79	(4.7) 161	(6.5) 74	(4.4) 140	93.7	87.0
金融業	(1.9) 23	(3.6) 123	(2.1) 24	(4.2) 134	104.3	108.9
その他の事業	(26.6) 326	(22.2) 758	(26.4) 301	(22.4) 720	92.3	95.0
その他	(26.2) 320	(31.2) 1,063	(27.7) 316	(35.0) 1,121	98.8	105.5
合計	(100.0) 1,223	(100.0) 3,411	(100.0) 1,140	(100.0) 3,205	93.2	94.0

（注）１　（　　）書は、構成比（％）を示す。
　　２　「その他の事業」とは、病院（医師）、サービス業、レジャー産業等をいう。
　　３　「その他」とは、給与所得者、無職等をいう。
　　４　四捨五入の関係上、各項目の係数の和が合計値と一致しないことがある。

第38表　　相互協議事案発生件数の推移

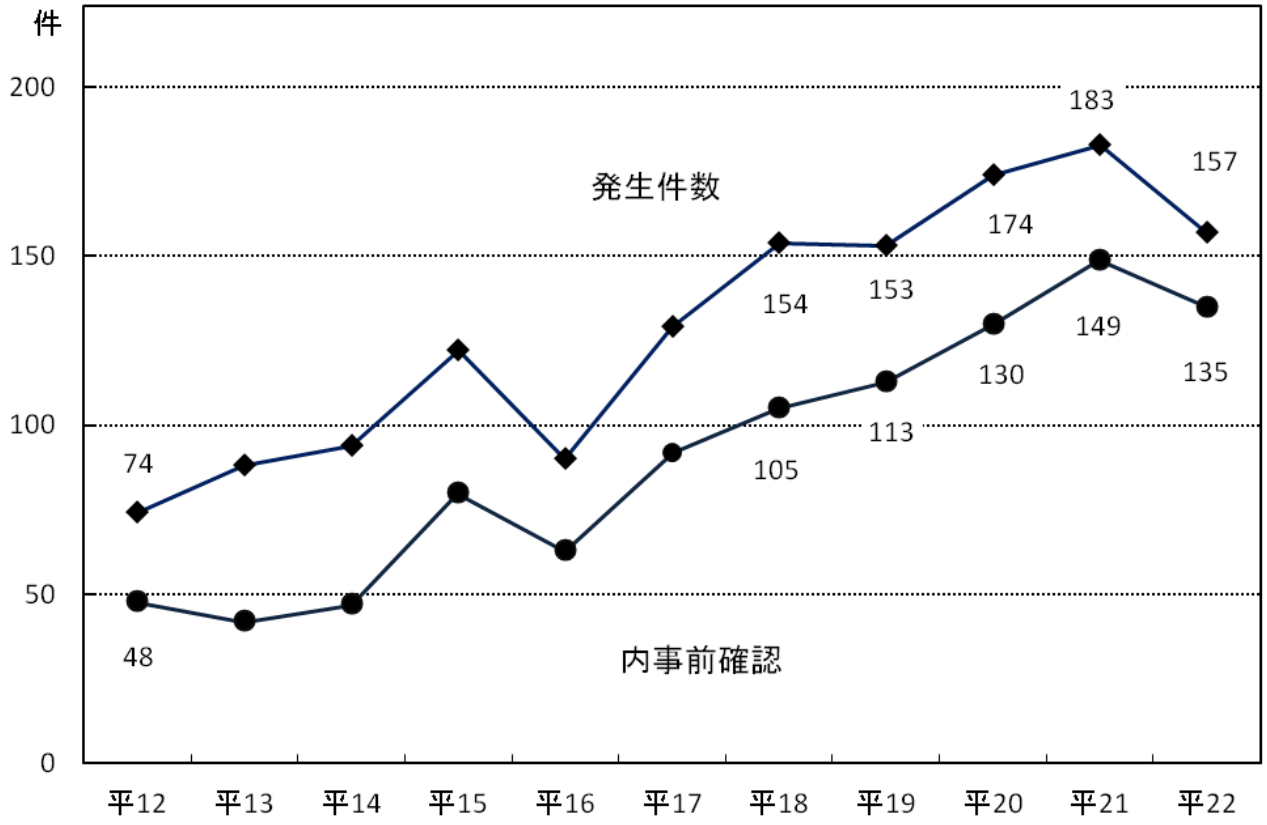

第39表　　納税者支援調整官の派遣先税務署等の状況

国税局別	署数	派遣先税務署
札幌	－	－
仙台	6	青森、盛岡、仙台北、秋田南、山形、福島
関東信越	6	宇都宮、川越、川口、所沢、新潟、長野
東京	10	千葉東、松戸、麹町、芝、新宿、東京上野、渋谷、立川、横浜中、藤沢
金沢	2	富山、福井
名古屋	7	岐阜北、静岡、浜松西、熱田、豊橋、小牧、津
大阪	8	大津、下京、堺、豊能、枚方、東大阪、姫路、西宮
広島	4	松江、岡山東、福山、下関
高松	3	徳島、松山、高知
福岡	2	小倉、長崎
熊本	3	大分、宮崎、鹿児島
沖縄	－	－
合計		12局（所）51署

第40表　　電話相談センターにおける税務相談の受理件数及びタックスアンサーの利用件数

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		件	件	件	件	件
税務相談の受理件数	所得税	1,500,890	1,982,242	2,677,669	2,694,941	2,621,188
	法人税	232,779	237,640	272,084	277,860	261,170
	資産税	686,352	641,118	686,100	802,600	881,581
	消費税	90,442	93,860	131,876	140,948	129,310
	その他の間接税	60,873	89,852	149,024	184,870	174,437
	徴収	93,669	143,942	283,709	322,383	278,742
	その他	295,617	458,693	676,842	712,535	692,795
	計	2,960,622	3,647,347	4,877,304	5,136,137	5,039,223
タックスアンサーの利用件数		38,293,574	33,502,955	32,092,899	35,994,508	40,760,269

第41表　　叙勲及び褒章の状況

区　　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	件	件	件	件	件
春の叙勲	48	56	44	44	46
秋の叙勲	46	45	42	44	45
藍綬褒章	9	8	8	8	8
黄綬褒章	19	11	7	4	6

第42表　　納税表彰の実施状況

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
財務大臣表彰	団体	―	―	―	―	―
	個人	49	50	49	50	49
	計	49	50	49	50	49
国税庁長官表彰	団体	―	―	―	―	―
	個人	77	85	83	79	81
	計	77	85	83	79	81
国税局長表彰	団体	―	―	―	―	―
	個人	341	341	339	341	342
	計	341	341	339	341	342
税務署長表彰	団体	―	―	1	―	1
	個人	2,030	2,005	1,981	1,957	1,905
	計	2,030	2,005	1,982	1,957	1,906

第43表　　国税の調査取締功労者に対する感謝状贈呈の状況

区　　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
	者	者	者	者	者
国税庁長官感謝状	27	30	31	29	36
国税局長感謝状	61	69	70	71	71

第44表

異議申立ての処理状況

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		件	件	件	件	件
要処理件数	前年度未決繰越し	1,177	1,451	1,185	1,231	1,029
	新規発生	4,301	4,690	5,359	4,795	5,103
	計（A）	5,478	6,141	6,544	6,026	6,132
処理済件数	取下げ	700	786	1,240	799	627
	却下	369	539	477	806	628
	棄却	2,377	2,971	3,038	2,709	2,955
	全部取消し	69	79	68	66	77
	一部取消し	342	476	400	525	399
	審査請求とみなした件数	170	105	89	92	60
	変更その他	0	0	1	0	0
	計（B）	4,027	4,956	5,313	4,997	4,746
本年度未決件数（A）－（B）		1,451	1,185	1,231	1,029	1,386

第45表

審査請求の処理状況

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		件	件	件	件	件
要処理件数	前年度未決繰越し	2,235	1,794	2,145	2,166	2,827
	新規請求	2,334	2,650	2,746	3,162	3,024
	審査請求とみなした件数	170	105	89	92	60
	計（A）	4,739	4,549	4,980	5,420	5,911
処理要件	取下げ	373	224	284	285	309
	却下	329	284	268	304	640
	棄却	1,882	1,592	1,847	1,620	2,289
	全部取消し	91	91	159	143	153
	一部取消し	270	212	256	241	326
	変更	－	1	－	－	－
	計（B）	2,945	2,404	2,814	2,593	3,717
本年度未決件数（A）－（B）		1,794	2,145	2,166	2,827	2,194

（注）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

第46表　　訴訟事件の終結状況

1　国側被告事件

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		件	件	件	件	件
前年度からの係属件数		443	397	355	354	373
本年度提起件数		401	345	355	339	350
計（A）		844	742	710	693	723
本年度終結件数	取下げ	47	23	26	32	38
	却下	16	23	15	14	11
	国側勝訴	298	281	261	252	267
	国側敗訴	80	55	38	16	27
	その他	6	5	16	6	11
	計（B）	447	387	356	320	354
本年度末係属件数（A）－（B）		397	355	354	373	369

（注）国側敗訴には、国側一部敗訴を含む。

2　国側原告事件

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
		件	件	件	件	件
前年度からの係属件数		55	60	92	63	105
本年度提起件数		163	201	186	226	200
計（A）		218	261	278	289	305
本年度終結件数	取下げ	9	5	19	19	16
	却下	－	－	－	－	－
	国側勝訴	55	71	47	56	50
	国側一部勝訴	2	3	4	1	－
	国側敗訴	4	－	－	1	－
	その他	88	90	145	107	159
	計（B）	158	169	215	184	225
本年度末係属件数（A）－（B）		60	92	63	105	80

第47表

国税庁職員定員表

（平成 23. 3. 31 現在）

区分			定員
			人
国税庁	内部部局	長官官房	448
		課税部	174
		徴収部	39
		調査査察部	54
		計	715
	施設等機関 特別の機関	税務大学校	334
		国税不服審判所	477
		計	811
	地方支分部局	国税局及び税務署	54,735
	合計		56,261

（注）国税局には、沖縄国税事務所を含む。

第48表

提案受理件数及び国税庁入賞件数

区分	国税局等受理件数	国税庁進達件数	国税庁入賞件数		
			優秀	佳作	計
	件	件	件	件	件
平成18年度	1,840	69	4	5	9
平成19年度	2,343	55	3	8	11
平成20年度	2,699	69	2	5	7
平成21年度	2,759	98	3	9	12
平成22年度	2,963	76	2	10	12

（注）各年度は前年の12月 1 日からその年の11月30日までである。

第49表　　平成22年度予算の事項別内訳

項	事　　項	平成21年度	平成22年度	対前年度増△減額
		百万円	百万円	百万円
国税庁共通費	国税庁一般行政に必要な経費	591,522	587,322	△ 4,201
	審議会に必要な経費	129	144	15
国税庁施設費	国税庁施設整備に必要な経費	3,370	2,910	△ 460
税務業務費	内国税等の賦課及び徴収に必要な経費	104,751	105,397	645
	税務大学校に必要な経費	2,602	2,569	△ 34
	国税電子申告・納税システムの運用等に必要な経費	11,621	11,537	△ 84
	酒類業の健全な発達の促進に必要な経費	80	366	286
国税不服審判所	国税不服審判所の運用に必要な経費	5,061	4,948	△ 113
	審査請求の調査及び審理に必要な経費	178	166	△ 12
独立行政法人酒類総合研究所運営費	独立行政法人酒類総合研究所運営費交付金に必要な経費	1,142	1,064	△ 77
国税庁計		720,456	716,423	△ 4,033

（注）1　各年度とも当初予算額である。
　　2　四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第50表　　徴税費及びその使途別構成のすう勢

区分	人件費	旅費	物件費	施設費	委託費	その他	計	国税庁扱い収入 租税及び印紙税	徴税費 税収百円当たり
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	円
実額									
平成18年度	569,504	9,671	115,289	2,444	0	5,687	702,595	49,295,688	1.43
平成19年度	570,580	9,697	118,165	2,723	0	5,522	706,688	47,578,590	1.49
平成20年度	566,034	9,489	121,410	3,137	0	739	700,809	40,979,107	1.71
平成21年度	557,126	9,143	119,980	5,023	0	907	692,179	35,828,437	1.93
平成22年度 当初予算額	579,422	9,979	121,908	2,910	0	846	715,065	33,966,709	2.11
平成22年度 補正後予算額	579,422	9,979	120,650	2,910	0	846	713,807	36,930,577	1.93
平成22年度 決算額	540,341	8,658	117,266	2,753	0	750	669,768	38,340,741	1.75
	%	%	%	%	%	%	%		
構成比率									
平成18年度	81.1	1.4	16.4	0.3	0.0	0.8	100.0	－	－
平成19年度	80.7	1.4	16.7	0.4	0.0	0.8	100.0	－	－
平成20年度	80.8	1.4	17.3	0.4	0.0	0.1	100.0	－	－
平成21年度	80.5	1.3	17.4	0.7	0.0	0.1	100.0	－	－
平成22年度 当初予算額	81.0	1.4	17.1	0.4	0.0	0.1	100.0	－	－
平成22年度 補正後予算額	81.2	1.4	16.9	0.4	0.0	0.1	100.0	－	－
平成22年度 決算額	80.7	1.3	17.5	0.4	0.0	0.1	100.0	－	－
指数									
平成18年度	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	－
平成19年度	100.2	100.3	102.5	111.4	0.0	97.1	100.6	96.5	－
平成20年度	99.4	98.1	105.3	128.4	0.0	13.0	99.7	83.1	－
平成21年度	97.8	94.5	104.1	205.5	0.0	15.9	98.5	72.7	－
平成22年度 当初予算額	101.7	103.2	105.7	119.1	0.0	14.9	101.8	68.9	－
平成22年度 補正後予算額	101.7	103.2	104.7	119.1	0.0	14.9	101.6	74.9	－
平成22年度 決算額	94.9	89.5	101.7	112.6	0.0	13.2	95.3	77.8	－

（注）1　使途別区分は、次による。

(1)　人件費　　職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、委員手当、常勤職員給与、非常勤職員手当、休職者給与、短時間勤務職員給与、公務災害補償費、退職手当、児童手当、こども手当、国家公務員共済組合負担金、基礎年金国家公務員共済組合負担金

(2)　旅費　　職員旅費、政府開発援助職員旅費、税務調査旅費、不服審査旅費、滞納処分旅費、研修旅費、赴任旅費、外国税務調査旅費、委員等旅費、外国人招へい旅費

(3)　物件費　　庁費、政府開発援助庁費、情報処理業務庁費、校費、税務特別庁費、証紙製造費、通信専用料、電子計算機等借料、土地建物借料、招へい外国人滞在費、各所修繕、捜査費、自動車重量税、成果重視事業国税電子申告・納税システム開発運用費

(4)　施設費　　施設施工旅費、施設施工庁費、施設整備費、不動産購入費

(5)　委託費　　税務委託費

(6)　その他　　諸謝金、政府開発援助諸謝金、報償費、褒賞品費、国有資産所在市町村交付金、交際費、賠償償還及払戻金、保証金、国有特許発明補償費、換地清算金

2　平成21年度以前「税収百円当たり徴税費」は、各年度とも決算額である。

3　四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

第51表　　国税に関する不服申立制度及び訴訟の概要

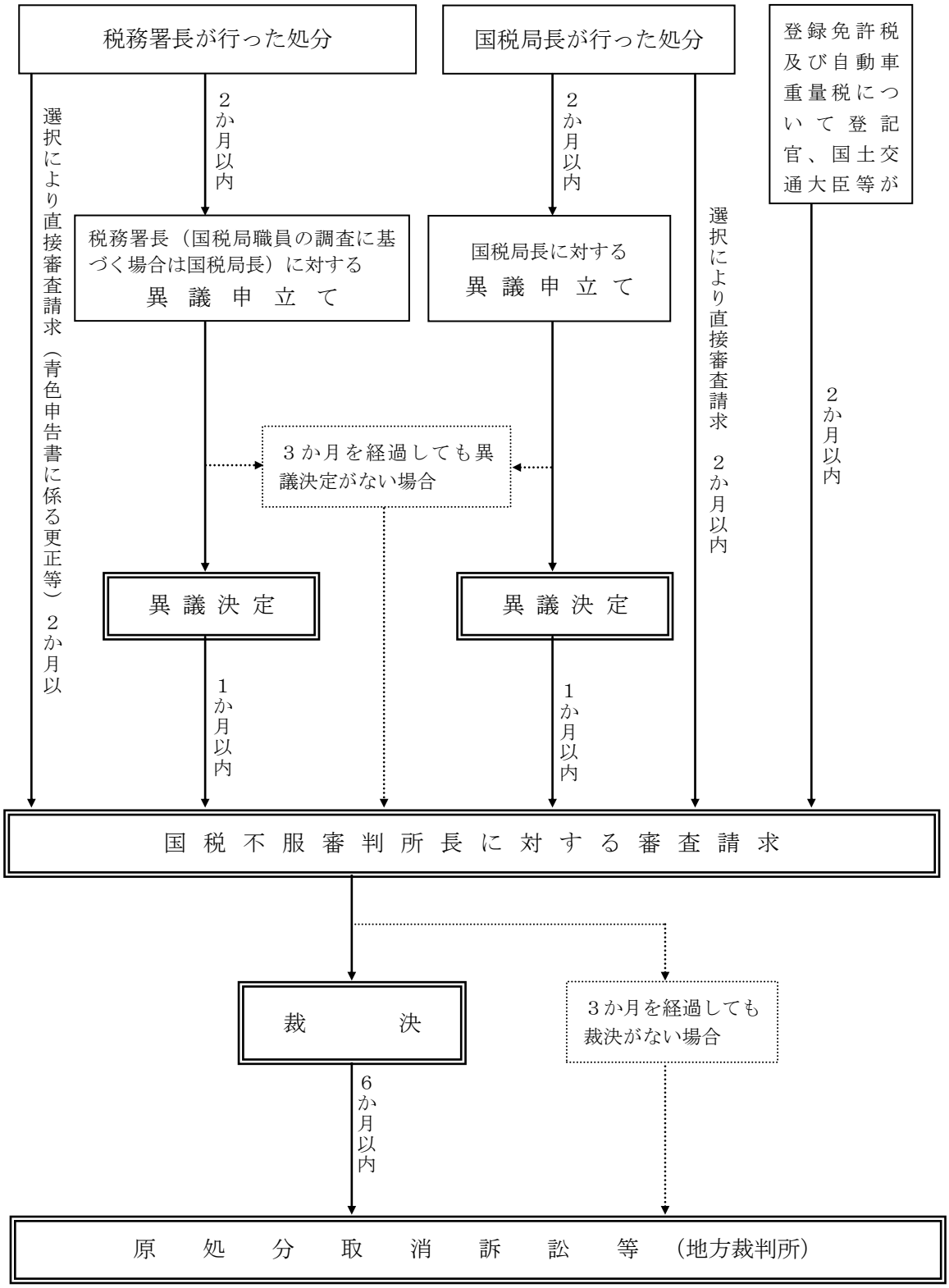

３　参 考 資 料

財務省訓令第12号

国 税 庁 長 官

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令を次のように定める。

平成13年１月６日

財務大臣　宮　澤　喜　一

国税庁の事務の実施基準及び準則に関する訓令

（訓令の目的）

第１条　この訓令は、中央省庁等改革基本法（平成 10 年法律第 103 号）第 16 条第６項第２号の規定に基づき、国税庁の事務の実施基準及び準則を定めることを目的とする。

（国税庁の所掌事務）

第２条　国税庁は、財務省設置法（平成 11 年法律第 95 号）第 20 条に定める事務を所掌し、別表に掲げる法律を執行する。

（事務の実施基準）

第３条　国税庁は、その所掌する事務の実施に当たり、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現するため、納税環境を整備し、適正かつ公平な税務行政を推進することにより、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るとともに、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを基準とする。

（準則）

第４条　国税庁は、前条の基準にのっとり、次の各号に掲げる事項を準則とし、透明性と効率性に配意しつつ事務を行うものとする。

一　内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ　納税環境の整備

(ｲ) 申告及び納税に関する法令解釈及び事務手続等について、納税者に分かりやすく的確に周知すること。

(ﾛ) 納税者からの問い合わせ及び相談に対して、迅速かつ的確に対応すること。

(ﾊ) 租税の役割及び税務行政について幅広い理解及び協力を得るため、関係省庁等及び国民各

層からの幅広い協力及び参加の確保に努めていくこと。

ロ　適正かつ公平な税務行政の推進

(ｲ) 関係法令を適正に適用すること。

(ﾛ) 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査及び指導を実施することにより誤りを確実に是正すること。

(ﾊ) 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収すること。

(ﾆ) 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正かつ迅速に対応すること。

二　酒類業の健全な発達を図ることについては、次に掲げるところによる。

イ　酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究及び開発並びに酒類の品質及び安全性の確保を図ること。

ロ　酒類に係る資源の有効な利用の確保を図ること。

三　税理士業務の適正な運営の確保を図ることについては、次に掲げるところによる。

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという使命を負っている。これを踏まえ、税理士が申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努めること。

附則

この訓令は、平成13年１月６日から施行する。

（別表省略）

国　税　庁　の　使　命

使命	納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任　　務

・上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第19条に定められた任務を、透明性と効率性に配意しつつ、遂行する。

１　内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

（１）納税環境の整備

①　申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。

②　納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。

③　租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

（２）適正・公平な税務行政の推進

①　適正・公平な課税を実現するため、

イ　関係法令を適正に適用する。

ロ　適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でないと認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。

ハ　期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。

②　納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

２　酒類業の健全な発達

①　酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。

②　酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

３　税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行　動　規　範

・上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

（１）任務遂行に当たっての行動規範

①　納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。

②　納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。

③　税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。

④　調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。

⑤　悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

（２）職員の行動規範

①　納税者に対して誠実に対応する。

②　職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。

③　職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今　後　の　取　り　組　み

・高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

税務運営方針（昭和51年４月１日）

第　一　総　論

１　税務運営の基本的考え方

租税は、国民が生活を営んでいく上で必要な公共的経費に充てるため、各自が負担するものである。

税務行政の使命は、税法を適正に執行し、租税収入を円滑に確保することにあるが、申告納税制度の下における税務行政運営の課題は、納税者のすべてがこのような租税の意義を認識し、適正な申告と納税を行うことにより、自主的に納税義務を遂行するようにすることである。税務運営においては、この課題の達成を究極の目標として、その基盤を着実に築き上げていくことを、その基本としなければならない。

このような理念に立って、税務運営の基本的考え方を示すと、次のとおりである。

⑴　納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うような態勢にすること

……近づきやすい税務署にすること……

納税者が自ら進んで適正な申告と納税を行うようになるには、納税者が租税の意義を理解し、その義務を自覚するとともに、税法を理解し、正しい計算のために記帳方法などの知識を持つことが必要である。このため、広報、説明会、税務相談などを通じて、納税についての理解を深め、税法等の知識を普及するとともに、記帳慣習を育成することに努める。特に課税標準の調査に当っては、事実関係を的確には握し、納税者の誤りを是正しなければならないことはもちろんであるが、単にそれにとどまらないで、それを契機に、納税者が税務知識を深め、更に進んで納税意識をも高めるように努めなければならない。

このように、申告納税制度の下では、納税者自らが積極的に納税義務を遂行することが必要であるが、そのためには、税務当局が納税者を援助し、指導することが必要であり、我々は、常に納税者と一体となって税務を運営していく心掛けを持たなければならない。

また、納税者と一体となって税務を運営していくには、税務官庁を納税者にとって近づきやすいところにしなければならない。そのためには、納税者に対して親切な態度で接し、不便を掛けないように努めるとともに、納税者の苦情あるいは不満は積極的に解決するよう努めなければならない。また、納税者の主張に十分耳を傾け、いやしくも一方的であるという批判を受けることがないよう、細心の注意を払わなければならない。

⑵　適正な課税の実現に努力すること

国民の納税道義を高め、適正な自主申告と納税を期待するには、同じような立場にある納税者はすべて同じように適正に納税義務を果すということの保証が必要である。このため、申告が適正でない納税者については、的確な調査を行って確実にその誤りを是正することに努め、特に悪質な脱税に対しては、厳正な措置をとるものとする。

なお、このようにして適正な課税を実現することが、また、法の期待する負担の公平を図り、円滑に租税収入を確保するゆえんのものであることを忘れてはならない。

⑶　綱紀を正し、明るく、能率的な職場をつくること

国民の納税道義を高め、税務に対する納税者の信頼と協力をかち得るため、税務における職務の執行は、最も公正でなければならないし、職場における執務態勢は、規律正しく、明るくかつ能率的でなければならない。職員は、各自が国家財政を担っているということを自覚し、職場に誇りを持ち、厳正な態度で自らを律しなければなら

ない。そのことがまた、納税者にとって近づきやすい税務官庁にするゆえんでもある。

また、すべての職員が自発的かつ積極的に、それぞれの能力を十分に発揮しながら、打ち解けて明るい気持で勤務できる職場をつくるよう、管理者はもちろん、職員の一人一人が努力しなければならない。

2　事務運営に当っての共通の重要事項

⑴　調査と指導の一体化

イ　申告納税制度の下における税務調査の目的は、すべての納税者が自主的に適正な申告と納税を行うようにするための担保としての役割を果すことにある。すなわち、適正でないと認められる申告については、充実した調査を行ってその誤りを確実に是正し、誠実な納税者との課税の公平を図らなければならない。

更に、調査は、その調査によってその後は調査をしないでも自主的に適正な申告と納税が期待できるような指導的効果を持つものでなければならない。このためには、事実関係を正しくは握し、申告の誤りを是正することに努めるのはもちろんであるが、それにとどまることなく、調査内容を納税者が納得するように説明し、これを契機に納税者が税務知識を深め、更に進んで将来にわたり適正な申告と納税を続けるように指導していくことに努めなければならない。調査が非違事項の摘出に終始し、このような指導の理念を欠く場合には、納税者の税務に対する姿勢を正すことも、また、将来にわたって適正な自主申告を期待することも困難となり、納税者の不適正な申告、税務調査の必要という悪循環に陥る結果となるであろう。

ロ　他方、現状においては、記帳に習熟していないことなどから、自らの力では正しい申告を行うことが困難な納税者が多く、また、問題点を指摘し、又は助言することによって適正な申告が期待できる納税者も少なくない。このような納税者について、何らの指導もしないでその申告を待つことは、自主的に適正な申告ができる納税者を育成していくためにも、また、調査事務を重点的、効率的に運営していく見地からも適当でない。従って、このような納税者については、必要に応じて、記帳、決算、課税標準の計算などについて、個別的又は集団的に指導を行う。

この場合においても、その納税者の実態を的確には握していないと、効果的な指導をすることは難しい。また、同業者など類似の納税者の経営諸指標との対比で説明しなければ説得力を欠く場合が多い。従って、このような指導を行うに当っても、その納税者の実態をは握し、あるいは、業種別の経営の実態を知るために、必要な調査を的確に行っておくことが肝要である。

⑵　広報活動の積極化

イ　広報は、申告納税制度の基盤を築き上げていく上で、調査及び指導と並んで重要な意義を持つものである。

広報のねらいは、このような目的との関連で、①納税道義の高揚を図ること　②税法、簿記会計等税務に関する知識の普及と向上を図ること　③申告期限、納期限等について、納税者の注意を喚起すること　④納税者と税務当局との相互の理解を深め、両者の関係の改善を図ること、に大別される。

広報活動の展開に当っては、そのねらいを明確にし、ねらいに即して対象、テーマ、時機及び媒体などを適切に選ぶことが肝要である。

(イ)　納税道義の高揚をねらいとする広報は、国民一般を対象とし、租税が国の財政にとってどのような意義を持っているか、租税が国民生活にどのように還元されているか、国民の各階層がどのように税を負担しているか、また、これらが諸外国でどうなっているか、などをテーマとし、現代民主主義国家

における租税の意義、福祉国家における租税の重要性などに対する国民一般の理解を深めることによって、国民の納税義務に対する自覚を高めることに資する。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれの分野で行うものとするが、特に庁は、各種の資料を局署に提供するほか、テレビ、ラジオ、新聞等の広域的な広報媒体を通じて、全国的な広報活動を行う。

なお、小学校の児童や中学校・高校の生徒に対して、租税に関する正しい知識を広めることは、納税道義の高揚に寄与するところが大きいので、各種の学校に対し租税教育用教材を提供することに努めるほか、教師の租税及び財政に関する研究の便を図ることにも配意する。

(ﾛ) 税務に関する知識の普及と向上をねらいとする広報は、納税者の所得などの規模、税務についての知識の程度などに応じて、税法、記帳、税額の計算方法など、実務上必要な知識を平易な表現で提供し、自主的に正しい申告と納税を行える納税者を多くすることに努める。

このような広報活動は、庁局署がそれぞれ担当するものとし、庁局は、主として、テレビ、ラジオ等を利用する広域的な広報を担当するほか、局署に対し、パンフレットなどの資料を提供する。署は、主として、各種の講習会や説明会を開催し、地域的な広報を行う。

なお、税務大学校における租税の理論的研究の成果を積極的に発表し、税制の理念、租税の理論についての国民の理解を深めることに努める。

(ﾊ) 申告期限、納期限等については、庁局署がそれぞれ効果的な時機と効率的な媒体を選び、その周知の徹底を図る。

(ﾆ) 納税者と税務当局との関係の改善を図る広報としては、納税者にとって近づきやすく、また、納税者に信頼される税務署というイメージをつくることが特に必要である。このため、納税者に税務行政の現状等を紹介して、税務に対する理解を得ることに努めるとともに、特に税務に携わる職員のすべてが自ら広報担当者であるという心掛けを持って、納税者に接するようにしなければならない。

ロ　税務の広報は、実施に当って様々な制約が多く、ともすれば消極的な姿勢に陥る傾向がある。従って、庁局署の幹部は、広報のテーマ、発表内容、時機などについて、自ら責任を持って適切な判断を下し、積極的かつ効果的な広報を行うことに努める。

ハ　広報活動を行うに当っては、税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体の協力を得るように努める。

(3) 税務相談活動の充実

納税者が自ら積極的に納税義務を遂行するためには、納税者が気軽に相談できるような税務相談体制を整備することによって、納税者を援助することが大切である。このため、テレホンサービスの拡充、地区派遣相談官制度の増設等国税局税務相談室の機能を一層充実し、併せて税の相談日による面接相談の活用を図るとともに、税理士会等関係民間団体が行う税務相談との緊密な連携に配意する。

イ　税務相談に当っては、正確で適切な回答をするとともに、納税者の有利となる点を進んで説明し、納税者に信頼感と親近感を持たれるように努める。また、苦情事案については、納税者が苦情を申立てざるを得ないこととなった事情を考え、迅速、適切に処理する。

ロ　税務相談室においては、それぞれの実情に応じて最も効果的な方法で相談事務の一層の充実を図るとともに、苦情事案については、特に優先的に処理するよう配慮する。

ハ　税務署における税務相談については、「税の相談日」のあり方に更に一段と工夫を凝らし、納税者の利用の便に配慮する。

また、苦情事案については、幹部職員がこれに当り、積極的に解決に努める。

⑷　納税者に対する応接

イ　税務という仕事の性質上、納税者は、税務官庁をともすれば敷居の高いところと考えがちであるから、税務に従事する者としては、納税者のこのような心理をよく理解して、納税者に接することが必要である。

このため、税務署の案内や面接の施設の改善に努め、納税者が気楽に税務相談に来ることができるよう配慮するとともに、窓口事務については、納税者を迎えるという気持になって、一層の改善に努める。また、国税局の税務相談室及び税の相談日がより一層利用されるようにする。

なお、納税者に来署を求めたり、資料の提出を求めたりする場合においても、できるだけ納税者に迷惑を掛けないように注意する。

ロ　納税者の主張には十分耳を傾けるとともに、法令や通達の内容等は分かりやすく説明し、また、納税者の利益となる事項を進んで知らせる心構えが大切である。

ハ　税務行政に対する苦情あるいは批判については、職員のすべてが常に注意を払い、改めるべきものは速やかに改めるとともに、説明や回答を必要とする場合には、直ちに適切な説明や回答を行うよう配慮する。

⑸　不服申立事案の適正かつ迅速な処理

イ　不服申立ての処理に当っては、原処分にとらわれることなく、謙虚に納税者の主張に耳を傾け、公正な立場で適切な調査を行い、事実関係の正しいは握、法令の正しい解釈適用に努めるとともに、事案の早期処理を図り、納税者の正当な権利、利益の保護に欠けることのないように配慮する。

特に、国税不服審判所においては、それが税務行政部内における第三者的機関として設けられている制度的趣旨に顧み、その運用に当っては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かしながら、充実した合議を行い、権利救済の十全を期する。

ロ　不服申立事案の適正、円滑な処理を通じて反省を行い、税務行政の改善に努める。

また、広報活動を活発に行って、納税者のための権利救済制度の周知に努める。

⑹　部内相互の連絡の緊密化

経済取引の多様化、広域化等につれ、税務部内における横の連絡を緊密にすることがますます必要となっている。横の連絡が十分でないと、仕事にそごを来し、事務処理の遅延、課税漏れ、徴収漏れ等を来す原因となり、また、納税者に迷惑を掛け、税務の信用を失うことにもなる。

従って、事務計画の作成に当っては、関係部門と十分な連携をとるとともに、個々の事務処理に当って、各自が常に関係部門との連絡に配意することが必要である。また、幹部会、賦課徴収連絡会議等の会議を効果的に運営し、関係部門間の緊密な連絡に努める。特に、資料及び情報の収集活用、関連調査などについて、関係部門間の積極的な連携を図る。

⑺　地方公共団体及び関係民間団体との協調

イ　地方公共団体とは、相互に資料・情報の交換を行うなど連絡を密にし、適正な課税の実現に協力するとともに、それぞれの事務が一層効率的に運営されるように努める。

ロ　税理士会、日本税務協会、青色申告会、法人会、間税協力会、納税貯蓄組合、商工会議所、商工会等の関係民間団体との協調を図るとともに、これらの団体相互の協力態勢にも十分に配意して、

納税者特に小企業者の記帳指導等を積極的に推進する。

ハ　税務の公正円滑な運営を期するためには、税務当局と納税者との間において税理士が果す役割は極めて重要である。関係部課は相互に連絡を密にし、税理士業務が適正に運営され、その機能が健全に発揮されるように努めなければならない。

⑻　電子計算組織の利用と事務合理化の推進

事務量の増大と取引態様の複雑化等事務内容の高度化に対応して、事務運営の効率化を図るため、電子計算組織の利用と事務の簡素合理化を進める。

イ　手作業を機械によって代替し省力効果を生み出すための申告所得税及び法人税の内部事務並びにこれら両税の債権管理事務の電子計算処理等既に実施中の各種システムについては、更に改善合理化に努め、着実に拡大していくこととする。

ロ　最近における電子計算組織利用技術の発展にかんがみ、①調査、滞納処分等の外部事務を支援するシステム　②各段階の管理者ごとに適時適切な情報を提供し、その意思決定を改善するためのシステム　③税務行政の長期的な計画の立案を可能ならしめるシステム等電子計算組織を高度に利用するシステムの開発を進めるよう努力する。

ハ　庁局の通達を平易で明解なものにするとともに、必要最小限度のものにとどめるほか、既存の通達の整理統合を図る。

ニ　事務の簡素、合理化を一層強力に推進するため、引続き事務提要、帳簿様式等に検討を加え、その改善を図るほか、庁局に対する報告、上申事項等の整理統合に努める。また、事務の管理方式、実施の手順等についても、更に検討を加える。

3　組織管理と職場のあり方

⑴　庁局署の関係

イ　庁局署は、それぞれの立場に応じてその役割を遂行し、相互に信頼し、一体となって税務の運営に当らなければならない。

(ｲ)　税務行政は、社会経済の発展、変化に適応していかなければならない。税務行政を取巻く諸条件の現状及び将来の的確な見通しの上に立って、予想される税務行政上の諸問題に対処していくため、定員及び機構、職員の採用及び養成、人事、事務の機械化、施設などについて長期の計画を立案し、着実な遂行に努めることは、庁の重要な任務である。

局は、管内の社会経済の見通しと庁のこの長期計画の下で、その局において予想される諸問題に対処するため、必要な事項について長期の対策を立て、実施していかなければならない。

なお、庁局は、税務行政のより一層円滑な運営に資するため、税務行政上の制度、慣行についてその改善に努めることとする。

(ﾛ)　庁は、税務運営の基本方向を示すとともに、事務運営の重要事項を指示し、局は、これに基づき、その事務の現状及び社会経済の実態に即して、署に対し事務運営の具体的施策を指示する。

庁局が事務運営について局署に指示する場合には、その基本的な考え方を明確に、かつ、分かりやすく指示し、実施の方法などについては大綱だけを示し、局署が創意と自主性を持って、それぞれの実情に即し最も効率的に事務を遂行できるようにしなければならない。

(ﾊ)　法令の解釈及び適用を統一することは、税務にとって基本的なことであり、庁あるいは局の重要な任務である。また、税務の行政水準について地域間あるいは事務間の均衡を図ることも、税務にとって重要な課題である。庁及び局は、事務視閲及び調査事績検討会などを通じて、局署及び各事務の行政水準をは握することに努めなければならない。なお、税務の行政水準をより適切には握する方

法についても、検討を進めることが必要である。

地域間及び事務間で税務の行政水準の均衡を図るために重要なことは、定員の配置及び人事などを適切にすることである。庁局は、定員、機構及び人事が、局署及び各事務の実態並びに社会経済の発展、変化に即して常に適切なものとなるようにしなければならない。

ロ　庁局が局署を指導するに当っては、計数に表れた事績だけでその事務運営を評価することをしないで、例えば、①事務運営が全体として税務運営の基本方向にのっているかどうか　②事務計画が局署の実態からみて適切であるかどうか　③事務運営に当って管理者の処置が適切かどうか　④定員の配置及び人事、予算措置などが適切かどうか　⑤職員各自が積極的意欲を持って仕事に取組んでいるかどうかなど、庁局署が一体となって事務改善の方策を見出すという観点から指導することに努める。

なお、事務運営における総合性を確保し、責任体制を明確にするため、庁局の局署に対する重要な指示は、局長又は署長を通ずることを原則とする。

ハ　庁局は、会議その他の機会において局署の実情や法令通達などについて局署の意見や進言が自由に表明されるよう配慮するとともに、適切な意見は積極的に採り入れ、その実現を図る。

また、会議等の開催に当っては、マンネリ化した会議等はないか常に見直しを図り、真に必要と認められる会議等に限り開催するように努め、可能な限り会議等の整理縮少を図る。

⑵　適正な事務管理と職員の心構え

イ　管理者は、職員のすべてがそれぞれの適性を生かしてその能力を十分発揮できるようにするとともに、すべての職員が互いに打ち解け、互いに助合い、明るいふんい気で仕事ができるような職場をつくることに努めなければならない。

このため、事務運営の方針、計画を決定するのはもとより管理者の職務と責任であるが、管理者は、努めて職員と対話の場を持ち、職員の建設的な意見を事務運営面に採り入れるように努め、職員が参加意識を持って職務に当ることができるよう心掛けなければならない。また、そのような接触を通じて職員の実情をよく理解することに努め、親身になって部下の指導に当ることが大切である。

なお、管理者は、常に研さんを積み、識見を広め、管理能力を高め、部下職員の範となるよう努めなければならない。

ロ　各職員は、税務運営の基本的な考え方をよく認識し、各自の一つ一つの事務処理が税務運営全体に持つ意義を自覚して、積極的にそれぞれの創意工夫を凝らして職務の遂行に当るようにしなければならない。

また、税務は高度な専門的知識と経験とを必要とする仕事である。従って、このような事務に従事する職員は、税法の知識及び税務に関する技術的能力の向上に努め、おう盛な責任感を持って、事務処理に当らなければならない。特に、専門官は、このような専門的知識と経験を兼ね備えた職員として、税務の中核的存在であることを認識し、その責任を十分自覚して、その職務の遂行に当らなければならない。

なお、納税者の税務に対する信頼と協力を得るためには、日々納税者に接する職員が、ただ単に税務の専門家であるだけでなく、人間的にも信頼されることが要請される。従って、職員は、常に常識を豊かにし、品性を高めるよう心掛けなければならない。

ハ　特に、署にあっては次の点に留意する必要がある。

(イ)　署長は、管内の納税者の状況、その署の職員の実態等を的確には握するとともに、専門官制度を柱とする署の機

構が全体として有機的かつ効率的にその所期の機能を発揮するように努める。更に、その事務運営が税務運営の基本方向に沿って着実に行われるよう、署務の全般を方向付けし、調整し、推進するとともに、その結果を的確に見極めていかなければならない。

(ロ) 特別国税調査（徴収）官はその豊富な知識と経験を生かして、自ら積極的に調査、滞納整理等に当ることとし、その執務を通じて専門官全体の模範となることが必要である。

(ハ) 課長及び統括官は、各部門の事務遂行の責任者として署長の意図を体し、適切な計画の下に、部下職員を指揮して、的確な事務運営に努めなければならない。このため、事務の管理に当っては、重複した管理や不必要に細かい管理を行うことによって、管理事務が増大し、職員の自主性が減殺されて、効率的な事務運営が損われることがないように配意しなければならない。また、課長及び統括官は、部下職員の個々の案件の処理が適正に行われるよう、必要な指導と指示を行う。

⑶ 職員の教育訓練

イ 職員の資質の向上を図ることは、税務運営を円滑適正に行うための基礎となるものである。管理者は、日常の事務を通じて職員を指導するとともに、職場研修等を計画的に実施して、職員の職務遂行能力の向上を図るよう努める。

なお、経験年数の少ない職員に対しては、個別指導を適切に行うよう特に配意する。

ロ 税務大学校においては、教育内容の一層の改善合理化を図り、税務行政における諸情勢の推移に即応した各種研修等を計画的に実施して、職員の資質の向上に寄与するよう格別の配慮を行う。管理者に対する監督者研修についても、これを充実して管理者の管理能力の向上を期する。

なお、税務大学校における租税理論及び税法の運用に関する研究体制を整備強化することにより、租税理論の研究水準の向上と職員の教育訓練の充実に資する。

⑷ 綱紀の粛正

一部の職員の間に起きた不正事件であっても、それは、税務行政全般の信用を傷つけるものである。

税務行政に携わる職員は、一人一人が公務員としての責任と税務職員としての職務の重要性について、常に自覚を新たにするとともに、誘惑の多い職場であることに顧み、平素から細心の注意を払い、いやしくも不正事件を引起すようなことがあってはならない。

また、管理者は、部下職員の範として自らを律しなければならないことはもちろん、部下職員に対しては、単に職場における業務上の監督指導を行うだけでなく、職員の身上を常には握するとともに、職場に正しい倫理観を確立して非行の未然防止に努め、万一事件が発生した場合には、機を失することなく所要の措置を講ずるとともに、速やかに実情を調査した上、厳正に処置する。

⑸ 職場秩序の維持

職員は、税務職員としての職責を自覚し、国家公務員法等に定める服務規律を遵守して良識ある行動をとるとともに、それぞれの職務に専念し、職場秩序が整然と維持されるよう努めなければならない。

管理者は、平素から部下職員の指導訓練を通じて、職員の自覚を高め、職場秩序の確立に努めるとともに、職場の秩序を乱す行為に対しては、厳正な態度をもって臨まなければならない。

⑹ 職場環境の整備

イ 納税者にとって近づきやすい税務署とするためにも、また、職員が明るい気持で能率よく仕事を行うためにも、職場環境の整備が必要である。このため、庁舎の施設、備品等の整備改善に一層の努力

を払うとともに、整理整とん、火災盗難の防止その他適正な管理に十分配意する。

ロ　住宅事情が職員の勤務意欲に重大な影響を及ぼすことに顧み、宿舎の増設及び質的向上に努め、職員の住居の安定を図る。

⑺　職員の健康管理

イ　明るく、能率的な職場をつくるには、職員が健康であることが重要である。このため、診療所の医療施設等を充実するとともに、健康管理を適正に実施し、疾病の早期発見と疾患者に対する健康指導の徹底を図り、また、休暇等職員の休養について適切な配意をし、職員の健康の保持増進に万全を期する。

殊に40歳以上の職員が全職員の約半数を占め、高齢化する傾向にある現在、いわゆる成人病といわれる疾病の早期発見のため、健康診断の充実を期する。

ロ　職員の元気を回復し、職員相互の連帯感を高めるため、職員の意向及び事務の繁閑に配意しながら職場におけるレクリェーション活動を活発に実施する。なお、レクリェーション指導者の養成にも一層の努力を払う。

また、明るく健康な職場とするための福利厚生施設の拡充に努める。

第　二　各　論

1　直税関係

⑴　直税事務運営の目標と共通の重点施策

直税事務は、社会の各層にわたる極めて多数の納税者を対象とし、加えて、納税者の生活や業務に直接影響するところが大きい所得又は資産などを課税の対象としていることから、その運営の適否は、単に直税事務にとどまらず、広く税務行政全般に対する信頼感、ひいては国民一般の納税道義に影響を持つものである。

従って、直税事務を適正に運営し、もって納税者間の負担の公平を図ることは、税務行政全体にとって極めて重要なことである。

申告納税制度の下における直税事務の目標は、すべての納税者が自ら正しい申告を行うようにすることにある。

このため、事務の運営に当っては、納税者の税歴、所得又は資産の規模、税額などに応じて、それぞれの納税者に即した調査と指導を一体的に行うことが必要である。

このような見地から、直税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ　青色申告者の育成

自主的に正しい申告のできる納税者を育成するについて、その中核をなすものは青色申告であるから、青色申告者の増加と育成に一層努力する。

このため税理士会との協調を図りつつ、商工会議所、商工会、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携強化を更に進め、これらの団体の指導を通じて、納税者の記帳慣行の醸成と自主的な申告納税の向上が行われるようにする。

ロ　調査の重点化

限られたか働量で最も効率的な事務運営を行うため、調査は納税者の質的要素を加味した上、高額な者から優先的に、また、悪質な脱漏所得を有すると認められる者及び好況業種等重点業種に属する者から優先的に行うこととする。

このため、調査の件数、増差割合等にとらわれることなく、納税者の実態に応じた調査日数を配分するなど、機動的、弾力的業務管理を行うよう留意する。

ハ　調査方法等の改善

税務調査は、その公益的必要性と納税者の私的利益の保護との衡量において社会通念上相当と認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものであることに照らし、一般の調査においては、事前通知の励行に努め、また、現況調査は必要最小限度にとどめ、反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められる場合に限って行うこととする。

なお、納税者との接触に当っては、納

税者に当局の考え方を的確に伝達し、無用の心理的負担を掛けないようにするため、納税者に送付する文書の形式、文章等をできるだけ平易、親切なものとする。

また、納税者に対する来署依頼は、納税者に経済的、心理的な負担を掛けることになるので、みだりに来署を依頼しないよう留意する。

二　有効な資料・情報の収集とその活用

資料・情報は、調査対象の選定、調査ポイントの抽出などに役立つことにより、調査事務を効率化するとともに、各税事務を有機的に結び付け、調査の内容を充実するものであるので、その収集に当っては、活用効果が特に大きいと認められるものに重点を置き、調査に当っては、収集した資料・情報を十分活用することに努める。また、この趣旨を生かすよう、その事績についても的確な管理を行う。

ホ　納税秩序の維持

税務調査は、納税者相互間の負担の公平を図るため、国民からの信託を受けてこれを実施するものであり、すべての納税者は、本来その申告の適否について調査を受ける立場にある。従って、各種の妨害行為をもって税務調査を阻む者に対しては、納税秩序を維持し、かつ、課税の適正を期するため、これらの妨害行為に屈することなく、的確な調査を行い、一般納税者との間に、不均衡が生ずることのないよう特段の配意をする。

ヘ　各事務系統の連携の強化

直税各税の事務は、経済活動の高度化とともに、ますます密接な関連を持ってきていることに加え、部門制の採用による事務の専門化と統括官の増加により、直税事務を一体的に運営することの必要性がますます高くなってきている。従って、事務の運営に当っては、資料の効率的収集及び活用、同時調査、同行調査、連鎖調査の効果的な実施などにより、所得税、法人税及び資産税の各税事務が、有機的連携の下に行われるよう配意する。

なお、必要に応じ局署間、事務系統間の応援を積極的に行う。また、直税職員は、納税者の転出入に伴う処理その他徴収部門に対する所要の連絡を迅速確実に行うことはもちろん、徴収部門から賦課交渉があった場合などには、速やかに見直しなど所要の処理を行い、あるいは調査等で知り得た徴収上参考となる事項を確実に徴収部門に連絡するなど、徴収事務との連絡協調に努める。

ト　事務管理のあり方

事務の管理に当っては、重複した管理を行うことにより管理事務の増大を来すことのないよう、効率的な事務管理に努めるほか、次の諸点に配意する。

(ｲ)　事務計画の策定に当っては、職員、特に上席調査官等経験豊富な者の意見を聴取し、職員の建設的な意見を事務計画に採り入れるよう配意する。

(ﾛ)　事務の分担の付与に当っては、職員の経験、適性、事案の難易等を総合勘案し、適切な分担付与を行うことに努める。特に上席調査官には重要かつ困難な事案を付与する。

(ﾊ)　事務の進行管理に当っては、職員の創意工夫を生かすよう、職員の経験、能力、事案の内容等に応じて、それぞれ適切な管理を行うことに努める。

⑵　各事務の重点事項

イ　資料関係

(ｲ)　資料の収集については、調査事務との関連において、収集すべき資料の種類及びその収集先に工夫を凝らし、いたずらに収集枚数にとらわれることなく、調査に直結する有効な資料の収集に努める。特に、調査の過程でなければ得られない資料について、収集の徹底を図る。

また、管理者は、重点調査対象業種の選定に役立つ資料・情報の収集につ

いても、特段の配意をする。

(ﾛ) 資料の活用については、一枚の資料であっても関連する税目の調査にそれぞれ使用するなど、その多角的な活用に努めるものとする。また、調査は資料を十分に活用することによって深められるものであるから、管理者は、資料が確実に活用されているかどうかについて、徹底した管理を行う。

(ﾊ) 資料源の開発については、担当者が当るほか、一般の調査、法定資料の監査等の機会を通じて、積極的に有効資料源の開発に努める。

(ﾆ) 個々の資料・情報が関連して相互にその内容を補完し合い、納税者の実態は握に十分その効果を発揮するよう、資料・情報を長期にわたって蓄積し、継続して管理することに努める。

(ﾎ) 資料事務の運営に当っては、収集された資料の活用結果をは握し、どのような資料が有効か、また、どのような収集方法が効率的かについて分析を行い、じ後における資料収集事務の改善を図る。

ロ　所得税関係

申告納税制度の趣旨に沿った事務運営を行うため、次の点に配意しつつ事後調査体系の一層の定着に努める。

(ｲ) 納税者が、自ら課税標準について正しい計算を行い、また、その経営を合理化していくためには、日々の取引を正確に記録する慣習がその前提となる。

この記帳慣習を育成していくため、青色申告制度はその中核をなすものであるから、今後も引続き、青色申告者の増加に積極的に努力するとともに、適切な指導又は調査を通じて、青色申告者の質的水準の向上を図る。

なお、その普及及び指導については、地方公共団体及び関係民間団体の協力を積極的に求め、また、これらの団体の指導の対象となった事案については、それぞれの実情に応じ、その指導の効果が生かされるよう配意する。

(ﾛ) 確定申告期における納税相談は、そのための来署依頼を原則として行わず、申告書の作成に必要な事項について相談を行うこととし、納税者自身による自発的な申告の慣行を定着させるよう努める。

(ﾊ) 調査は、事後調査を主体として実施するが、調査対象選定のための申告審理事務は、細かいものを省略して効率的な処理を図るなど合理的運営に努める。

また、事後処理についても高額中心に行うとともに、適正申告を行う納税者を長期的に育成していく見地から運営する。

(ﾆ) 営庶業所得者については、白色申告者と青色申告者の別及び所得者層の別に応じて適切な指導及び調査を行うこととし、白色申告者に対しては青色申告者より高い調査割合を確保するとともに、高額所得者を中心として調査内容の充実に努める。

(ﾎ) その他所得者については、所得のは握が困難であるので、その管理及び調査について相当の努力をする必要がある。従って、調査技法の開発に努めるとともに、都会署におけるその他所得の調査事務量を増加し、適切な調査対象を選定し、充実した調査を行う。

(ﾍ) 一般農家に対する標準課税の事務及び農外所得のは握については、地方公共団体及び農業団体の積極的協力を求めることとし、特殊経営農家については、個別調査・指導方式による。

ハ　法人税関係

(ｲ) 申告納税制度の下での法人税事務は、自主的に適正な申告を行う法人を着実に育成することを目標としなければならない。

このため、個々の法人の申告内容を的確には握し、その内容に応じて質的な区分を行い、指導によって適正な申

告が期待できる法人に対しては、きめ細かな指導を根気よく行うとともに、他方、大口、悪質な不正を行っている法人又は不正計算を繰返している法人に対しては、常に徹底した調査を行い、調査を通じてその是正を図るなど、その実態に即した指導又は調査を行う。

(ﾛ) 法人の質的区分に応じた事務運営の体制は、年々の法人税事務の着実な積重ねの上にはじめて可能となるものであるから、法人に対する指導又は調査の際には握したその人的構成、帳票組織、内部けん制の状況等の情報は、申告内容の検討結果とともに、その都度確実に記録保存し、法人の長期的管理に資することに努める。

(ﾊ) 法人数が年々増加し、取引が大型化かつ複雑化している現状において、法人の実態を的確には握するためには、職員一人一人の創意工夫によって、事務処理の効率化を図る必要がある。

このため、事務分担の方式については、あらかじめ業種又は地域等により分担を定め、同一の職員に調査・指導対象の選定から調査・指導及びその事後措置に至る一連の事務を担当させることを原則とし、個々の職員の責任を明確にし、その能力を最大限に発揮できる体制を確立することに努める。

ニ　源泉所得税関係

源泉徴収制度の運営の適否は、源泉徴収義務者のこの制度に対する理解と認識のいかんによって影響されるところが大きいことに顧み、指導をその事務運営の基本として、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。また、管理が多元化している現状に対処し、源泉所得税事務に関する責任体制を明確にして、その事務処理の的確化が図られる管理体制を確立する。

このため、源泉所得税事務における施策の重点を次の諸点に置く。

(ｲ) 源泉徴収義務者のは握は、源泉所得税事務の基盤となるものであるから、あらゆる機会を通じて源泉徴収義務者を確実には握することに努める。また、その業種、業態、規模等に応じて適切な指導を行い、関係法令、通達等その制度の周知徹底を図り、優良な源泉徴収義務者の育成に努める。

(ﾛ) 法源同時調査及び所源同時調査の体制は、調査事務の効率的な運営、納税者感情などの見地から設けられたことに顧み、一層これを推進する。

源泉単独調査をはじめとするその他の事務については、専担制による事務運営の体制を確立し、これを中軸として源泉所得税事務に従事する職員の源泉徴収制度に対する認識を高め、事務処理の的確化に資する。

(ﾊ) 源泉所得税に関する事務を所掌する所得税及び法人税に関する部門並びに管理・徴収部門の各職員は、他の事務系統で所掌している事務との関連性を十分認識し、それぞれの事務が一体として運営されるよう、各事務系統間の連絡協調について特段の努力を払う。

ホ　資産税関係

国民の生活水準の向上、資産の蓄積の増大等に伴い、資産税の課税の適正化に対する社会的要請がますます大きくなっている。

従って、資産税事務の運営に当っては、次の諸点に配意して適正な課税の実現に努める。

(ｲ) 資産税事務について、限られた人員で適正かつ効率的な運営を行うため、事務又は事案の重要度に応じてか働量の重点的配分を行い、合理的な運営の徹底に努める。

この場合、例えば譲渡多発署にあっては譲渡所得事務に重点を置くなど、各署の実情に応じて各事務への適切な事務量の配分を行うほか、必要に応じ局員又は他署職員による応援を適切に

実施し、局署を通ずる機動的な事務運営に努める。

(ﾛ) 資産税関係の納税者は、関係法令などになじみが薄い場合が多いので、地方公共団体及び税理士会、農業協同組合等の関係民間団体を通じて積極的な広報活動を行い、関係法令等の周知を図る。

また、税の相談日、譲渡所得の集合説明会等の機会を活用して、自主的に適正な申告がなされるよう適切な指導を行うとともに、納付方法についても必要な説明をする。

なお、来署依頼による納税相談を実施する場合、その対象の選定に当っては、少額事案を極力省略して高額重点の考え方を徹底するとともに、その後の事務処理が効率的にできるように十分配意する。

(ﾊ) 調査事務量を確実に確保するため、納税相談事務の合理化、内部事務の簡素化など事務処理の一層の効率化に努める。

実地調査は、資産税の各税目を通じて脱漏税額の大きいと認められるものに重点を置き、各事案の内容に応じ必要かつ十分な調査日数を投下してこれを処理する。

特に譲渡所得事案については、事務年度内の処理の完結にこだわることなく、他事務系統との連携調査等又は同行調査を積極的に展開するよう配意する。

(ﾆ) 財産評価の適否は、相続税、贈与税の適正・公平な課税に極めて大きな影響を及ぼすものであるから、評価基準の作成に当っては、その精度の向上に努め、評価基準の適用に当っては、評価財産の個別事情に即応した的確な運用に配意する。

2　調査査察関係

⑴　調査課事務運営の目標と重点事項

調査課所管法人及びその役職員は、我が国経済界を主導する重要な役割を果しており、その社会的、経済的影響力は極めて大きく、それらの納税義務履行の動向が全納税者の納税道義に心理的効果を及ぼすという面からも、また、取引全体の公正明朗化を左右するという面からも、全納税者に与える影響は、極めて大きいといわなければならない。

従って、所管法人の実態を的確には握し、その法人に対し適正な課税を行い、また、必要に応じ役職員の当該法人と関連のある所得についても実態を明らかにし、その正しい課税の実現に資することは、全納税者の納税道義を高めるという税務行政の究極の目標を達成するために不可欠の課題である。

このような見地から、調査課の事務運営においては、所管法人の申告水準の向上を通じて、所管法人を含めた全納税者が自主的にその納税義務を履行する基盤を形成することをその究極の目的とし、次の事項を基本とする。

イ　不正所得等のは握

調査の基本目的は、取引の内容を解明してその実態をは握することにある。従って、調査に当っては、単なる期間損益の修正に意を用いすぎることなく、この目的に従って取引の実態をは握し、特に、大口、悪質な不正所得の発見に重点を置くこととする。

ロ　申告水準向上策の積極化

所管法人に対する充実した調査を基として、申告に対する姿勢の改善を図るよう十分な指導を行い、申告が優良な法人の育成に努める。

また、この指導の効果をその法人の所属業界、系列企業等に浸透させていくための施策を計画的かつ積極的に実施する。

ハ　不正取引に係る資料源開発

不正取引の多くが取引当事者相互間の通謀によっている現状に顧み、こうした不正取引を徹底的に解明し、その一連の

資料を収集することは、調査の充実のため不可欠の要件である。所管法人は、取引系列の中枢をなしており、また、取引範囲も広いので、全税務的見地から、これを資料源として積極的に開発するよう努める。

⑵　査察事務運営の目標と重点事項

査察事務は、税務行政の一環として、悪質な脱税に対する刑事責任を追及して納税道義の高揚を図ることにより、申告納税制度の維持とその健全な発展に資することを目標としており、査察に期待される役割は今後ますます増大するものと考えられる。

このため、査察事務の運営に当っては、次の点を基本とする。

イ　悪質、大口な脱税の摘発

査察事務の目的にかんがみ、真に社会的非難に値する悪質かつ大口な脱税の摘発に努めることとし、このため情報活動を一層充実し、情報源の新規開拓、情報技術の改善等を図って、査察対象の的確な選定を期する。

ロ　申告水準向上への十分な寄与

査察事務は、一般の税務運営の動向に即し、全税務的基盤に立って運営されるべきものであり、このため課税部門との密接な連携の下に査察の効果が申告水準の向上に十分寄与するよう配意する。

ハ　組織的、効率的な事務の推進

最近における脱税の広域化、手口の巧妙化に顧み、広域調査態勢の確立、調査技術の開発、向上等を図り組織的、効率的な事務運営に努める。

３　間税関係

⑴　間税事務運営の目標と共通の重点施策

間税事務運営においても、その目標は、もとより正しい自主的な申告と納税が行われるような態勢を確立することにある。このため、納税者に対して適切な指導を行うとともに、調査及び犯則取締りについては、納税者の実態に応じて一層の重点化を図る。

今後の社会経済の発展に伴い、経済取引の複雑化と広域化が進み、また、消費税関係を中心に課税対象が増加し、多様化するものと考えられる。これに伴い、間税行政の一層の多様化と高度化が要請されるが、税務行政全体の中における間税事務のあり方に配意しながら、この要請にこたえていくためには、間税事務全般にわたって、その刷新改善を進めることが必要である。

このような見地から、今後における間税事務の運営に当っては、次の諸点に施策の重点を置く。

イ　調査及び犯則取締りの重点化

調査事務については、網羅的又は画一的な運営に流れることのないよう、経営内容、取引形態、過去の諸事績などからみて必要度が高いと認められる調査対象を選定し、また、調査に当って重点を置くべき項目を抽出し、効率的かつ深度のある調査を行う。

また、犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に対象をしぼって実施する。なお、小口又は軽微な事案については、調査と指導に重点を置いて処理し、じ後における適正な申告と納税が得られるよう配意する。

ロ　調査事務の簡素化

調査事務の簡素化を図るため、的確な質的管理の下に重点的に調査対象を選定し、少額事案については極力調査省略を図るなど合理的な調査事務の運営に配意する。

ハ　広域運営の推進

間税関係の納税者の数、種類及び規模は、署によってかなり異なっており、このような傾向は今後とも大きくなるものと考えられる。従って、納税者に対する調査を各署単位で処理する事務方式では、大口又は重要な事案に対し徹底した調査及び犯則取締りを行うことが困難となる事態が生じ、また、間税職員の調査技能の向上の機会も十分に得られなくなるおそれがある。

このような事態に対処するため、調査

及び犯則取締りの広域的運営を進めていくものとし、局間税部監視部門による犯則取締りに加えて、局間税部調査部門において、大口又は複雑困難な事案に対する調査を行い、また、署段階における調査及び犯則取締りについても、署間の広域運営を積極的に推進する。

ニ　間税事務の一体的運営

間税関係の税目は多岐にわたっているので、事務計画の策定に当っては、各税目を通じて事務の重要度を総合的に判断し、重点的な計画を策定するよう配意する。また、間税事務にあっては、限られた職員が多くの税目を分担しているので、その執行に当っては、酒税、消費税を通ずる事務の一体的運営に努める。

ホ　直税間税統合統括官制署の犯則調査権限の適切な行使

直税間税統合統括官制度の下においては、職員が常時又は随時、直税及び間税の両者について調査権限を有することになるので、間税の犯則取締りのための収税官吏の権限の付与及び行使に特に慎重を期する。

⑵　各事務の重点事項

イ　酒税関係

(ｲ)　酒税調査は、酒類製造者に重点を置く。調査事務の運営に当っては、調査対象を十分検討して選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、重点的、効率的かつ深度のある調査を実施する。

なお、酒類の販売業者等に対する調査は、酒類製造者に対する調査を補完する観点から実施する。

また、有効な資料・情報を組織的かつ計画的に収集し、その活用を図ることとし、対象の選定を的確に行うよう配慮する。

(ﾛ)　犯則取締りは、大口かつ悪質な事案に重点を置いて行うものとし、取締りに当っては、早期に事案の全ぼうをは握して、適切な処理を図る。

なお、酒類の密造及び密輸入の防止のため、啓発宣伝と効果的な取締りを行う。

(ﾊ)　酒類販売業免許については、免許制度を必要とする行政目的に配意するほか、酒類流通の効率化及び消費者の利便を十分考慮し、適正かつ弾力的な運用に努める。

(ﾆ)　酒類業界を取巻く環境は極めて厳しく、今後は従来のような量的な拡大を期待することは困難であると認められる。

このような情勢に対処するため、業者及び業界は自主的な合理化努力を一層進めるとともに、節度ある生産と過当な販売競争の是正に努め、企業基盤の強化を図ることが要請される。

この考え方に基づき、業者及び業界団体に対し、適時適切な指導を行うこととする。

(ﾎ)　酒税保全担保の提供については、酒類業者の経営状況等を常に的確には握し、個々の実情に応じ、必要な限度において担保を徴求するようその運営に配意する。

ロ　消費税関係

(ｲ)　消費税は価格に織込まれて消費者へ転嫁される建前のものであるから、納税者に対し課否判定、課税標準の算定などについて適切な事前指導を行わなければ、じ後において事務執行上困難な問題が生ずるおそれがある。このため、庁局署は、関係業界の動向及び納税者の実態のは握に努め、新製品の開発、生産取引の形態の変化などに常に留意し、時宜に応じた的確な指導を積極的に行う。この場合、新規又は異例なものなど先例により難い事案については、庁局署の連絡を密にして、その取扱いの統一と迅速な処理を図る。

なお、業種に共通な事項については、業者団体、間税協力会業種別部会等を通じ効果的な指導を行う。

(ﾛ) 調査は、大口又は重要な事案を対象に重点的に実施する。このため、納税者の実態を十分には握し、資料・情報を積極的に活用して、適切に調査対象を選定するとともに、それぞれの実態に応じて調査項目を抽出し、効率的な調査を行う。この場合、全国的規模の事案については、庁の指導の下に局間の連携を密にして企業単位の調査を行う。

また、少額納税者については、調査を簡略化し、指導に重点を置いて処理する。

なお、適正な申告を行わず、税務調査を妨害する者に対しては、き然たる態度でこれに臨み、課税の適正と納税秩序の維持に努める。

(ﾊ) 犯則取締りについては、資料・情報活動を充実して的確に対象を選定するとともに、徹底した調査により早期にその全ぼうをは握し、適切な見通しの下に効率的に処理する。

なお、軽微な非違事項については、指導によりその誤りを是正させるように配意する。

(ﾆ) 資料・情報事務については、直税関係部門との連携を保ちつつ、組織的かつ計画的に有効な資料・情報の収集に努め、一元的な管理の下にその効果的な活用を図る。

ハ　鑑定関係

(ｲ) 酒類、揮発油等の分析、鑑定に当っては、これが間接税の適正かつ公平な課税を実現するための基礎であることを深く認識し、正確かつ迅速に行うとともに、関係部課等と緊密な連携を保ち、その適正な運営に努める。

(ﾛ) 酒類製造者に対する技術指導に当っては、酒類行政全般の動向をは握し、企業の合理化と業界の近代化を技術面から推進して、良質な酒類の安定的供給に資するよう努める。また、公害防止に関しては、主務官庁と連携を保ちつつ適切な指導を行う。

(ﾊ) 近年、分析法は顕著な発展を遂げ、また、技術革新に伴い石油工業をはじめとする関係業界の技術水準が急速に進歩しているので、常に新知識の吸収に努め、分析、鑑定能力の向上を図るとともに、調査手法の開発に努める。

4　徴収関係

⑴ 徴収事務運営の目標と共通の重点施策

税務行政は、賦課事務とともに徴収事務が適正に行われることによって、はじめてその目的を達成することができる。徴収事務の遂行に当っては、このことを十分に認識し、租税債権の確実な管理と、その的確な徴収に努めることが必要である。

徴収事務の運営については、従来から確実な債権管理を図るとともに、事務の合理化、効率化について格段の努力を払ってきた結果、事務能率の向上には著しいものがあるが、更に今後の社会経済の進展に即応するため、事務の合理的、効率的運営を図ることが一層要請される情勢にある。

このような見地から、今後における徴収事務運営の施策の重点を次の諸点に置く。

イ　自主納付意識の高揚

徴収事務の終極的な課題は、自主納付態勢を確立することにある。

そのためには、的確な滞納整理の実施とあいまって、平素の事務を通じて、あらゆる機会を生かし、納税者の自主納付意識の高揚を図ることが肝要である。このため、賦課部門と一体となった納付指導、広報活動等による納税道義の高揚を図るとともに納税貯蓄組合、青色申告会、法人会等の関係民間団体の協力を得て納税思想の水準を高めるよう努める。

ロ　確実な事務処理と事務の合理化

徴収事務の基本は、租税債権を確実に管理することにある。

今後においても、この基本にのっとり、事務の簡素化の要請と事務処理の確実性の保持との調整を図りつつ、一層の合理化に努める。

特に、電子計算組織による事務処理は、今後における事務合理化の基幹となるものであるので、徴収事務においてもその対象範囲の拡大を図るとともに、この組織の採用に伴って派生する諸問題についても、技術上の要請と行政上、事務上の要請との調和を図りつつ解決に努め、事務処理体制を整備する。

ハ　機動的事務運営と重点的な滞納整理

(ｲ) 限られた人員で事務を能率的かつ円滑に遂行するため、事務の重要度、時宜に応じた合理的な事務計画を策定するとともに、管理・徴収両事務の特質と差異に着目しつつ管理事務の平準化を図るため、時期的な繁閑に応じて、両事務を通ずる機動的運営を図る。

(ﾛ) 滞納整理に当っては、情報管理を的確にし、滞納者個々の実情に即した整理の進展を図るとともに、整理対象事案の増大に対処するため、その質的管理に十分配意し、重点的、効率的な滞納整理を行う。

⑵ 各事務の重点事項

イ　管理関係

(ｲ) 租税債権を確実に管理するには、賦課部門との連絡を円滑に行うことが肝要であり、このため、申告書、更正決定決議書等の回付、納税者の異動に伴う処理、事故原符の調査等につき、連携の強化、協力体制の確立に努める。

(ﾛ) 管理事務の現状に顧み、繁忙期における事務処理を円滑に行うことは、運営上特に留意を要することであり、今後における事務量の増加に対処するためにも、その事務の実態を十分には握し、分析した上、実情に応じて、非常勤職員の活用、各種事務の処理時期の調整、納付相談事務の合理化及びその際における賦課部門との協調等について検討し、総合的、重点的な事務運営を図る。

(ﾊ) 物納延納の許可事務については、常に進行管理を的確にするとともに、許否の方向を速やかに決定し、迅速、適正な事務処理を行うことに努める。このため、賦課部門との連絡協調、財務局等の関係機関との協議、納税者の指導等を積極的に行うよう配意する。

(ﾆ) 振替納税制度については、引続きその普及を図ることとし、勧奨に当っては、納税貯蓄組合、青色申告会、金融機関等の協力を得るよう特に配意する。

(ﾎ) 納税貯蓄組合の指導に当っては、税務行政全般に対するよき理解者、よき協力者層の拡大に資する見地から、納税資金の貯蓄、期限内納付の指導等のほか税務に関する広報を中心とした諸施策を推進するとともに、青色申告会、法人会等の関係民間団体との連携等を通じて活発な活動を行えるよう配意する。

ロ　滞納整理関係

(ｲ) 租税負担の公平の理念は、適正に課された租税を確実に徴収することによってはじめて達成されるものであり、滞納整理に当っては、この点を十分に認識し、国税徴収法その他関係諸法の定めるところに従い、適正に処分を執行しなければならないものである。

また、常に、賦課部門との連携に心掛け、納税者から課税についての疑問が出された場合には、早急に賦課部門へ連絡してその解決を図るなど適切な措置を講ずる。

なお、租税の徴収に当っては、第三者の権利と競合する場合が少なくないので、その権利の尊重に留意するとともに、法律に定められた諸制度の運用については、いやしくも拡張解釈による不当な処分や不十分な調査による安易な処分を行うことのないよう配意する。

(ﾛ) 滞納整理に当っては、大口滞納者、悪質滞納者、その他の早期に保全を要する滞納者に対する処理の充実を図

り、必要に応じて訴えを提起するなど、継続的な質的整理を促進する。これらの滞納者以外のものについては、通信による催告を主体とした滞納整理方式の活用を図る。

(ハ) 管理者は、効率的な滞納整理を推進するため、大局的見地からの諸施策の決定、重点整理対象の選定、整理の進ちょく状況のは握などに十分留意し、進行管理の徹底に努める。

(ニ) 滞納整理事務を効果的に運営するため、局署の実情に応じて、職員の重点的配置を行い署間の広域運営による滞納整理の推進を図る。また、滞納の都市集中化に対処して署の滞納整理を促進するため、局国税徴収官による機動的な応援体制の強化を考慮する。

5　不服申立て関係

⑴　異議申立て関係

イ　異議申立事案の調査に当っては、その異議の申立てが原処分に対する不満から生じたものであることに顧み、その申立てがなされた事情等について、その異議のあるところを十分くみ取り、公正妥当な処理に努めることはもちろんであるが、他面、安易な妥協を排除して、正しい課税標準のは握に努める。

ロ　異議申立事案の早期処理については、改善の跡が認められるが、更に一層処理の促進に努め、いやしくも事務の進行管理が不十分なためにいたずらに日時を経過することのないよう、また、処理の内容については、審理が不十分であるため異議申立段階で処理することができる問題についてまで、その解決を審査請求段階に持越したりすることのないよう、管理の充実を図る。

⑵　審査請求関係

国税不服審判所における裁決は、賦課徴収に当る処分庁から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であるから、事案の処理に関係のあるすべての者は、それぞれ次の諸点に十分配意するとともに簡易迅速な手続による国民の権利救済が行政不服審査制度の主要な目的となっていることにかんがみ、審査請求事案の効率的な処理に努める。

イ　総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして審理するのであるから、審査を申立てられた事項、答弁書に記載された事項、更に審査請求人の反論内容を基礎として審理を行う。

このため、必要がある場合には、審査請求の趣旨、理由が明らかになるよう補正を求めるなどの措置を講ずるとともに、他方、原処分庁においても、当該趣旨、理由に対し具体的に答弁することによって、争点の明確化に努める。

ロ　合議体の構成員は、議決につきそれぞれ独立した権能を与えられている趣旨に顧み、合議に当っては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽す。

ハ　調査、審理に当っては、不服申立手続上の諸権利を尊重するとともに、質問検査権の行使に当っても、審査請求人の正当な権利利益の救済の趣旨に反しないよう留意する。

なお、審査請求人の主張に相当の理由があると認めるときは、支障のない限り、徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の措置を講ずるよう、徴収の所轄庁に求める。

平成22年度税制改正大綱の概要

Ⅰ.新政権の下、税制全般にわたる改革への取組みに当たっての基本的考え方（税制改革の視点）、新しい税制改正の仕組み、各主要課題の改革の方向性を以下のとおり定める。

税制改革の視点

- ○ 納税者の立場に立って「公平・透明・納得」の三原則を常に基本とする
- ○ 「支え合い」のために必要な費用を分かち合うという視点を大事にする
- ○ 税制と社会保障制度の一体的な改革を推進する
- ○ グローバル化に対応できる税制のあり方を考える
- ○ 地域主権を確立するための税制を構築する

新しい税制改正の仕組み

○ これまでの与党と政府の税制調査会の機能を一元化し、政府の責任の下で税制改正の議論を行うため、政治家から構成される「税制調査会」を政府に新しく設置するとともに、税制改正プロセスを透明化する。

○ 税制における既得権益を一掃するため、国及び地方の政策税制措置について、「基本方針」(「ふるい」) に基づき、今後４年間で、ゼロベースからの見直しを行う。また、租税特別措置等の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、「租特透明化法（仮称)」の制定を目指すとともに、地方税法において、所要の措置を講ずる。

各主要課題の改革の方向性

○ 納税環境整備
納税者権利憲章（仮称）の制定、国税不服審判所の改革、社会保障・税共通の番号制度導入、歳入庁の設置等について、税制調査会に設置するＰＴ等において検討を行う。

○ 個人所得課税
所得再分配機能を回復し、所得税の正常化に向け、税率構造の改革、所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換等の改革を推進する。
個人住民税については、今後の所得税における控除整理も踏まえ、控除のあり方について検討を進める。

○ 法人課税
租税特別措置の抜本的な見直し等により課税ベースが拡大した際には、成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上、国際的な協調などを勘案しつつ、法人税率を見直していく。

○ 国際課税
国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、適切な課税・徴収を確保するとともに、企業活動活性化のために税務執行に係るルールを明確化・適正化すべく、必要な方策を検討する。また、租税条約について、ネットワークの迅速な拡充に努める。

○ 資産課税
格差是正の観点から、相続税の課税ベース、税率構造の見直しについて平成 23 年度改正を目指す。

○ 消費税
今後、社会保障制度の抜本改革の検討などと併せて、使途の明確化、逆進性対策、課税の一層の適正化も含め、検討する。

○ 個別間接税
「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進める。

○ **市民公益税制（寄附税制など）**
「新しい公共」の役割が重要性を増していることに鑑み、市民公益税制に係るＰＴを設置し、改革に向けた検討を進める。

○ **地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方**
国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直す。地方消費税の充実など、偏在性が少なく税収が安定的な地方税体系を構築する。

Ⅱ.税制全般にわたる改革への取組みの第一歩として、平成 22 年度税制改正においては、次のとおり各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じる。

個人所得課税

○ 「所得控除から手当へ」等の観点から、子ども手当の創設とあいまって、年少扶養親族（～15 歳）に対する扶養控除（38 万円）を廃止する。

○ 高校の実質無償化に伴い、16～18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（25 万円）を廃止する。

○ 個人住民税については、税体系上の整合性の観点等から、所得税と同様に、年少扶養親族（～15 歳）に対する扶養控除（33 万円）及び 16～18 歳までの特定扶養親族に対する扶養控除の上乗せ部分（12 万円）を廃止する。

法人課税

○ 100％グループ内の内国法人間で一定の資産の移転を行ったことにより生ずる譲渡損益の計上を繰り延べることとする等、資本に関係する取引等に係る税制の整備を行う。

○ いわゆる「一人オーナー会社課税制度」（特殊支配同族会社における業務主宰役員給与の損金不算入制度）は廃止。なお、いわゆるオーナー給与に係る課税のあり方について、個人事業主との課税の不均衡を是正し、「二重控除」の問題を解消するための抜本的措置を平成 23 年度改正で講じる。

国際課税

○ 国外に進出する企業の事業形態の変化等に対応し、租税回避行為を一層的確に防止する観点から、外国子会社合算税制を見直し、一定の資産性所得を新たに合算課税の対象としつつ、いわゆる「トリガー税率」を「20％以下」に引き下げる。

○ 外国税務当局との情報交換に関し、租税条約や行政取極の締結により情報交換ネットワークを迅速に拡充するとともに、一層効率的かつ円滑に情報交換を実施していくため、外国への情報提供に係る規定を創設する。

資産課税

○ 住宅取得等資金の贈与に係る贈与税の非課税措置について、所得制限（2,000 万円）を付した上で、非課税限度額（現行 500 万円）を、平成 22 年は 1,500 万円、平成 23 年は 1,000 万円に引き上げる。

消費課税

○ 現行の 10 年間の暫定税率は廃止する。その上で、原油価格等が安定的に推移していること、地球温暖化対策との関係に留意する必要があること等から、当分の間、現在の税率水準を維持する。

○ ただし、平成 20 年度上半期のような原油価格の異常高騰時には本則税率を上回る部分の課税を停止できるような法的措置を講ずる。

○ 地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進める。

○ 自動車重量税については、グリーン化を行いながら、暫定税率による上乗せ分の国分の約２分の１に相当する規模の税負担の軽減を行う。

○ たばこ税について、１本あたり3.5円（国・地方それぞれ1.75円）の税率引上げ（価格上昇は５円程度）を行う（平成22年10月１日から適用）。

市民公益税制（寄附税制など）

○ 認定ＮＰＯ法人制度について、認定手続と申請書類等の簡素化を行う。

○ 所得税の寄附金控除の適用下限額を２千円（現行５千円）に引き下げる。

納税環境整備

○ 脱税犯に係る懲役刑の上限を 10 年（現行５年）に引き上げる等、罰則（国税関係）を見直す。

租税特別措置の見直し等

○ 国の政策税制措置（241 項目）の３分の１にあたる 82 項目を見直しの対象とし、うち 41 項目について廃止又は縮減をする（廃止 12、縮減 29）。

○ 地方の政策税制措置（286 項目）についても３分の１にあたる 90 項目を見直しの対象とし、うち 57 項目について廃止又は縮減をする（廃止 47、縮減 10）。

租特透明化法（仮称）等

○ 租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みを構築するため、通常国会に「租特透明化法案（仮称）」を提出する。

○ 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、適用実態を把握し、その結果を国会へ報告する。

平成22事務年度国税庁関係主要日誌

<table>
<tr><th>年　月</th><th>日</th><th>国　　税　　庁</th><th>社　　会</th></tr>
<tr><td>平成22. 7</td><td>10</td><td>国税庁幹部の異動がある。

<table>
<tr><th>官　　職</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>税務大学校副校長</td><td>川根　　誠</td><td>坂元　正治</td></tr>
<tr><td>沖縄国税事務所長</td><td>吉田　泰三</td><td>綿谷　久司</td></tr>
<tr><td>札幌国税不服審判所長</td><td>岩﨑　吉彦</td><td>川根　　誠</td></tr>
<tr><td>仙台国税不服審判所長</td><td>関岡　誠一</td><td>村井　節也</td></tr>
<tr><td>関東信越国税不服審判所長</td><td>豊岡　俊彦</td><td>山田　秀樹</td></tr>
<tr><td>金沢国税不服審判所長</td><td>池上　　健</td><td>岩﨑　吉彦</td></tr>
<tr><td>福岡国税不服審判所長</td><td>関本　大樹</td><td>權田　和雄</td></tr>
<tr><td>国税不服審判所沖縄事務所長</td><td>渡辺　正弘</td><td>森下　幹夫</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>12</td><td>札幌国税局長の異動がある。
（新）橋本　元秀　　（旧）後藤　真一</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>20</td><td>国税専門官採用試験第２次試験が実施される（～27日）。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>22</td><td>税務大学校本科第47期生200人の研修が始まる（～23年６月23日）。
税務大学校専攻科第４期生100人の研修が始まる（～12月21日）。
税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）で専攻税法研修第１期生1,456人の研修が始まる（～９月２日）。</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>30</td><td>国税庁幹部の異動がある。

<table>
<tr><th>官　　職</th><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>国税庁長官</td><td>川北　　力</td><td>加藤　治彦</td></tr>
<tr><td>次長</td><td>田中　一穂</td><td>岡本　佳郎</td></tr>
<tr><td>課税部長</td><td>西村　善嗣</td><td>岡本　榮一</td></tr>
<tr><td>徴収部長</td><td>松﨑也寸志</td><td>伊藤　　洋</td></tr>
<tr><td>調査査察部長</td><td>藤田　利彦</td><td>池田　篤彦</td></tr>
<tr><td>税務大学校長</td><td>青木　直幸</td><td>上西　康文
(22. 3. 31発令済)</td></tr>
<tr><td>関東信越国税局長</td><td>道盛大志郎</td><td>西村　善嗣</td></tr>
<tr><td>名古屋国税局長</td><td>氏兼　裕之</td><td>井阪　喜浩</td></tr>
<tr><td>大阪国税局長</td><td>岡本　榮一</td><td>中村　明雄</td></tr>
<tr><td>広島国税局長</td><td>長友　哲次</td><td>氏兼　裕之</td></tr>
<tr><td>福岡国税局長</td><td>岡田　則之</td><td>藤田　利彦</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td>平成22. 8</td><td>3</td><td>第60回税理士試験を行う（～５日）。</td><td></td></tr>
</table>

	19	税務大学校専科第38期生1,011人の研修が始まる（～23年２月24日）。	
平成22. 9	1	税務大学校国際租税セミナー実務コース第32期生100人の研修が始まる（～12月21日）。	
	2	税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）で専攻税法研修第１期生1,454人の修了式を行う。	
	5	国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験第1次試験が実施される。	
		中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）１次選考が実施される。	
	10	全国国税不服審判所長会議が開催される。	
	21	国税不服審判所次長の異動がある。 （新）知原　信良　　（旧）平沼　貞次	
平成22. 10	13	財務省永年勤務者表彰式で国税庁関係者1,544人が大臣表彰を受ける。	臨時国会が召集（１日）
	14	国家公務員採用Ⅲ種（税務）試験第２次試験が実施される（～21日）。	
	15	国税庁永年勤務者表彰式を行う（長官表彰2,051人、審判所長表彰15人）。	
	19	関東信越国税局長の異動がある。 （新）原　　信造　　（旧）道盛大志郎	
平成22. 11	8	アジア税務長官会合（SGATAR）がインドネシア（バリ）において開催される（～12日）。	平成22年度補正予算が成立（26日）
	12	秋の勲章・褒章伝達式で国税庁関係者59人（勲章45名、褒章14名）が受章する（11月３日発令）。	
平成22. 12	2	国税審議会第44回税理士分科会が開催される。	「平成23年度税制改正大綱」が閣議決定（16日） 平成23年度予算案が閣議決定（24日）
	7	国税審議会第45回税理士分科会が開催される。	
	10	第60回税理士試験の合格者999人を発表する。	
	21	税務大学校国際租税セミナー実務コース第32期生100人の修了式を行う。	
		税務大学校専攻科第４期生99人の卒業式を行う。	
平成23. 1	14	金沢国税局長の異動がある。 （新）下山　宏　　（旧）齋藤　哲哉	菅首相が内閣を改造（14日） 通常国会が召集（24日） 「所得税法等の一部を改正する法律案」が国会に提出（25日）
平成23. 2	4	全国国税不服審判所長会議が開催される。	
	24	税務大学校専科第38期生1,007人の卒業式を行う。	
平成23. 3	3	第12回国税審議会が開催される。	三陸沖を震源とする東日本大震災が発生（11日） 東京電力が計画停電を実施（14日） 平成23年度予算が成立（29日） 「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」が成立（31日）
		国税審議会第８回国税審査分科会が開催される。	
		国税審議会第46回税理士分科会が開催される。	
		国税審議会第10回酒類分科会が開催される。	
	28	税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）で普通科第一コース第70期生519人の卒業式を行う。	
		税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）で普通科第二コース第３期生63人の卒業式を行う。	

<table>
<tr><td></td><td>31</td><td>国税庁幹部の異動がある。
<table><tr><th>官　　職</th><th>新</th><th>旧</th></tr><tr><td>高松国税不服審判所長</td><td>渡辺　正弘</td><td>中山　明幸</td></tr><tr><td>熊本国税不服審判所長</td><td>鬼塚　太美</td><td>後藤洋次郎</td></tr><tr><td>国税不服審判所沖縄事務所長</td><td>土橋　　令</td><td>渡辺　正弘</td></tr></table></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="8">平成23. 4</td><td>1</td><td>国家公務員Ⅰ種試験等合格者９人を採用する。</td><td rowspan="8">東京電力が計画停電の終了を宣言（８日）
「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」が公布・施行（27日）</td></tr>
<tr><td></td><td>税務大学校税務理論研修第30回生５人の研修が始まる（～６月28日）。</td></tr>
<tr><td></td><td>大阪国税不服審判所長の異動がある。
（新）西川知一郎　　（旧）本多　俊雄</td></tr>
<tr><td>4</td><td>税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）で初任者基礎研修第69期生665人の研修が始まる（～６月30日）。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>税務大学校研究科第47期生23人の研修が始まる（～24年６月14日）。</td></tr>
<tr><td></td><td>税務大学校地方研修所（関東信越・東京・名古屋・大阪）で普通科第一コース第71期生344人の研修が始まる（～24年３月27日）。</td></tr>
<tr><td></td><td>税務大学校地方研修所（東京）で普通科第二コース第４期生24人の研修が始まる（～24年３月27日）。</td></tr>
<tr><td>8</td><td>東京国税不服審判所長の異動がある。
（新）小林　健司　（旧）石田　一宏</td></tr>
<tr><td rowspan="7">平成23. 5</td><td>9</td><td>第16期国税庁実務研修が始まる（～24年６月11日）。</td><td rowspan="7">東日本大震災の復旧・復興費を盛り込んだ平成23年度第１次補正予算が成立（２日）</td></tr>
<tr><td></td><td>川北長官が人事院事務総長を訪ね、人事院総裁あての給与等改善要望書を手渡し、税務職員の給与等の改善を強く要望する。</td></tr>
<tr><td>10</td><td>税務大学校国際租税セミナー基礎コース第34期生198人の研修が始まる（～６月28日）。</td></tr>
<tr><td>13</td><td>全国国税不服審判所長会議が開催される。</td></tr>
<tr><td>16</td><td>国税審議会第47回税理士分科会が開催される。</td></tr>
<tr><td>27</td><td>国税審議会第48回税理士分科会が開催される。</td></tr>
<tr><td rowspan="9">平成23. 6</td><td>12</td><td>国税専門官採用試験第１次試験が実施される。</td><td rowspan="9">「復興庁」創設を定めた復興基本法が成立（20日）
「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立（22日）</td></tr>
<tr><td>13</td><td>国税庁実務研修第15期生19人の閉講式を行う。</td></tr>
<tr><td>16</td><td>税務大学校研究科第46期生22人の研修が終了する。</td></tr>
<tr><td>22</td><td>税務大学校専門官基礎研修第41期生738人の修了式を行う。</td></tr>
<tr><td>23</td><td>税務大学校本科第47期生199人の卒業式を行う。</td></tr>
<tr><td>28</td><td>税務大学校国際租税セミナー基礎コース第34期生198人の研修が終了する。</td></tr>
<tr><td></td><td>税務大学校税務理論研修第30回生５人の研修が終了する。</td></tr>
<tr><td>29</td><td>春の勲章伝達式で国税庁関係者56人が受章する（４月29日発令）。</td></tr>
<tr><td>30</td><td>税務大学校地方研修所（札幌・仙台・関東信越・東京・名古屋・大阪・広島・熊本）で初任者基礎研修第69期生663人の修了式を行う。</td></tr>
</table>